第11期第7回小金井市男女平等推進審議会(令和7年度第2回)次第

日時:令和7年7月28日(月)

午前:9時30分~11時30分

場所:市役所本庁舎第一会議室

1 議題

- (1) 男女共同参画施策の推進について
 - ア 「第6次男女共同参画行動計画」推進状況調査について
- (2) (仮称) 第7次男女共同参画行動計画(案)の策定について
 - ア 子どもの意見聴取について
 - イ 骨子案について
 - ウ 体系案について
- (3) その他
- 2 報告事項
 - (1) 市議会の報告について
 - (2) その他
- 3 その他
- 4 配布資料
 - 資料1 令和6年度第6次男女共同参画行動計画推進状況調査【調査票1、 調査票1別紙、資料】
 - 資料2 意見・質問シート
 - 資料3 小中学生アンケート調査結果報告書(案)
 - 資料4 (仮称) 第7次小金井市男女共同参画行動計画骨子案
 - 資料 5 (仮称) 第7次小金井市男女共同参画行動計画体系案
 - 資料6 市議会の報告

参考

- 1 第11期第6回(令和7年5月19日)会議録
- 2 「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について(令和6年1 月19日提言)
- 3 小金井市みんなで子育て応援ブック~のびのびこがねいっこ2025

は重点施策

※1 自己評価(対前年進捗度)について

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものに「O」を付けてください。複数回答可)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

C=縮小 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基	本 主要	施策								自己評価(対前年				たと思れ		2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
	票課題	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
I V	1 人	(1)	① 人 権	(1)		人権尊重の意識の 浸透と定着を図る ため、人権に関する	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	※【調査票1 別紙】にて回答				/		/	/		
権力等重	尊重	権・男女	· 男 女 平			啓発資料を作成・ 活用します。	・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	※【調査票1 別紙】にて回答									
言され 多様性を認め合う社会をつくる	男女平等意識の普及・浸透	4平等の意識改革の推進	+等に関する広報・啓発活動の推進	(2)	する各種啓発	男女男子等都等市場本共同。 東京・別な画に関の表す。 東京・別な画に関のる料で、 東京・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集 の発行・配布	企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」60・61号を発行 発行部数 60号:2.600部 61号:2.600部配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等計36回こがねいパレット」記録集を発行発行部数 400部配布先 東京都・区市町関係機関、学校、市施設等計151箇所	В	0	0		0		0	「かたらい」60号では、「『家族の在り方』について考える」をテーマとして、昭和から現在に至る家族関係の変化等に関する記事を掲載した。「かたらい」61号で、多様な働きが、生き方に関する記事を掲載した。「第38回こがねいバレット」記録集は、当日の内容と、男女共同参画に関する団体の紹介等を掲載した。「第38回こがねいバレット記録集の改発を行うことができた。(前年度比) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	今後も情報誌及び記録集を発行し、 男女共同参画に関する理解促進を図 る。 また、市報及びホームページ、X(IH twitter)へ掲載し、周知を図っていく。
							・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答			/	/		/			
							・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等 基本条例等の周知	企画政策課	男女共同参画シンボジウム及び「こがねいパレット」の参加者へ、男女平等基本条例及び男女平等都市宣言の紹介資料を配布した。「こがねいパレット」記録集に男女平等都市宣言を掲載した。男女共同参画週間に第二庁舎「階で啓発物品と合わせ資料を配布した。市報11月1日号1面に全面で男女共同参画社会の実現に向けた啓発記事を掲載した。	В	0	0					請演会参加者に男女平等基本条例 等の周知を行うことができた。 (前年度比) 資料の配布機会 前年同様 「こがおしパレット」記録集発行部数 前年同様	今後も、周知を進めていくために講演会や市報及びホームページ等を利用し、男女共同参画の理解促進を図っていくともに周知方法についても検討していく。
				(3)	に関する図書・	人権・男女平等に 関する図書や関係 資料の収集に努め	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答			/	/	/	/	$\overline{/}$		
					用	ます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し、閲覧など活用を図ります。	・男女共同参画週間に合わせた図書館における テーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書を展示をした。 (令和6年度 展示冊数50冊 うち貸出冊数4冊)	A	0						男女共同参画週間に合わせて、関連 図書や男女共同参画室所蔵資料を、 1階一般室と2階YA(ヤングアダルト) コーナーでも、テーマ図書とし展示・ 貸し出しを行い、来館者に男女共同 参画の意識の啓発を行うことができ た。	今後も、人権・男女平等の資料の収 集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書展示及び 図書館X(旧ツイッター)等での広報活動を行い、資料の活用にも努める。
				(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知		加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行 療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答				/	/	$\overline{/}$	/		
			②人権・男女平等	(5)	演会等の開催	人権尊重の意識の 浸透と定着を図る ため、女性の人権 や多様な性への理解など様々な人権 をテーマに講演会 等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	人権講座(タイトル:「令和の不登校対応を考える~ポリヴェーガル理論をもとにして~」、講師: 大熊雅士)参加人数:118人	В	0		0	0			前年度と同規模で開催。アンケートで 人権意識が「高まった」と回答した人 は86%で、多くの方に人権意識を啓 発することができた。 (前年度比) 参加者 +16人	実施内容やテーマを探りながら、事業 の継続を図る。
			寺 に 関 す				・ 人権啓発物品の配布	広報秘書課	※【調査票1 別紙】にて回答		$\overline{/}$	/	/	$\overline{/}$	7	/		

基本	- 要 が	施策								自己評価(対前年				たと思え		2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
基本 注目標 認	題	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
			る講演会等の開催	(6)	男女共同参画シンポジウムの開催		ボジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行	企画政策課	「ジェンダー統計からみる男女共同参画の 現状と課題〜小金井市民の男女平等観の 問題点は?〜」をテーマに講演いただい た。 講師:杉橋やよい氏(専修大学経済学部教 授) 参加者 10人(アンケートの回答は7人。うち 女性3人、男性4人、そのほか0人)	В	0	0			0		募集人数40人としたが、酷暑の中の 開催となったことが原因か、事前申込 者数より実際の参加者数が減ってし まった。 (前年度比)参加者 △18人	より多くの市民に参加してもらえるよう、昨年度に引続きテーマ設定やポンターデザインなどの周知に工夫を図っていきたい。
			【重点施策】	(7)	ト」の開催	運営による男女共同	きと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・ 司参画推進事業「こがねしい「レット」を開催します。	企画政策課	市民実行委員による企画・運営で、第38回「こがねしパレット『みんなどちがってもいい	Α			0			0	著名な講師を招いたことが功を奏し、 予想を上回る申込みがあり、募集開 始と同日で定員を満たすほど大盛況 であった。 (前年度比) 参加者 +17人(女性+10人 男性+3 人) 記録集 前年同数	市民実行委員を中心に、毎年度、異なるテーマや内容を企画して開催することで、市民に男女共同参画の啓発を継続して行っていく。
		② 男女共同参画の	①メディア・刊行物		シーに関する普及・啓発	人権尊重と性差別の		企画政策課	市報により人権尊重・男女平等意識の普及・啓発を行った。	D							例年は市報で、メディア・リテラシーに 関して男女平等に配慮した表現につ いて注意喚起する記事の掲載を行っ ていたが、令和6年度は、市報リ ニューアル等により、当初予定してい た内容の記事が掲載できず、広報の 機会を設けることができなかった。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、市報を活用して市民に普及・啓発を図っていく。
		基盤となる人権の	等への配慮	(9)	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基込んだ情報モラル教	づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り 改育を実施します。	指導室	クロームブックの使用及びSNSの取扱い等について、男女平等の観点を含めて人権に配慮することを授業の中で都度伝えてきた。また、携帯電話会社や警察等と連携し、セーフティ教室を実施する際、情報モラルの内容を取り扱った。	В	0						授業でクロームブックを活用したり、 私生活でスマートフォンを扱うことも考 えられる子どもこ対する必要な指導を 行うことができた。 【前年度比】実施校数 = 前年度同 様 小・中学校全14校	特にSNSやチャット上でのやり取り中で、自分が意図しない人権侵害や 男女平等の視点を注意することを指導する内容に盛り込むようにする。
		尊重		(10)		「男女共同参画の 視点からの表現の 手引き」を周知する		企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答				/	/	$\overline{/}$			
						とともに、市が発行 する刊行物等での 適切な表現を使用 することを促しま す。	・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新入職員への新任研修及び庁内への「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」 を通して、「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」 を通して、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」による市刊行物への適切な言葉や表現の使用について周知を図った。	В	0					0	新任研修や庁内全課に対する男女共同参画の視点からの表現に係る調査 を実施することができた。	
						・男女平等の視点を取り入れ、男女のパランスに 配慮した市報等の発行		市報等にイラストや写真を掲載する際、男 女平等の視点を取り入れる。 月2回、1日・15日に50 令和6年度は1.61453の部発行 (令和6年4月15日号~令和7年4月1日号)	В	0						特段指定のあるものを除き、男女の パランスのとれたイラスト・写真を掲 載することができた。 (前年度比)2,430部増	掲載内容の充実を図りながら、事業 の継続を図る。	
			②人権尊重におけ			男女平等に関する書苦情、相談に対応し	苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する ます。		市報及びホームページに男女平等に関する 苦情・相談の窓口の情報等について掲載 し、周知を図った。 専門知識のある男女平等苦情処理委員が 苦情処理を行うことができる体制を整えてい る。 令和6年度申出件数 1件	В				0			昨年度同様、市報・ホームページに掲載し、窓口の周知に努めた。 苦情・相談申出の処理を行い、終了した。 (前年度比)+1件	引き続き市報やホームページ等を通して窓口の周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
			いる相談対応の充実		人権侵害等に 対する相談の 実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権·身の上相談 14回18件 市民相談 毎日	А		0	0	0		0	相談件数が増加。人権擁護委員の日及び人権週間にちなみ、人権擁護委員が人権啓発活動及び特設相談会を実施した。((前年度比) 人権・身の上相談 ±0回+8件なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業 の継続を図る。

基本 主要	施策						Im .tu -m	-	自己評価(対前年			があった			2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標課題	方向		NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
						-女性総合相談		女性総合相談 59日、177コマ実施。 軽べ相談件数 151件 保育利用件数 0件	В			0	0		0	前年度よりも延べ相談件数が増え、 生活上のさまざまな悩みを抱える相 該者の支援を行うことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 +3件 101.3%	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者の事情に応じて情報提供を行っていく。引き続き、市報及びホームページ等を通じ、女性総合相談の周知を行っていく。
		③多文化共生のまちづくり	(13))人権・平和に関 する講演会等 の開催		映画会や講演会等を開催します。様々な視点から、 啓発していくことで、 多文化共生への理解を図り		非核平和映画会「島守の塔」上映 参加者62人 原爆写真パネル展 参加者498人(男245 人、女253人) 機断幕掲出(市内4か所)7/17~8/15 原爆死没者への影とう 平和行事参加の旅 中止 平和の日記念行事 参加者58人	В	0			0		0	昨年度と同規模で開催。アンケートで 平和意識が「高まった」と回答した人 は、非核平和映画会で78%、原爆写 真パネル展で84%、平和の日記念行 事で78%となり、多くの方に人権尊重 や平和の尊さについて啓発すること ができた。 (前年度比) 非核平和映画会参加者△17人 原爆写真パネル展参加者1115人 なお、平和行事参加の旅は最少催行 人数に達しなかったため中止した。	実施内容の充実を図りながら、事業 の継続を図る。
			(14)	国際理解教育 の推進	市内小・中学校にお 持つ外国人との交流	いて、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を 流活動を実施します。	指導室	外国語科や外国語活動において、世界の 多様な文化や習慣について、ALTと共に理解を深めた。 立川市にある英語体験型学習施設に小学 5年生を派遣し、外国を模した雰囲気の中 で英語を学ぶとともに、多様な文化に対す る理解を深めた。	В	0						外国の文化や習慣の多様性について 理解が進むとともに、言語を含め、外 国への関心を高めることができた。 【前年度比】 英語体験型学習施設派遣人数 959 人(前年度から皆増)	深めることの方法について、教科ごと の研究会などを通じて学校間の情報
			(15)	を 在住外国人との 交流の推進	多文化共生社会へ の理解を深めるた め、外国籍市民と の各種国際交流事 業や公民館を活力 にた学びにおける国際 際交流事業を実施 します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化類	①漫才ワークショップ(参加者20人※うち4人が外国人) ②防災館体験ツアー(参加者28人※うち6人が外国人) ③日本語スピーチコンテスト(出場者8人(男性7人、女性1人)、司会1人、観覧者37人※出場者、司会は外国人) ④やさしい日本語講座(参加者13人※うち1人が外国人) ⑤国際交流:三連動会(参加者61人※うち21人が外国人)	А	0						各事業について今までから内容の ブラッシュアップを行い、参加者の交 流の促進に努めた。また、昨年に引き 続き実施したミニ運動会では、子ども から大人まで多くの方に参加していた だき、多くの方・多世代の方と交流す ることができた。	
						-生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	【緑分館】 「生活日本語教室」(全41回)参加者延べ 1,766人 国際交流イベント「世界文化遺産のモスクで 知るイスラムの世界」(全2回)参加者延べ 68人 【貫井北分館】 成人学校「インドから学ぶ共生のあり方— カーストと人権」(全2回)参加者延べ66人 【東分館]市民講座「ヨーデル歌手が語る、 おもしろい国オイスとその民族音楽」(全2 回)参加者延べ55人	А	0	0	0	0	0		生活日本語教室の参加者が増加し、 外国人の日本語教育を推進した。 各国の文化を学び、国際理解が深 まった。 (生活日本語教室前年度比)延べ参 加者数174.9%	引き続き、生活日本語教室や各種イベントを開催し、国際交流事業を開催する。
			(16)) 外国人相談の 実施		国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専 計画人相談を実施します。	広報秘書課	R専門の相談員による外国人相談 0回0件	В			0	0		0	専門の相談員による外国人相談としての利用は無いが、外国人からの問合せに対しては、他の市民と同様に行っている。また、DXの一環で試行的に総合案内に同時翻訳モニターを設置し、コミューケーションを図った。(前年度比) 外国人相談 ±0回±0件	代替手段の検討を行い時代に即した 形に見直しを図る。

基本	主要	施策								自己評価(対前年					われる 点 ※		自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標	課題	方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
		③ 多様性への理解の推	①性の多様性への理解促	(17)		パートナーシップ関 を運用します。	係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度	企画政策課	令和2年10月に、性的少数者への理解を促進していくため、小金井市パートナーシップ 宣誓制度を開始。令和4年11月には東京都 と連携協定を締結した。 市報への掲載やシンポジウム、「こがねい パレット」等のイベントで周知を行ったほか、 令和6年5月に開催された東京レインボープ ライド2024においてパートナーシップ宣誓制 度周知チラシを配架した。 令和6年度宣誓件数 1件	В	0		0	0			市報11月1日号において特集記事を 組み、その中で周知を行ったほか、近 陳自治体と共に東京レインボーブライ ド2024~参加し、パートナーシップ宣 誓制度の事業周知を行った。 (前年度比) 宣誓件数+1件	今後も市報等の広報媒体や各種イベント等において事業周知活動を継続 的に行う。
		進	進	(18)	性の多様性に 関する研修会 等の実施	性の多様性の理解 会等を実施します	と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修	企画政策課	市職員向けには、「性の多様性への理解促進研修」を実施。平成30年度から職員課主催の「人権研修」でも性の多様性についての内容を取り入れている。市民向けには「性の多様性への理解促進講座」を実施。また、多摩地域複数市と連携実施した若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業において、市内の教員研修に講師を派遣し、性の多様性に関する研修を実施した。【令和6年度参加者】・性の多様性への理解促進研修 29人・性の多様性への理解促進講座 6人・講師派遣事業(小金井第三小学校) 38人	В	0		0	0		0	昨年度同様、研修等を実施し、理解と 支援促進に努めたほか、市内小中学 校長に対し、若年層セクシュアル・マ イノリティ支援事業について説明を行 い事業周知に努めた。 (前年度比)参加者数 ・性の多様性への理解促進研修 +9 人・性の多様性への理解促進講座 △7 人・講師派遣事業 +3人	今後も研修・講座を開催し、性の多様 性に対する理解・支援の促進に努め る。
	2 男女共同参画を推進	① 教育の場における男	①幼少期や学校教育にお				中学校に動務する職員を含めた市職員や教職員 女平等・男女共同参画に関する研修を実施しま	職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画 の科目を設けており、令和6年度についても 新入職員向けに研修を実施した。また、市 町村職員研修所で開催している男女共同 参画形成研修に入所2年目の職員を派遣し た。 【令和6年度参加者】 ・新入職員研修 30名 ・男女共同参画形成研修(オンライン) 16	В	0						新人職員へ、男女共同参画の意識向 上を図ることができた。また、2年目職 員(前年未受講者含む)については、 市町村職員研修所へ派遣し、理解を 深めた。	時代背景に合わせた研修内容となる
	する教育・学習の推進	女平等教育の推進	ける男女平等教育・学習					指導室	教員を対象に校内又は校外において人権 に関する研修会を実施した。 線中学校を人権尊重教育推進校に指定し、 男女平等を含む様々な人権配慮について の教育を推進することとした。 教員向けにジェンダーバイアスに関する研 修を、指導室が教育長を講師として行った。	В	0						校内における人権教育プログラムを活用した研修の実施を促進したのか。 法用した研修の実施を促進した。教員 内は尊華教育を推進するための教員 向け研修会等を実施した。 人権教育推進委員会や子どもの権利 に関する条例の理解研修を実施した。 初任者研修において、人権教育を テーマに研修を実施した。 【前年度比】人権尊重教育推進校 1 校 前年度の校)	今後は校内における研修の充実が図られるよう取り組んでいく。
			の推進	(20)	点に立った学校	小・中学校における 学校活動の中で、 男女平等の趣旨を 踏まえた人権教育 等を推進します。	・人権教育プログラムを活用した男女平 等の視点を含む人権教育	指導室	各校の人権教育計画に基づき、人権教育プログラムを活用した男女平等教育が推進されるように人権教育推進委員に対して研修を実施した。 市立小学校において、ジェンダーバイアスに関する授業を、教育長が行った。 人権尊重教育推進校として縁中学校を指定し、学校全体で人権を尊重する視点を取り入れた授業を展開した。	В	0						人権教育プログラムを参考にしつつ、 各教科、特別の教科道徳、特別活動 等において教育活動を推進した。 【前年度比】人権教育推進委員会 年 3回一年3回	権教育計画についてきめ細やかに指導することで、男女平等教育推進に
							・職場体験学習における男女平等の視点 に立ったキャリア教育	指導室	男女平等の視点に立った、主体的に進路選択をするための望ましい勤労観職業観の育成に資するキャリア教育の計画について、教務主任研修会において理解促進を図った。	В	0							い勤労観・職業観の育成における実 践について、学校間の活発な情報交 換を促し、互いの教育活動に生かす
							・個々の能力に応じた進路指導	指導室	主体的に進路選択をするための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を進路指導主任研修会において実施した。 もくせい教室の保護者を対象に、進路を考えるための会を開催し、不登校の生徒に関して、進路選択の幅が広がるようにした。	В	0						研修内容を踏まえ、各校において適切な進路指導を進めることができた。 【前年度比】進路指導主任研修会で の研修実施 = 前年度同様	進路指導において押さえるべき要点 等を進路指導主任を通じて進路指導 に関わる全教員が理解を深めること により、きめ細やかな進路指導の実 現に努めていく。

本主要	施策					-			自己評価(対前年			があった			2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
標課題	方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
	② 生涯を通じた男女平等	①家庭における教育・学習	(21)	両親学級の充実	妊娠、令のでは、出生のでは、 一般に	・亚口一フ及び十曜日つ一フの宇体	こども家庭センター	両親学級 令和6年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数78人 (女性:41人、男性37人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数499 人(女性:251人、男性248人) ※再掲No.69	В	0	0	0				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人に対し令和6年度は577人の参加があった。 (前年度比)参加人数平日コース 116.4% 土曜日コース 101.8%	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習は避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において、に子育てに関わっていけるようプログラムを開拓し継続して支援する。
	守教育の推進	自の推進	(22)	エンジェル教 室・カルガモ教 室の開催		消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提 りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ	こども家庭センター	・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者448人(うち父親参加者数 69名)、子ども394人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者168人(うち父親参加者数 17名)、子ども153人 ※再掲No.69	В	0		0				親子遊び、保護者同士の交流や情報 の提供、育児に必要な知識の普及等 を図り、家庭で安心して子育てができ る環境づくりにつながった。 (前年度比)エンジェル参加者:保護者 +127人、子ども+99人 カルガモ参加者:保護者+35人、子ど も+24人	初めての親子教室となることが多く、 知識のみならず、交流、仲間づくりに つながり満足度の高い事業であり、 今後も継続実施する。前年度に比 ペ、エンジェル教室の父親参加が煌 えている。引き続き、周知や父親が やすい環境づくりを推進していく。
			(23)	家庭教育学級 の開催		もに学習するための場として、市立小中学校のPT E託して、家庭教育学級を実施します。		各小中学校PTA等に家庭教育学級の実施 を委託し開催。開催できなかった学校もある が9校で実施した。	В						0	各小中学校PTAにおいて、開催方法 や内容に創意工夫があり、それぞれ の特色ある講座を多くの学校で開催 することができた。 (前年度比)実施校 -3校	昨今の状況からPTAがなくなったり、 担い手不足が起こってきている。今も も保護者、学校の協力を得ながら、 業の実施に向けて取り組んでいく。
		②地域・社会における教	(24)	人権尊重・男女 平等の視点を 踏まえた各種講 座の実施	地域において、人権学習機会を提供しま	尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や ます。	公民館	【本館】 子どもの人権講座(全5回)参加者延べ103 人 【貫井北分館】 市民講座「ぬくいきた認知症サポーター講座」(全3回)参加者延べ16人 市民講座「手話にふれてみよう」(全4回)参加者延べ52人	А	0	0	0	0	0		各講座を通じ、人権尊重、男女平等、 障害者差別解消を推進するのに寄与 した。 (前年度比)延べ参加者数120.4%	引き続き人権尊重、差別解消を視点とした講座を実施する。
		育 ・ 学 習	(25)		市民や市内を中心 に活動している団 体が、企画・主催す る男女共同参画に	・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に 応じて市役所職員等が出向き説明をする 「出前講座」を0回実施。	В						0	市民からの依頼で開催される講座実施数は増加していますが男女参画に関しての講座依頼は0件でした。 (前年度比)開催数 +0回	広報活動、市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
		の推進			関する学習会や講座の開催を支援します。	・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の 開催	公民館	【緑分館】「子どもと大人をつなぐ地域づくり~コミュニティスクールとは」参加者延24人「みんなで0・1才の育児を楽しむ」(全3 回)参加者延べ38人「多文化共生の地域づくり」(全3回)参加者延べ58人「子どもの学校外での居場所について」(全2回)参加者延べ58人「親子で楽しい音時間」(全2回)参加者延べ	Α	0	0	0	0	0		男女共同参画に関する学習の場の提供が図られた。 (前年度比)延べ参加者数135.4%	今後も目的に沿った講座となるようは 続して支援していく。
3 配偶	(1) 配偶	1) D V	(26)		DV相談カードの配 布や市報・市ホー ムページ、刊行物な どによるDVの防止	・DV相談カードの配布	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答			/						
者等からの暴力の	者等からの暴力の	防止に向けた情報			に向けた啓発と相 談窓口に関する情 報提供を行います。	・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓 発パネルの展示	企画政策課	11月12日~25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を開催した。 DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市等で作成しているポスターやリーフレット、相談先カードの展示・配布を行った。	В			0	0		0	前年度と同様の期間、内容で開催した。 来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	今後も継続して開催し、DVの防止に向けた啓発及び情報提供を行っている。
防止と被	未然防止	提供や啓	(27)			】 暴務について周知するとともに、DV相談カード等を)周知・情報提供を行います。		※【調査票1 別紙】にて回答			_	Z	\mathbb{Z}	\mathbb{Z}			

本 主要	施策							自己評価(対前年			があった				自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
標課題	方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
害者支援	の意識づくり	発、早期発見	(28)	童虐待防止対	各種健診、訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	こども家庭センター	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 837件 延数 7,248件	В	0	0	0	0		0	相談内容に応じて、子育で情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との選携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比)実数100%、延件数120%	場として、関係機関との連携も含め 今後も継続実施する。
						こども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回、実務者会議年3回、 個別ケース会議年42回、 要保護児童対策地域協議会研修会1回(対 面議演後、期間・視聴者限定でのオンデマ ンド) ※再掲No.28	В				0		0	実務者会議は3回実施の内2回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施し、連携を密にしく明発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンデマンドで開催し、関係機関内に理解を広めた。	
		②若い世代への		小中学校での 人権教育の推 進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然 防止の意識づくりを推進します。	指導室	人権教育プログラムを活用し、ハラスメント の防止について児童・生徒に指導した。	В	0						人権教育プログラムを活用した指導 を各校の計画に基づき小・中学校全 校において実施した。 【前年度比】実施校数 = 前年度同 様 小中学校全14校	人権教育プログラムに加え、子どキ権利に関する条例を活用した授業を実践することで、児童・生徒への権教育を継続的に行い、正しい理を図っていく。
		の啓発・教	(30)	デートDV防止 対策の充実	デートDVの防止に 向けた啓発と相談 窓口に関する情報 塩供を行います。ま た、若年層に向け	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答									
		育の推進			た啓発強化に努め	企画政策課	! ※【調査票1 別紙】にて回答									
	(2) 被害者支援	①安全確保と自	(31)	被害者の安全 確保のための 関係機関との連 携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被 害者の自立支援を推進します。	企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁 内関係各課と連携し対応した。 また、緊急的な被害者支援として、緊急一 時保護宿泊費等助成制度を実施。 令和6年度申請件数 0件	В			0	0		0	対応が必要なケースが生じた際は、 警察や庁内関係各課と連携し、迅速 に対応を行った。 緊急一時保護宿泊費等助成は前年 同様申請はなかった。 (前年度比) 申請件数 ±0件	今後もDV等被害者の安全が確保 きるよう、警察や庁内関係各課との 携を密に行っていく。
	が推進	立支援の実施	(32)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者からの申し出により、住民基本 台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 また、庁内においてはDV等被害者対応に 係る情報交換会を開催し、関係職員に対 し、被害者等に関する個人情報の取扱いに ついて注意喚起を行うとともに、各課の現状 について情報共有をした。	В			0	0		0	前年同様、措置申出者に対し、市民 課と連携し閲覧制限等の措置を実施 した。庁内の情報交換会は令和6年 度は対面で開催した。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引き続き支援措置申出者に対して 市民課と連携し支援措置を実施す ほか、庁内関係者間の情報交換分 開催する。
						市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの 申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の 支援措置を実施した。	В				0			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
			(33)		DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携し、DV 被害者への必要な支援、情報提供を行った。 再掲No.32	В			0	0		0	庁内関係各課と連携し、DV被害者への必要な支援、情報提供を行った。 庁内情報交換会を開催した。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引き続き情報交換会を開催するこ、 で庁内関係各課と情報共有を行い 被害者支援に必要な連携を行って く。
			(34)		DV被害者が養育する子どもの保育や就学等につい、	保育課	児童相談所及び子ども家庭センターと連携 し、保育所入所及び在園している要保護児 童への支援を行っている。	В		0	0	0		0	必要な家庭に対し、入所への配慮を 行うとともに、在園している要保護児 童についても連携しながら支援を行っ ている。	
					教育相談所等の関 係機関と連携し、支 援を行います。	学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように就学相談員が就学相談を行った。また、子ども家庭センター、児童相談所等と情報共有等、連携を図った。	В				0		0	支援体制を整備しており、適宜対応できた。	・今後も関係機関と連携して、適宜が 応していく。

本 主要	施策								自己評価(対前年			があった				自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
標課題	方向		NC	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
						・就学等に関する支援	指導室	要保護児童への支援に関して、指導室から スクールソーシャルワーカーを派遣し、校内 委員会にも参加した上で、必要な対応を取 れるようにした。 子ども家庭支援センターと連携し、要保護 児童の就学相談を実施した。	В	0					0	保護者の希望も踏まえ、教育相談所が関わりながら就学等に関する支援 を進めた。 【前年度比」支援充実に資する活動 = 前年度同様	スクールソーシャルワーカーと学校 連携を促進する取組を強化する。 要保護児童の支援に向けて、ケース 会議を各校で開催するなどし、関係も 関の連携充実を図る。
	(3) 相談・連携体	相談体制の整	(35)女性総合相談 の活用	性総合相談を実施し	直面している様々な悩みを相談できる場として、女 よます。また、民間支援組織等の情報収集に努め、 にた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えた。 延べ相談件数 151件 ※再掲No.12	А			0	0		0	前年度同様、年間を通じて相談体制 を整備し、相談者への対応を行った。 (前年度比) 延べ相談件数 +3件 101.3%	市報やホームページ、刊行物等を通 して、女性総合相談の周知を行い、 まざまな悩みを抱える女性への支援 に努めていくと共に、必要に応じた作 報提供も行っていく。
	に制の整備	強化	(36) 男性に対する相 談支援窓口に 関する情報提 供	市報・市ホームペー 口に関する情報提供	ジや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓 供を行います。		· ※【調査票1 別紙】にて回答							/		
	充実		(37) 相談対応能力 の向上		§会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど 力の向上に努めます。	企画政策課	関係機関が開催したDVに関する研修会等に参加した。 参加者延べ 2人	Α				0		0	研修会等に参加し、関係機関から提供された情報を通して、DVに関する知識・動向を把握することができた。	引続き研修会等への参加及び情報 収集を行い、DVに関する動向把握 相談能力向上に努める。
		②連携体制の充実	(38		報共有など、連携強	青報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情化に努めます。	企画政策課	情報交換会や男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて、情報共有を図った。また、必要に応じて警察等関係機関とも情報共有を含め連携を図った。情報交換会の開催 1回 ※再掲No.32、33	В				0		0	「庁内関係各課との情報交換会や連絡会議等により各課との連携を確認し、 会議等により各課との連携を確認し、 DV等被害者への必要な支援や情報 提供を行うことができた。 (前年度比) 情報交換会の開催 ±0回	引続き関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行うこができるよう、支援体制を充実させい。
			(39	配偶者暴力相 談支援センター に関する機能の 研究	センターに関する情	は等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援 報を収集します。	企画政策課	国、都からの情報を通じて、都内の配偶者 暴力相談支援センターに関する情報収集を 行った。	В				0		0	国、都からの情報を収集し、他自治体 における配偶者暴力相談支援セン ターの状況等を把握することができ た。	今後も継続して情報収集を行う。
4 ストーカーや	(1) ストーカーや	ストーカーやセ	(40)被害者等に関 する個人情報 保護の支援		らの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支 係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課に対し被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。また、お互いの業務内容についても情報交換を図った。	В			0	0		0	関係機関、庁内関係各課と連携し支 接措置を実施することにより、被害者 の個人情報の保護を行った。 また、庁内において被害者の個人情 報保護の徹底について周知すること ができた。	今後も継続して支援措置を実施するとともに、庁内関係各課と連携し個情報保護に努める。
ハラスメ	セクシュー	クシュア					市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの 申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の 支援措置を実施した。	В				0			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
ント、虐待等への適切な対応と	アル・ハラスメント、虐待等へ	スメントの防止対策・	(41)セクシュアル・ ハラスメント等 の防止の推進	セクシャル・ハラス メントをはじめとす メントをはじめとす の防止について啓 発するとともに、相 数先等の周知に努 めます。	・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性 総合相談の実施	企画政策課	男女平等に関する苦情・相談窓口を設置 し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。 各種ハラスメントを含め、専門の女性カウン セラーに相談ができる相談先として、女性 総合相談を実施した。 市報及びホームページ等を利用し、ハラス メントへの苦情処理相談窓口及び女性総合 相談について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 1件 女性総合相談延へ相談件数 151件 ※再掲No.12、35	А			0	0		0	苦情処理窓口、女性総合相談共に件 数増となり、周知が図れた。 (前年度比) 活・地理窓口相談件数 +1件 女性総合相談延べ相談件数 +3件 101.3%	市民の苦情処理に対応するため今往 も相談できる体制を整えていく。 女性総合相談については、市報、 ホームページ、刊行物等を通して周 知を行い、悩みを抱える女性の支援 に努めていく。
対策	の対策の推進	援等				・人権・身の上相談の実施	広報秘書課	人権・身の上相談 14回18件 ※再掲No.12	А		0	0	0		0	相談件数が増加。人権擁護委員の日及び人権週間にちなみ、人権擁護委員の日及び人権週間にちなみ、人権擁護委 員が人権啓発活動及び特設相談会 を実施した。 (前年度比) 人権。身の上相談 ±0回+8件 なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業 の継続を図る。

基本	<u> </u>	施策								自己評価			があった			!	自己評価と効果(達成度)の理由	H-H-C-T-O-L-H-O
	主要 課題	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	(対前年 進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
							・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答									
			② 虐 待	(42)	児童・高齢者・ 障がい者等に 対する虐待防	児童・高齢者・障が い者等に対する虐 待防止と早期発		こども家庭センター	※【調査票1 別紙】にて回答			/		/	/	/		
			等の防止対策・支援等の充			見、被害者保護に 向け、関係機関の ネットワークを基に 適切な支援を実施 します。	・虐待防止、権利擁護に関する啓発	介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高 齢者の保護及び養護者に対する支援を適 切に実施するため、ネットワークを構築して いる。虐待の防止から、個別支援に至る各 段階で関係機関と連携し、多面的な支援を 実施。また、高齢者の権利擁護に関する啓 発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止 や早期発見を促進させる。その他、施設虐 情に対応する。 高齢者虐待に係る延べ相談件数:756件	В				0		0	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連 振して支援を実施している。本人及び 養護者(もしくは施設)に対する働きか けにより、虐待状況やリスクの改善を 図っている。 また、虐待が疑われるケースについ で関係機関等より情報提供がきている。 (前年度比)高齢者虐待に係る延相 誠件数:+127件	継続して高齢者の権利擁護を推進 し、関係機関等に連携を呼び掛ける。
			実					自立生活支援課	※【調査票1 別紙】にて回答									
							・要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	【要保護児童対策地域協議会の開催】 代表者会議年1回、実務者会議年5回、 個別ケース会議年44回、 要保護児童対策地域協議会研修会1回(対 面講演後、期間・視聴者限定でのオンデマ ンド)	В				0		0	実務者会議は5回実施の内3回は試行的に地区を限定し保育園や学校の担当者が参加して実施。個別検討会議は必要に応じて実施、連携を密にし早期発見や支援などに努めた。研修会は対面型とオンデマンドで開催し、関係機関内に理解を広めた。	各機関が主体的に対応ができるよう 日々の関わりの中で密に連携する。 要保護児童対策地域協議会の研修 の場を活用し、今年度は子どもの背 是考慮した対応の仕方について実 施。引き続き関係機関内の連携を進 めていく。
							・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課	市所管課と連携し障がい者虐待に関する通報、相談を受け、必要に応じ虐待疑義者に対し聞き取り調査、助言、指導を行った。	В				0		0	14件通報届け出 15件終結(前年 度からの継続を含む) 9件継続対応 (前年度比)通報件数 1.75倍	引き続き事業を継続し、虐待の防止、 早期発見、予防等に努めていく。
	5 生涯を通じた	(1) 女性のライフ	①母子保健事業等	(43)		妊婦に対しては 康手帳を交付し、増 子の健康保持と増 進を各種健家ことを に 大多種程談を は 大多様に は 大多様に 大きな は 大多様に 大きな は 大多様に 大きな は 大きな は 大きな は 大きな た は た り と は た り な く し く し く し と り さ ら な り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	・妊婦健康診査	こども家庭センター	令和6年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療 機関での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:880人 ・妊婦健康診査 2~14回目:8,770人	В			0	0			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋もれないよう配慮している。(前年度比)受診者数・・1回目:+22人・2~14回目:△636人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう 支援する。
	心と身体の健康支援	ステージに応じた健康づく	の推進				・超音波検査、子宮頸がん検診	こども家庭センター	令和6年度実績 各種健診受診者数(助産院及び都外医療 機関での受診数は除く) ・妊婦超音波検査:3,003人 ・妊婦子宮頸がん検診:850人	В			0	0			母子健康手帳交付時に、各種受診票を配布。受診票は「妊娠中に使います」という緑色の封筒に入れ、他の資料に埋むれない。お司虚している。 超音波検査の実施が「回から4回までに拡充されたことにより、増加している。 (前年度比)受診者数・超音波検査: +2.012人・子宮頸がん検診: +13人	母子保健法に基づき今後も事業を継続し、安定した妊娠期を過ごせるよう 支援する。
		Ŋ		(44)		妊娠届を提出した妊 の配布等を行います	婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレット - 		※【調査票1 別紙】にて回答			/		/	/	/		
				(45)		きるよう、リプロダク	女性自身が自己決定し、健康を享受することがで ティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めま	企画政策課	関係各課で作成している関連冊子(例:のび のびこがねいっこ2025)等を婦人会館に配 架した。	С	0			0		0	昨年度までは市報も活用し情報提供 を行っていたが、令和6年度は紙面の 都合により掲載ができなかった。	より効果的な手法を用いて引き続き情報提供に努めたい。
		② 性差や年代に応じた	①健康づくりの推進	(46)	等の実施	生活習慣病を中心 とした疾病の予防・ とした疾病の予防・ 日期発見・改予に 同け、ライフステー ジや性差に応じた 各種健(検)診等を 実施します。	·特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20 条、24条に基づき、生活習慣病を中心とし た疾病予防の観点から健康診査等を実施 した。 令和6年度特定健診受診者数 男性:2,814 人 女性:4,061人 令和6年度後期高齢者健診受診者数 男性:3057人 女性:4686人	В			0				関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。また、ボスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。(前年度比)特定健診受診者数 男性96.8% 女性:98.0% 後期高齢者健診受診者数 男性:102.9% 女性:102.0%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き健診事業を実施し、 生活習慣病を予防することにより、年 代に応じた健康づくりを推進する。

基本 主要	_要 施 9							自己評価(対前年				たと思			自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標課題	節方向	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
	心と体の健康づく				·集団健康診査	健康課	受診年で35~39歳の方、社会保険から国 民健康保険加入に切替えた40歳以上方、 生活保護等保険未加入の方、障害をお持ち の16~39歳の方を対象に健康審査を実 施した。 受診実績170人	В		0	0				昨年同様、有職者でも受診しやすい ように土曜日も実施した。前年比とし ては受診者数が増加した。 (前年203人、前年比83.7%)	市民の健康維持・管理のため、また 健康に対する不安がある方や経済・ 生活問題等のある方にも、健診を受 診できる機会を提供し、だれもが健康 で安定した生活を送れるように、継続 して実施していく。
	ij				・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮 がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和6年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,352人 乳がん検診受診者数 1,641人	В			0				罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診の案内にがん検診の通知を同封し、受診勧奨を図った。前年比としては受診者数が少ないものの、例年と同程度の受診者数を維持できた。【受診者数前年度対比】子宮頸が人検診 104、5%乳がん検診 94、3%	市民の健康維持・管理のため、また 健康に対する不安がある方や経済・ 生活問題等のある方にも、検診を受 診でき機会を提供し、だれもが健康 で安定した生活を送れるように、継続 して実施していく。
					・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35~70歳の節目 年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実 施した。 令和6年度受診実績 受診者数 88人	В			0				市報・ホームページで制度の周知を 図った。また、有職者でも受診しやす いように土曜日に実施した。 (前年48人)	市民の健康維持・管理のため、また 健康に対する不安がある方や経済・ 生活問題等のある方にも、検診を受 診できる機会を提供し、だれもが健康 で安定した生活を送れるように、継続 して実施していく。
		(47)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健 を開催します。	康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。〇令和6年度実績(健康相談)相談実施回数 6回相談延人数 17人〇令和6年度実績(健康講演会)実施回数を科8回 歯科3回参加者延べ人数 146人	В			0				【前年度対比】 健康相談: 6回20人→6回17人 健康講演会: 年間を通して、各ライフ ステージや性別を考慮したテーマ選 定を行った。 11回→11回 延参加人数 133人→ 146人	市民の生涯健康を促進するために も、多様な診療科目の医師の相談を 継続することで、健康づくりを支えて 行く。健康講演会は各年代や性差に 応じて、その都度広く市民の興味関 心が高い内容で実施していく。
		(48)	健康手帳の交 付		時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康 手帳」を交付します。	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持 に必要な事項を記載し、自らの健康管理と 医療の確保に役立てることを目的として、40 歳以上の市民で希望する方に健康手帳を 交付した。	В			0				ホームページから書式をダウンロード し、必要なページを自宅等でブリント アウトできるようにしている。	気軽に利用してもらえるよう、ホーム ベージからのダウンロードによる利用 を周知していく。
		(49)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末 す。	末年始に急病患者に対する初療施設を確保しま	健康課	地域教急医療対策の一環として、病医院の 体診日にあたる休日、 祝日及び年末年始に急病患者に対する初 療施設を確保している。 令和6年度実績:休日数72日 実績 医科:医療機関数288か所 総患者数7,5 13人 医科準夜:医療機関数72か所 総患者数6 63人 歯科:医療機関数72か所 総患者数242 人	В		0	0				市報・ホームページ等で制度の周知 を行った。 医療機関と連携し、休日・準夜におけ る診療体制を確保し、 地域医療体制を確保することができ た。 (前年度比) 医科・総患者数94% 医科準夜:総患者数100% 歯科:総患者数103%	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができる環境づくりを図る。
		(50)	食育の推進	「食」を通じた生活の や栄養集団指導を!	D質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談 実施します。	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和6年度実績 栄養個別相談・実施回数11回 相談延数:乳幼児8件、成人13件 栄養集団指導・実施回数6回、参加延人数 62人	В			0				個別相談は、個々に応じた相談を 行った。 集団指導は、講義とデモンストレー ション・試食で4回、講義と調理実習・ 試食で2回実施した。 個別相談:実施回数9回→11回 相談延数:乳幼児12人→8人 成人11 人→13件 集団指導:実施回数6回→6回、参加 延人数47人→62人	市民の食育を推進するためにも、個別対応と集団の2つを行っていく。

其木	主要	施策								自己評価(対前年			があった			2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標	課題	方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
				(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	健康課	市民向けに気軽にストレス度やメンタル チェックシステムを提供し、自身や家族のメンタルへルスに関心をもってもらう。 令和6年度 「こころの体温計」本人モード7.684件 「こころの体温計」家族モード1,718件 赤ちゃんママチェック555件 ストレス対処タイプテスト1,940件 アルコールチェック1,358件	В				0	0		利用件数は、13.255件で前年13.247件とほぼ同じ。	自身や家族のメンタルヘルスに関心 持ち、異変に気が付いてもらえるよう、広く周知していきたい。
							・ゲートキーパー養成研修	健康課	職員及び市民、関係者向けゲートキーパー 養成研修 自殺の危険を示すサインに気付き、適切な 対応を図ることができる「ゲートキーパー」の 役割を担う人材の養成を行った。 令和7年1月23日、2月7日、2月28日実施 参加者:職員18名 市民7名 相談事業関係者26名(2回分)	В	0			0			前年度全3回で39名、今年度全4回で 51名の参加状況だが、市民の参加 が前年度より少なかった。	開催時期や周知の方法を検討していきたい。
							・相談先の周知	健康課	※【調査票1 別紙】にて回答									
			②健康と性に関する学習・啓発の充実	(52)	た健康教育の 実施	ライフステージに応 じた望ましい生活習 性や健康づくりの促 進に向け、各種健 連取教育を実施しま す。		健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に離販病予防教室を実施した。また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきしき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。令和6年度実績(延人数) 糖尿病予防教室 : 2回 参加数 27人糖尿病予防教室(復習会】(栄養):1回 参加数 11人 糖尿病予防教室(復習会】(運動):1回 参加数 12人 いきいき健康教室:2回 参加数 39人	В			0				糖尿病予防教室(2回)参加人数 前年比:142% 糖尿病予防教室【復習会】(栄養・運動) 参加人数 前年比:115% いきいき健康教室(2回)参加数 前年比:162% 参加者増加理由:新型コロナウィルス 感染症が、令和5年5月に5類感染症 に移行されてから、徐々に社会全体 の自粛の雰囲気が薄れたためだと思 われる。	市民の生涯健康を促進するために も、継続して健康づくりを支えていく。
			~				・骨粗しょう症予防教室	健康課	仕事や育児で忙しい20歳~45歳の女性を 対象とし、自分の体のことを見直し、ケアす る指導を実施。保育付きで参加しやすいよ う開催している。講義と運動を2日間で行 う。参加延人数:7人	В			0				概ね前年度と同様の参加者数となった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。
							・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」は、メインターゲットを健康大学、大メインターゲットを健康を関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくするために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)が一緒に調理実習や運動をしなが6健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善で、「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシドローム・予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育を実施したため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。参加延人数親子健康教室 1回 21人ポディメイク教室 2回 19人	В			0				親子教室: 新型コロナウイルス感染症で事業を 縮小していたが、調理実習を再開した ためか参加者数が増加した。 参加人数前年比263% ボディーメイク教室: 新型コロナウィルス感染症が、令和5 年5月に5類感染症に移行されてから 徐々に社会全体の自粛の雰囲気が 薄れたためか参加者は増加した。 参加人数前年比271%	市民の健康増進のため、今後も継続する。
				(53)	エイズ対策普 及・啓発		い知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パン の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへ	健康課	※【調査票1 別紙】にて回答									

其木 =	亜	施策							自己評価(対前年			があっ <i>†</i> に同参画			!	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
基本目標記	題	の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
				(54)		学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に 性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導しま		学習指導要領に則り、小学校体育科の保健領域および中学校の保健体育科の保健 分野において致酒・喫煙・薬物の問題、性に 関する学習を実施した。 「生命の安全教育」を市立小中学校の教育 課程に位置付けた。	В	0			0	0		発達段階に応じて、性暴力の加害者 にならない・被害者にならない・傍観 者にならない・ための生命の安全教育 を実施した。 【前年度比】 生命の安全教育の教育課程への位 置づけ = 前年度同様 小中学校 全14校	東京都教育委員会による「性教育の 授業」に応募し、本市中学校において 実施する。
	6 様々な困難を抱えた女性	① 各家庭の状況等に応じれ	①支援が必要な家庭への各種	(55)	援助を必要とする家をとする家でを援事業の充実	援助の必要な子育 て家庭に、専門員 による訪問相談や 各種訪問支援員を 派遣するなど、支援 を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援 の実施	訪問事業	・育児支援ヘルパー事業 利用者数83人 (うち産前 6件、うち多胎児家庭 17件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数 8人 (専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 8人 ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 25人 ※再掲No.64	В		0	0	0			産前及び産後4か月(多胎児は3年) 以内またはその後において、支援が 必要な家庭に、育児支援へルバーや 養育訪問事業を実施することで、安 心して子育てができる環境づくりにつ ながった。	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
	等が安心し	た支援	種サポート	(56)		日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、 期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサー! 供します。	ビフを坦	ひとり親家庭ホームヘルブサービス事業 2世帯実施	В		0	0				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパー派遣を行った。 (前年度比)+1世帯	
	て暮らせる環境の	(2) 自立した生	①各種相談支援	(57)	生活困窮者自 立相談支援事 業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に 相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行	行います。	福祉総合相談窓口において、生活困窮者 の複合的な課題に対応する相談、支援計画 の策定、具体的な支援サービスの提供等を 行った。	В			0	0			前年度と比較し、相談件数は微増した。 (前年度比)新規相談受付件数 +6 人 支援計画策定件数 +18人	引き続き、「福祉総合相談窓口」を幅 広く周知するとともに、生活困窮者等 に対する支援体制の強化を図る。
	9整備	活への支援	の実施	(58)	「女性総合相 談」の充実 (No.35 再掲)	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気 談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報が 育に対応するなど充実に努めます。	提供や保	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、専門の女性カウンセラーによる相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延、相談件数 151件 相談者数 53件保育利用件数 0件 ※再掲No.12、35、41	А			0	0		0	前年よりも女性総合相談件数が増 え、相談体制の充実を図ることができ た。 (前年度比) 女性総合相談延べ相談件数 +3件 101.3% 保育利用件数 ±0件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウシセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 引続き市級及びホームページ等で女 性総合相談の周知を行っていく。
				(59)	ひとり親家庭及び女性の相談 支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相 ニーズにあわせた社会的自立を支援します。		就労支援の充実 こども家庭センターとの連携強化 ブログラム策定員による相談 プログラム策 定件数 5件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 486件	В			0	0			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係名線と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。就労支援については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を移出することが増えて良力を利用する人が増えている。就労支援の迅速化と相談者の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込相談があった場合に、ハローワーク等につないでいる。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなでとは別に、スーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。	時十及びメナ业がに募帰権征法、函 難な問題を抱える女性への支援に関 する法律で設置について規定されて おり、法の改正等を注視しつつ、適切

基本	主要	施策						In the Time		自己評価(対前年			があっ <i>†</i> :同参画			!	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標	課題	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	⑤	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
				(60)	庁内の相談体 制の充実と相談 機関の連携		広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支 す。	広報秘書課	人権・身の上相談 14回18件 法律相談 101回539件 税務相談 24回141件 相続等暮らしの書類作成相談 12回36件 建築登記表示登記相談 11回4件 行政相談 11回4件 交通事故相談 11回15件 年金・労務・成年後見制度相談 12回23件 外国人相談 0回0件 市民相談 毎日	В			0	0		0	相談回数及び件数は前年度同等。 様々な相談事業を介し、男女平等意 識や人権意識がはぐくまれたと考え る。(前年度比) 人権・身の上相談 ±0回+8件 法律相談 ±0回△2件 相続等暮らしの書類作成相談 +1回 △12件 建業・登記・表示登記相談 +1回+3 件 行政相談 ±0回△4件 交通事故相談 △1回△4件 年金・労務・成年後見制度相談 +1 回十1件 外国人相談 ±0回→0件 なお、市民相談は毎日実施している。	実施内容の充実を図りながら、事業 の継続を図る。
				(61)			こおいて、年齢や障がいの有無などにかかわら 象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援	地域福祉課	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行った。 新規相談受付人数 413人	Α			0				相談体制の充実を図るため、令和6 年度は包括化推進員を1名 (地区担 当)を増員し、市内4地区すべての配置を完了した。	引き続き、「福祉総合相談窓口」の周 知に努め、複雑化・複合化した課題の 解決に向けた支援を行う。また、地域 生活課題を抱えた方の早期発見のた めにアウトリーチ等の取組を行う。
Ι ワーク・-	家庭にお	(1) 育児支援:	①地域での子	(62)	多様なニーズに 対応した保育 サービスの充実	待機児童解消に向い じたサービスの充実	ナた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応 を図ります。	保育課	待機児童が解消に向かう中、認可保育施設 の定員適正化に取り組んだ。	В		0					令和7年4月1日時点の待機児童数 は6人で前年度と比較して+6人と なった。	配慮が必要な家庭が十分に保育園を 利用できるよう、引き続き定員の適正 化に努めていく。
ライフ・バランス	男女共同	体制の整備	育て支援体制の充	(63)	学童保育の推 進	年生から3年生まで	より放課後の保育を受けることができない小学校1 (障がいのある児童は4年生まで)の児童の健全 目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員1,120人、入所児童数1,618人(令和6年 4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長 保育。学校休業中は午前8時から保育。	В	0	0					(自己評価)前年度と同様 (前年度比)106% 入所児童数+93人 (効果視点)保護者が働き続けられる 環境を提供することで、女性の社会 参加を支援した。	き続けられる環境の提供を継続して
ンスの実現した暮らしをま			実	(64)	居宅訪問による 子育て支援事 業の充実	出産後における母 子の健康維持と心 身のケアや、庭 がアや、庭 の必要なななる。居 宅訪問による 子育 て支援事業 の充実 を図ります。	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	こども家庭センター	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病 予防等の育児上必要な事項や日常生活等 について、訪問指導員や市保健師が家庭 訪問し、適切な指導や助言等を行った。 令和6年度実績 訪問家庭数:889件(里帰り先での訪問は含 むが、訪問したが不在・拒否した家庭は含 めない。なお多胎児家庭は1件とみなす。)	В			0				訪問家庭数前年比 121.1% 出生通知票が未提出の家庭を含めて 全数訪問は行い、不在の場合は訪問 した旨の通知を郵便受けに投図して いる。 コロナ禍の感染対策が解除されたこ とに伴い数が増加したと考えられる。	今後も事業を継続し、地域で安心して 子育てできるよう支援する。
めざす							・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や名種訪問支援		・育児支援ヘルパー事業 利用者数83人 (うち産前 6件、うち多胎児家庭 17件) ・養育支援訪問事業(ヘルパー) 利用者数 8人 (専門相談) 利用者数1人 ・育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 8人 ・養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 25人 ※再掲No.55	В		0	0	0			産前及び産後4か月(多胎児は3年) 以内またはその後において、支援が 必要な家庭に、育児支援へルバーや 養育訪問事業を実施することで、安 心して子育てができる環境づくりにつ ながった。	今後も内容の見直し・充実を図りなが ら、事業を継続して実施する。
				(65)		親と子が安心して 過ごせる場や交流 の場を提供するとと もに、地域の子育で グルンデペラ音で 成・活動支援を行い ます。	・ニジも家庭センター「親子あそびひんだ」	こども家庭センター	子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数: 保護者 8,196人 (うち父親刑用人数 1,162人) 乳幼児 9,396人 合計 17,592人	В	0		0		0		核和してのり、利用有は削手及より入 幅に増加し、10十級以前の供源に	子育てをする市民の健康維持・管理 のため、だれもが健康で安定した生 活を送れるように、継続して実施して いく。

基本 主		五策								自己評価(対前年					われる 点 ※2	!	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
標課	頭(の言向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
							・児童館「子育でひろば事業」、学童保育所「学童 ひろば」	児童青少年課	児童館子育でひろば 769回 17.918人 学童ひろば588回 5.446人	В	0						(自己評価)実施場所は前年度と同様 (前年度比)101.5%(児童館回数) 児童館 +12回 人数98.7% 学童 +12回 人数18.1% 効果視点)父親や祖父母の参加を 含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実 に一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場 や交流の場を提供するとともに、地域 の子育てグループや子育てボランティ アの育成・活動支援を継続して実施し ていく。
				(66)	放課後子ども教室の実施		の安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を なの校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放験を子ども教室を行った。1,541回実施学習アドバイザー延べ人数398人放課後子どもサポーター延べ人数8,748人参加者131,909人	Α		0			0		前年度と比較し、教室不足等のため 開催日数は減少したが、参加者は増 となった。 (前年度比) 日数 -25回 参加者 +9915人	放課後子ども教室関係者、学校、学 童保育所の連携を深め、事業の更な る充実に向け取り組んでいく。
					情報提供・相談 の充実	育児不安を解消するため子でものにある子育では あため子でものに いる子育では は いるで は いるで いるで いるで いるで いるで に いるで に りるで で して と りるで で り に り り に り り に り に り に り に り に り に	・保健センターや市内集会施設における乳幼児 個別健康相談	こども家庭センター	保健センターで20回、市内施設6か所で49回実施。 身体測定、保健、母乳、栄養、歯科相談 利用者乳児1,045名、幼児340名	Α				0			会場をコロナ禍以前の7か所に戻し、 多くの市民が利用できるようにした。 父親の来所も各所でみられ、とくに乳 児の来場数が増加した。 実施施設数:前年比十1 利用者数:前年比112.3%(+156 人)	子育でをする市民の健康維持・管理 のため、だれもが健康で安定した生 活を送れるように、継続して実施して いく。
							・こども家庭センターにおける子育て相談、子育て 講座他	こども家庭センター	こども家庭センター総合相談件数 実数 837件 延数 7,248件	В	0	0	0	0		0	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。	子育での支援・情報提供等の発信の 場として、関係機関との連携も含め、 今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関 へつなげられるよう丁寧に実施してい く。
							・市立保育園における子育て相談や園庭開放、 育児講座	保育課	各園において、日々在園児の保護者から の相談を受けているだけでなく、地域の親 子向けの事業の中でも子育て相談を行っ た。また、園庭開放を実施した。	В		0					各園での相談件数は20件。 園庭開放は市立保育園全園で週2日 程度実施した。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後 もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。
	1	(2) 男性の家庭	①男性の家事・		母子保健に対 する男性への 啓発・支援	子手帳の交付ととも	関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母に「父親ハンドブック」を配布します。	こども家庭センター	※【調査票1 別紙】にて回答			/						
	1	・地域活動への参画促進	育児・介護への参画促進	(69)	父親の参画を 促す各種育児 教室・相談の実 施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	•両親学級	こども家庭センター	両親学級 令和6年度実績 平日コース(年4回実施):参加人数78人 (女性:41人、男性37人) 土曜日コース(年12回実施):参加人数499 人(女性:251人、男性248人) ※再掲No.21	В	0	0	0				両親学級は沐浴等の実習を行うため、感染症対策として、マスク着用で実施した。コロナ流行前の令和元年度の参加者が601人に対し、令和5年度は、557人と回復傾向にある。(前年度比)参加人数平日コース 70.5% 土曜日コース 450.0%	両親学級では、赤ちゃんの沐浴や着替えなどを実習する。妊婦の体調面から、長時間実習と避ける必要があるが、限られた時間内で家庭において共に子育てに関わっていけるようにプログラムを開拓し継続して支援する。
			三 【重点施策】				・エンジェル教室・カルガモ教室	こども家庭センター	・エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者448人(うち父親参加者数 69名)、子ども394人 ・カルガモ教室 年12回(1日間コース) 参加者 保護者168人(うち父親参加者数 17名)、子ども153人 ※再掲No.22	В	0		0				親子遊び、保護者同士の交流や情報 の提供、育児に必要な知識の普及等 を図り、家庭で安心して子育てができ る環境づくりにつながった。 (前年度比)エンジェル参加者:保護者 +127人、子ども+99人 カルガモ参加者:保護者+35人、子ど も+24人	初めての親子教室となることが多く、 知識のみならず、交流、仲間づくりに つながり満足使の高い事業であり、 今後も継続実施する。前年度に比 べ、エンジェル教室の父親参加が増 えている。引き続き、周知や父親が来 やすい環境づくりを推進していく。

÷要 ^力	施策						Im at a Tim		自己評価(対前年				たと思っ		2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	⑤	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
			(70)	父親向け交流 事業の推進	父親と子ども、父親 同士文の交流を図る 事の家事・育児参加 を促進します。	・こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター	・お父さんと遊ぼう 年11回 保護者136人 子ども140人 ・お父さんと遊ぼうスペシャル 年3回 保護 者27人 子ども27人 ・父親講座 年1回 保護者8人 子ども6人 ・ひろばの父親利用人数 年1,431人	В	0	0	0		0		父親同士、自然と会話が生まれ交流 につながる人気イベントとなっている。 いろばの父親利用人数が前年度より 増加している。 (前年度比) 57% お父さんと遊ぼう:父親107%子ども 97% お父さんと遊ぼうスペシャル:父親 112%子ども112% 父親講座:父親100%子ども120% 年間父親利用123%	イベントの利用は前年度と同水準あり、またひろばの年間利用が増けており、一定の利用定着がみられ社会的に必要な事業と認識してお市民ニーズとともに内容を適宜見し、今後も継続実施する。
						・児童館の子育てひろば	児童青少年課	子育てひろば父親参画促進事業 70回 1,110人(内、成人男性208人)	В	0	0	0		0		(自己評価) 子どもと過ごせる居場所となる事業を 実施することで、父親の育児参加と交 流を図ることができた。 (前年度比) △2回 参加113.6%(内、成人男性 111.8%)	土曜日等に開催し、父親同士の3 を図ることで、地域の子育で仲間 の場となり、父親のみでも子どもと ごせる居場所となる事業を展開す とで、男性の育児参加を促進して く。
			(71)	家族介護者への支援の充実	援や負担軽減等を目	、いる家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支 目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ 介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等をそれぞれ3つの法 人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:25人 実施の護継続支援事業 実施回数:23回 参加者数:129人 また、男性のための介護者サポーター養成 講座を実施した。養成者数:7人	В	0	0	0	0	0	0	男性介護者も参加しやすいテーマを 設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:±0 参加者数:+1人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:±0 参加者数:+8人	介護を必要とする高齢者と家族の みや疑問を解消することにより、介 者への社会的支援の充実を行って く。
		②男性の地域活動	(72)	進の視点を踏ま	るようなテーマ設定し	○すいよう、各種講座については男性も興味を持て に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明 域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促しま	公民館	【緑分館】 「基礎から学ぶプロが教える男めし」参加者 17人 (責井北分館】「男性の家事参画応援講 座!味噌づくりと交流会」参加者12人 【終分館】 「市民がつくる自主講座」説明会を7回開催 した。	А	0	0	0	0	0		2講座とも定員の2倍以上の応募があり、男性の参加を推進できた。 (前年度比)延べ参加者数131.8% (前年度比)延べ参加者数131.8% (前年度比)市民がつくる自主講座説明会開催数 140%	今後も男性の参加を推進する事事 実施していく。
		への参画促進	(73)	地域参加講座 の開催	シニア世代を対象に の講座を実施します	、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のため 。	生涯学習課	5月から6月に7回実施した。	В			0				今年度は7回実施することができた。 (前年度比)±0回	参加者増のため新しい内容等や, 方法について検討し実施する。
=	③ 介護等へ	①高齢者・障	(74)	護保険サービス	介護を必要とする 方が地域での在宅 生活を継続できるよ う、またその家族が 仕事と介護の両立 が無理なくできるよ		介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施した。 新規相談者数:3,327人	В		0	0	0		0	介護保険サービス利用に関する相談 を含む、高齢者の生活に関する相談 業務を市内地域包括支援センターに 委託し、実施した。 (前年度比)新規相談者数:+383人	引き続き高齢者と介護者の相談 を行っていく。
	の支援体	が い 者			う、各種サービス提 供体制の充実と、 サービス利用に関	・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	· ※【調査票1 別紙】にて回答			Z	\mathbb{Z}					
	制の	等へのな			する相談を行います。	・介護保険サービス利用Q&Aの発行	介護福祉課	と ※【調査票1 別紙】にて回答				//			/		
	整備	社会的支援の充実	(75)	障がい福祉 サービスの推進 と相談支援		会参加を支援するため、様々な相談に応じた助 障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切	自立生活支援跟	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各 種障害福祉サービスの支給により障がい者 への生活支援を行った。	В							支給決定人数(R6年度末時点) 成人:875人(男520人,女355人) 児童:579人(男412人,女160人) (前年度比) 成人:34人(男18人,女15人) 児童:66人(男45人,女14人)	引き続き事業を継続し、必要とさ いる方に対し適切にサービス提 きるよう努めていく。

基本	主要	施策								自己評価(対前年		効果:	があった	たと思	われる 点 ※	2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標	課題	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度)	1	2	3	4	(5)	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
				(76)	家族介護者へ の支援の充実 (No.71 再掲)	要介護者を介護して的とした家族介護教	いる家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目 室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等をそれぞれ3つの法 人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:4回 参加者数:25人 2 家族介護維支援事業 実施回数:32回 参加者数:129人 また、男性のための介護者サポーター養成 講座を実施した。養成者数:7人 ※再掲No.71	В	0	0	0	0	0	0	男性介護者も参加しやすいテーマを 設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:±0 参加者数:+1人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:±0 参加者数:+8人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。
	働	活の調和)に向けた環⑴ ワーク・ライフ・	道 【重点施策】	(77)	ワーク・ライフ・ バランス(仕事 と生活の調和) の普及・啓発		ジ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていき	企画政策課	市報、ホームページにおいてワーク・ライフ・ パランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、こがねいパレット等の機会を利用し、 普及啓発資料を配布した。	В	0	0				0	前年度同様、市報、ホームページ及 びイベント開催時における啓発資料 の配布により情報発信を行った。	引き続き市報、ホームページのほか、 イベント開催時等を通してワーク・ライフ・バランスの推進について周知を 図っていく。
	分共同参画の推進	(境づくり) (仕事と生	すい職場づくりの促	(78)	多様な働き方の 普及・啓発	る求人情報の提供、	己布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」によ東小金井事業創造センターでの起業相談・各種な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めま	経済課	パンフレット掲出等(約2,000部)による情報 提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター 多摩との共催による就職イベント(総参加 191名)、東小金井事業創造センターでの起 業相談・各種セミナーなどを実施した。 ※現女共同参画の推進によりアンケート用 紙等の性別欄を削除したことから総数のみ報告しております。	В		0	0				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。新型コロナウイルス感染症の影響が無くなりつった。イベント参加者数が増加した。 (前年度比) 就職イベント総参加者10人滅	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントへの参加者は、例年と比較する と減少している。引き続き関係機関と 連携を図りながら継続して実施する。
		(2)	①雇用の	(79)	労働相談などの 各種相談窓口 の周知	労働相談などの各 種相談窓口の周知 を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答									
		、場にお	場 に お				・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答			/						
		ける男女	ける男女				・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答		/	/						
		女平等の	共同参	(80)	周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等	・市ホームページによる「男女雇用機会均等月間」等の周知	企画政策課	※【調査票1 別紙】にて回答			/						
		推進	画			の情報を提供しま す。	・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答			/						
							・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答									
				(81)	ける男女共同参		の一般競争入札を適用する場合において、男女共 役定し、男女共同参画を推進している企業への入 。	管財課	総合評価方式の加点項目として、「育児・介 護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等 で、就業規則等に規定されているものの有 無」を設けている(令和6年度 総合評価実 施件数 7件)。	В		0	0				加点項目を設けることにより、企業に 対する社会環境改善に向けての意識 付けに貢献できた。 (前年度比)実施件数 +3件	引き続き、加点項目を設けることにより、男女共同参画の取組みを奨励していく。
	女性の活躍と多様な	① 女性の就労に関する	①女性の就業支援・起業	(82)			女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女 漫講座を開催します。		東京しごとセンター多摩との共催で実施して いた事業が、令和5年度より後援事業へと 変更となったことに伴い、連携先がマザーズ ハローワーク立川に変更。令和5年度に引 き続きマザーズハローワーク立川と共催で 女性のための再な職支援連(講演会及 び個別相談会)を開催した。 調演会参加者 9人 個別相談会参加者 2人 保育利用者 2人	В		0	0		0	0	参加人数は当日キャンセルが生じたため、前年度に比べて減少してしまったが、仕事と家庭の両立を希望される市民に対する有益な情報提供の機会となった。(前年度比)講演会参加者 △7人個別相談会参加者 △1人	引き続き東京しごとセンター多摩とは 後援という形式で連携を継続するとと もに、マザーズハローワーク立川と協 力し、就労希望の女性に向けた講座 を企画・実施していく。
	働き方へ	支援	支援	(83)			かの情報をパンフレット等で提供するとともに、市でも情報提供します。	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答	$\overline{/}$	/	/						

主要	施策								自己評価(対前年			があっ t同参				自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
課題		施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
の支援			(84)			がない仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役 会等の情報を掲載します。	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答		/							
			(85)		ンターにおいて相談	Fの創業機運を高めるため、東小金井事業創造セや各種セミナー、各種制度等の情報を提供しま	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、 補助金制度等の情報提供を実施した。令和 7年3月31日現在入居者数83名。 ※男女共同参画の推進によりアンケート用 紙等の性別欄を削除したことから総数のみ 報告しております。	В		0	0				相談対応やセミナー、情報提供により 創業支援を行った。 前年度比:入居者数+1名	引き続き同様の支援を実施してい
			(86)			環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育 可け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※【調査票1 別紙】にて回答									
		②農業・自営業	(87)	女性農業者へ の研修の促進		フラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等 D参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナーの案内を周知した。また、小金井市農業経営者クラブが主催する簿記講習会への参加者を募集した。	В			0				農業経営者クラブが主催する農業簿 記講習会に女性農業者が3人参加した。 (前年度比)参加者-1人	東京都等が主催する研修だけて く、JAと協力しながら独自の視察 実施し、女性農業者の積極的参 図る。
		業等における男女	(88)	家族経営協定 の締結促進		が認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施 座談会等を活用して家族経営協定についての説		認定・認証農業者の個別相談会での説明 や農家支部別座談会で案内チラシを配布し 締結を促した。	В			0				認定・認証農業者の申請、更新時及 び支部別座談会において家族経営協 定の制度説明を行い、締結を促した。 (現在7経営体が締結)。	引き続き農家支部別座談会等な て、家族経営協定を締結するよ 必要がある。
		5共同参画の推進	(89)	商工会等との連携	経営力向上や地域技 の活動を支援します	優興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部 。	経済課	青年部は、他人を動かし自分を抑制する心理学の技術等の講習会を2回開催、また小中学生を対象とした職業体験(ちびっこフェスタ)を開催した。女性部では、メタボ対策健康体操及びアクセサリー作り等の講習会を2回、視察研修会は2回実施した。	А		0					実施回数は昨年度と同程度であるが、実施内容が、「障がい者の方が利用できる店舗づくり」、「心理学」で、青年部員の資質向上に繋がった。また、健康体操を通じて、経費削減や従業員の確保に繋がり、小規模事業者の経営改善に役立てた。 青年部及び女性部の活動を通じて地域振興に寄与することができた。	引き続き、補助金による支援をして。
4 市民がとも	(1) 地域づくり	①地域活動団体	(90)	市民活動団体 等の活動の支 援		意識の向上を目的として、市内NPO法人により権 連絡会と共催して請演会を実施します。	コミュニティ文化課	NPO法人連絡会との共催で協働講演会「協働って何?」(参加者約30名)を実施した。	В						0	市民協働推進という観点から行った 事業であり、NPO法人と連携して準備 を進めたことで、協働意識が高まっ た。	市民協働という観点から引き続 NPO法人と連携して講演を行う
に参画する地域づく	活動に	等の活動促進	(91)	青少年のため の各種教室等 の開催	青少年を対象として スポーツや科学の 楽しさや学ぶ楽しさ を伝えるため、各種 教室、催事等の開 催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、少年少女にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する参を育み、心身ともに健やかな成長を促した。「少年少女野球教室」:実施回数1回、参加者数79人「ジュニアサッカーフェスティバル」:実施回数1回 参加者数 201人	А	0						子どもたちに男女の隔たりなく、プロ の指導によりスポーツに親しむ機会を 提供できた。280人(+46人)	子どもたちに対する男女平等意 育成にもなることから、関係機関 連携・協力しながら事業実施に 取り組んでいく。
りや市民活動の促進	同参画の推進					・科学の祭典の開催	生涯学習課	今年度は科学実験等41タイトル別プース の出展があり、実験や観察とものつくりを3 つのテーマ別に行い、午前と午後2回のサ イエンスライプショーを対面形式で行った。 夏休み作品展作品161点を出展し来場者 3,850名。	Α					0		対面形式で科学の実験等を行った。 また、夏休み作品展についても、来場 者に近くで見られる作品を会場で展 示した。	科学の楽しさを知ってもらえるよ 関係機関等と連携・協力しなが 実施に向け取り組んでいく。
			(92)	各地域活動団 体への支援		8。子育で支援、青少年健全育成など、様々な領域の活動を支援します。		小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 993人(男性303人、女性690人)	В					0		補助金交付により、社会奉仕活動、 健康を進める活動、生きがいを高め る活動、友受活動、その他社会活動 を悠友クラブ等が実施するなかで、男 女ともに活動できた。	引き続き、各種活動を通じ、高度 孤立することなく、社会と関わる できるよう支援していく。

基本	主要	施策	15-55				In 111 700		自己評価(対前年	Ī				われる 点 ※:	2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標	主要課題	の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
							子育で支援器	子育で・子育ち支援ネットワーク協議会(参加団体数116団体)に補助金支出	В		0	0	0		0	子育で・子育ち支援ネットワーク協議 会への支援を通じて、子育でサーク ル、NPOなどの子育で支援団体との 協働によるネットワーク作りは大切で あり、子育で・子育ちに関する相互援 助と情報発信を促進した。 (前年度比) △3団体	今後も継続実施する。
							児童青少年設	青少年健全育成地区委員会への補助金交 付、健全育成活動等を支援。子供会育成連 R 合会への補助金交付、青少年育成指導へ の補助。連合会委員36人(男14人、女22 人)	В					0		(自己評価)(効果視点) 地域活動団体等の活動促進により参 画いただく環境づくりに一定の効果が あった。 (前年度比)連合会委員女性比 102.8%	今後も青少年健全育成団体の支援を 通じ、継続して男女がともに社会参加 していく環境作りを促進していく。
								市内で活動し、市の事業等にも協力している。 る小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。	В					0		市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティア として活動している団体であり、今後 も引き続き補助していく。
			②地域における	(93)		男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参 費用の一部を補助します。		男女共同参画社会の形成の促進に係る会 議等へ参加する市民に、参加費用の一部を 補助しているが、令和6年度の申請はな かった。 参加者 0人	В	0				0	0	市報及びホームページへの掲載、「こ がねいパレット」参加者へ事業の周知 を行ったが申請者がいなかった。 (前年度比) 参加者 ±0人	市報やホームページ、刊行物等を通 して、事業周知を行っていく。
			女性のエンパワ-	(94)	児童館ボラン ティアの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)で、中・高校生世代のポランティア育成に取り組みます。		児童館事業でのボランティアリーダーとして の中・高校生世代の育成。(令和6年度 249 人)(内、女性158人)	В					0		(自己評価)(効果視点) 児童館事業を通じて地域で活動する 中・高校生ポランティアリーダーを育 成することが、男女が共に参画する 環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)参加者135.3% (内、女性 +48人)	性別に関係なく、地域での社会奉仕 活動を楽しみながら行えるよう、今後 も継続して児童館事業を通して中高 校生を育成していく。
			ーメントの拡大	(95)	成の促進と地域	地域を支える人材 育成としてボラン ティア講座を開催 し、各種研修会を通 じた地域リーダーの 育成に努めます。 携によるポランティア講座	連 生涯学習詩	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実践にした。令和6年度は対面講座(8回)において延べ296人の参加、オンデマンド講座(8テーマ)において241人の受講登録となった。	В						0	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、 開催方法の検討を行い実施し、地域・ 社会における教育・学習の場を提供 することができた。 オンデマンド参加人数241人(前年+28 人)対面式護座参加人数296人(前年 比-66人)総計参加人数	
						・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習詩	スポーツ推進委員(24人)の内訳は、男性 11人、女性13人であり、半数以上が女性で 構成されている。令和6年度も例年同様 ニュースポーツ出前教室等の地域のスポー ツ活動に参加した。	Α					0	0	スポーツ推進委員定例会・協議会の 開催(全9回)その他、団体が実施す る研修への参加(63人) (前年度比) 開催数 9回(9回→ 9回) 参加数 63人(57人→ 63人)	仕事と両立している委員が多く、特に 平日日中の活動への参加が課題で ある。
				(96)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。		令和6年度は、令和6年8月1日に改定版の リストを発行した。	В					0		市民活動団体リストにより、多くの市 民や団体が結ばれ、市民活動がさら に活性化し、これから活動を始めたい 方が市民活動団体にアクセスできる ようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。
Ⅲ男女共同参画を積!	1 政策・方針決定	(1) 政策・方針決定	①男女の市政参画の	(97)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的に実態把握を行 とともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。		行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性 委員の登用促進について要請した。 男女共同参画施策推進行政連絡会議にお いても、近年の状況等を共有し、審議会委 員等への女性の登用を促した。 女性の登用比率 37.6%(R7.4.1現在)	А					0	0	前年度の登用率と比べ0.9ポイント上 昇した。しかし未だ女性登用率が0% の審議会等があり、学識経験者枠に おいて男女比率の隔たりが大きいこ とが要因となっているケースが多い。 (前年度比) 女性の登用率 +0.9ポイント	引き続き行政委員会及び審議会等に おける女性委員の登用状況調査結果 について庁内に周知し、女性委員の 登用について全庁に対し要請してい く。

基本 自		施策	***		***			10 At 500		自己評価(対前年				たと思れ			自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
目標:記	百息年	の 方向	施策	NO	事業名		事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
的に推進する	過程への男女の	過程への女性の	促進 【重点施	(98)	における男女共	女の偏りがないよう	ける審議において、様々な意見を得られるよう男 配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を な双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進し		防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 防災会議:30人(男性:22人、女性8人)女性比率26.7% 安全・安心まちづくり協議会:16人(男性13人、女性3人)女性比率18.8%	В					0	0	審議会において、男女問わず様々な 意見を得られるよう審議会運営を行っ たため。 女性委員比率(前年度比): 防災会議 100%、安全・安心まちづくり協議会 56%	引き続き各審議会委員における女性 比率の向上を図る。
	参画	参画拡大	第	(99)	の登用に向けた	めた意識啓発の向よ	5キャリアデザイン支援及び管理職への登用を含 上を図るため、女性キャリア支援研修を実施しま 対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨	職員課	女性キャリア支援研修については、平成29 年度から女性キャリア支援研修 I (内部講 師の研修)に加え、女性キャリア支援研修 I (外部講師の研修)に加え、女性キャリア支援研修 II (外部講師の研修)を実施している。また、令和3年度より、「男性管理監督職のための女性キャリア支援研修」を実施している。 【令和6年度参加者】 ・女性キャリア研修 I 9名 ・女性キャリア研修 I 5名 ・男性管理監督職のための 女性キャリア支援研修 47名	В	0				0		男性管理監督職のための女性キャリア支援研修の実施により、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進した。(前年度比)・女性キャリア支援研修Ⅰ・Ⅱ参加者 107.7%(13名→14名)・男性管理監督職のための女性キャリア支援研修参加者 195.8%(24名→47名)	今後も男女共同参画の視点に立って 女性職員のキャリアアップを支援して いく。
								指導室	学校訪問、校長面接等の機会を通じて管理 職候補者選考の受験勧奨を実施した。 学校マネジメント講座を実施し、教員自身の キャリアアップの意識向上を促進した。	В	0				0		学校を訪問し、校長及び副校長と直接対面して人材育成に係る個別的な情報交換を行い、受験勧奨を推進した。 (前年度比) 指導室長の学校訪問回数 年2回 = 前年度同様	キャリアプランの立案とそれに基づく 面談等を通じて、女性が見通しをもっ たキャリアップを実現できるよう、支 援の充実を図る。
:	2 市民参加・:	(1) 市民参加·:	①市民や地域団:	(100)	男女共同参画 関係団体への 支援・連携		団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体 市内の男女共同参画を推進します。		男女共同参画関係団体が主催する事業へ の後援、広報協力等の支援を行っている。 また、女性談話室の活用により、市民団体 の活動を支援した。 後援事業 0件	В					0	0	後援申請は前年度同様なかった。 (前年度比) 後援事業 ±0件	今後も継続して男女共同参画関係団 体の活動を支援していく。
	協働による男女共同	協働による事業展開	体との協働	(101)		女共同参画施策元 実施や、市内なNPO 法連携した市の場合 協働の事業を展開	・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課	市民編集委員と協力し、テーマや紙面内容 の検討、取材及び編集執筆等を行い、情報 誌「かたらい」60号、61号を発行した。 市民編集委員 3人	В	0	0			0	0	3人の市民編集委員の協力のもと、前 年度同様年2回の情報誌「かたらい」 を発行することができた。 (前年度比) 市民編集委員 ±0人	引き続き男女共同参画施策の推進に 資する記事を掲載すべく、企画立案 段階から市民編集委員と協力しなが ら情報誌「かたらい」を発行していく。
	参画の推進					します。	・市民実行委員等との連携による「こがねいバレット」の実施	企画政策課	市民実行委員5人による企画・運営で、第38回にがねいパレット『みんなとちがってもいいじゃない』」をテーマに開催した。開催に合わせ「こがねいパレット」に賛同する団体を紹介した。市民実行委員 5人賛同団体 12団体	В	0	0			0	0	イベントの企画段階から講師選定、会場の準備からイベント当日の運営に 至る全てを市民実行委員と連携し実施した。定員を超える申込みもあり、 急きょサテライト会場を設ける等、臨機応変な対応も行うことができ、盛況 に終えることができた。 (前年度比) 実行委員 △2人 賛同団体 △3団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して市民や市民活動団体等 と連携していく。
							・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化額	7団体から協働事業についての提案が行われ、プレゼンテーション審査等により、2つの事業が採択、決定した。	В						0	プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識 経験・人材・情報など)を結集し、協働して事業を行うことができた。 採択事業・「小金井平和の日」制定10周年記念・こがねいデジタル平和資料館の設立・小金井魂炸裂!!俺たちの人生の舞台はここだ!	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営を継続していく。

本主要	施策							自己評価(対前年					われる 点 ※:	2	自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
標課題	方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
					・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修 を実施し、市内NPO法人に職員を派遣し た。 【令和6年度実績】 派遣先 8団体 派遣職員数 33名	В	0					0	令和2年度及び3年度、当該研修を中止したため、令和6年度については、 入所2、3年目程度の職員を派遣し、 市民協働意識向上等を図るとともに、 人的ネットワークを拡大することができた。 (参考)令和5年度実績7団体 23名	今後も職員の市民協働意識向上等 のため継続して実施していく。
		②参画を促す環境	(102)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	例年4月に実施する「市民参加条例対象附属機関等に係る調査」において、女性委員の登用について各課へ周知を行っている。 令和6年9月開催の第7回市民参加推進 会議で令和6年4月1日現在の附属機関等 の委員の構成状況を報告した。	В					0		委員構成は、女性36%(前年度3 7%)となり、前年度と比べ微減が あったものの、依然として偏りがない ように配慮が必要である。	市民参加条例第9条第4項の配慮 定の浸透に向け、周知徹底を図る
		づくり	(103)	(仮称)男女平 等推進センター 整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。	В						0	近隣自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。	今後も情報収集に努め、(仮称)男平等推進センターのあり方について 検討していく。
			(104)	女性談話室の 活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する資料を収集し、女性 談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンス ペースとして女性談話室を活用できるように 整えた。	В	0	0					男女共同参画に関する定期刊行物の購入・配架は例年通り継続して行うことができた。 市民や市民団体等が利用できるよう 整えることができた。	
3 推進体制の充実・強化	庁内の男女平	①市職員や教職員の男女平等に向	(105)	働きやすい職場 環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行 動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各 種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解 を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及 浸透を図った。	В	0	0					育児・介護休業制度の周知徹底・普 及浸透を図るため、法改正等に伴い 職員次世代育成支援ブランハンドブックの改定版(令和6年4月及び各種休 業制度に関するチラシのが1(令和6年2月)を作成し、庁内職員向けに電 イデータ等で周知を図った。 (参考)育児休業取得率: 女性100%(前年度100%) 男性108.3%(前年度62.5%) (前年度比) 女性100% 男性173%	事業内容の充実を図りながら、事ま を引き続き継続していく。
		けた環境整備				指導室	全教員にICT端末を配布し、働き方改革につながる職場環境の整備を推進した。 働き方改革検討委員会において、ICTのさらなる活用について意見交換を行った。	В	0				0		ICT端末活用により、教材作成等が 効率化され、働き方改革の推進につ ながることを教員が実感した。 【前年度比】 ICT端末の効果的活用 = 前年度 同様	端末の活用は進んだが、効率的な き方に資するICTの効果的な活用 ついては今後も研究を進める必要 ある。
		【重点施策】	(106)	男女平等の視 点に立った配置 内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った 配置を実践します。		人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。 女性管理職者割合は20.3%(女性13名(部長1名、課長12名)/合計64名。令和7年4月1日現在)だった。	В	0				0		人事異動・昇任に際して、男女平等の 視点で行った結果、前年並みとなっ た。 (前年度比) 女性管理職者数:+0名	今後も男女共同参画の視点に立っ 配慮していく。
	(2) 計画の推進体制の強化	整備	(107)	庁内連携の強 化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議 を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成、各部庶務担当課長職及び男女共同 参画施策関連課長職(30人) 行政連絡会議の開催 2回	Α						0	第6次男女共同参画行動計画の推進 のため、各種事業を推進していくうえ で男女共同参画行動計画や男女平 等意識への理解促進を図ることがで きた。さらに(仮称)第7次男女共同参 画行動計画(案)の策定に向けての情 報共有等も行った。 (前年度比) 行政連絡会議 +1回	庁内の連携による男女共同参画旅を総合的かつ計画的に推進していために、今後も継続して実施していく。

基本	主要	施策							自己評価(対前年				たと思え			自己評価と効果(達成度)の理由	男女共同参画のための
基本目標	主要課題	の 方向	施策	NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	進捗度) ※1	1	2	3	4	5	6	及び前年度比	今後の課題や推進の方向性
				(108)		公募市民や学職経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課	男女共同参画施策の推進及び(仮称)第7次男女共同参画施策の推進及び(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)の検討を行った。 審議会の開催 5回	A	0	0			0	0	計画を実行性のあるものとしていた めに、報告について審議会としての意 見に基づき提言が提出された。 また、(仮称)第7次男女共同参画行 動計画(案)に向けての審議も並行し て行った。 (前年度比) 審議会 +1回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画作動計画の年次報告等を評価いただくともに、次期行動計画策定に向けて検討を進める。
				(109)	理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へ・進捗状況調査報告書の作成、公表フィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	企画政策課	第6次男女共同参画行動計画に係る令和5年度の推進状況調査報告書を作成し、庁内電子掲示板及びホームページ並びに図書館等で公表した。 男女平等推進審議会からの質問等を各課ペンイードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知し、ホームページへ掲載した。	В						0	第6次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言を公表及び 庁内へ周知し、男女共同参画施策に ついて理解促進を図ることができた。	第6次男女共同参画行動計画に基づき、計画の進捗を管理していくとともに、男女平等推進審議会から推進状況について提言をいただき、各事業へ反映させるよう努めていく。
				(110)	国・都・他自治 体との連携及び 情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との 連携や情報交換を図ります。	企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 また、近隣自治体と連携し若年層セクシュアル・マイソリティ支援事業を実施した。 東京都とのパートナーシップ宣誓制度に係る連携を継続実施した。	В	0	0			0	U	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 また、近隣自治体と連携することで、 若年層セクシュアル・マイノリティ向け の居場所事業と学校への教員派遣事 業を実施することができた。	引き続き他自治体と協働可能な事業

配布・配架等一覧表 (第6次男女共同参画行動計画 令和6年度推進状況調査)【調査票1 別紙】

								配布•酉	2架場所、周	知方法			
事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)	作成元	市報	市ホーム ページ	市役所•担 当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商業 施設等	その他	備考
(1)	人権に関する啓発資料 の作成・活用	人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、配布・配架した。	担当課			0				0	
(1)	人権に関する啓発資料 の作成・活用	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	児童青少年課	子どもの権利教済機関「子どもオンブズパーソン」の周知啓 発の機会等にリーフレットを配布	担当課		0	0				各種連絡 会 出張講座 小学校な ど	
(2)	男女平等に関する各種 啓発資料の作成・活用	新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	冊子「二十歳のみなさんへ」を発行し、二十歳を祝う会にて配布した。 冊子中、2ページに、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、多様性への理解、男女都市宣言掲載発行部数:800部	担当課、経済課、選挙管理委員会							0	二十歳を祝う会にて配布
(3)	人権・男女平等に関する 図書・資料の収集と活用	女性談話室における各種資料の配 架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女性展望)や収集(③共同参画、④とうきょうの労働、その他資料)、収集した資料の配架を行った。	①出版社 ②国 ③都			0				0	女性談話室(婦人会館)に 配架
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共 同参画情報誌「かたらい」を発行し、 市施設や市内医療機関等で配布す るなど広く周知します。	企画政策課	市民編集員3人とともに、「かたらい」60号及び61号を発行した。 60号:『家族の在り方』について考える 61号:多様性・自分らしく輝く 発行部数:計5,200部(前年度比123.8%)	担当課、かたらい編集委員	0	0	0	0	0	0		
(5)	人権に関する講演会等 の開催	人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権・平和各種イベント時にリーフレット、ボールペン、ティッシュ、メモ帳、付箋紙等を配布した。	担当課、多摩東 人権擁護委員 協議会			0				0	
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの 周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。	担当課		0	0					
(26)	DVの防止に向けた啓発 と情報提供	DV相談カードの配布	企画政策課	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びD V防止の啓発を行った。	担当課	0	0	0	0			0	小金井市医師会·小金井歯科医師会 会員医療機関
(27)	医療機関・関係機関への 情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。	担当課							0	小金井市医師会·小金井歯科医師会 会員医療機関

								配布・酉	己架場所、周	知方法			
事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)	作成元	市報	市ホーム ページ	市役所・担 当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関・商業 施設等	その他	備考
(30)	デートDV防止対策の充 実	「知っておきたいデートDV」(リーフ レット) のホームページによる啓発	企画政策課	「知っておきたいデートDV」を市ホームページに掲載するなど周知を図った。 と周知を図った。 また、デートDVの内容も含めた冊子「知っていますか?身近なDV」を配布している。	担当課	0	0	0					
(30)	デートDV防止対策の充 実	成人式におけるDV相談等の案内 配付	企画政策課	二十歳を祝う会で配布している「二十歳のみなさんへ」にDV 及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数:800部 ※再掲(事業No.2参照)	担当課、経済 課、選挙管理委 員会							0	二十歳を祝う会にて配布
(36)	男性に対する相談支援 窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を 通じて、男性に対する相談支援窓 口に関する情報提供を行います。	企画政策課	刊行物「二十歳のみなさんへ」」を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。 また、市報・市ホームページ等でも相談機関の情報提供を行った。	担当課、経済 課、保険年金 課、選挙管理委 員会	0	0					0	刊行物は二十歳を祝う会にて配布
(41)	セクシュアル・ハラスメン ト等の防止の推進	市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	市ホームページ等において、セクシャルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。	担当課	0	0	0					
(42)	児童・高齢者・障がい者 等に対する虐待防止対 策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	こども家庭センター	【オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間活動令和6年11.1~11.30】・市役所1階及び保健センターに以下①②設置、関係機関へポスター等(③)配付 ①ポスター等(③)配付 ①ポスター(オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、里親月間、ヤングケアラー啓発) ②オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、こども家庭センターティッシュ 各200部 ③こども家庭庁虐待防止啓発ポスター、チラシ、ヤングけあら一啓発ポスター及びチラシ(127機関 ポスター1~3種600部、チラシ1~3種4,500部) ④市保有自転車にオレンジリボン反射板の設置 ⑤市内巡回バス内に東京都児童虐待防止推進月間ポスター掲示 【街頭キャンペーン 令和6年11.15】・武蔵小金井駅前でチラシ、ティッシュ等280部配布	①こども家庭 庁、東ラテト ②家子でシュ・担 選課 ②は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	0	0	0	0				市の啓発物は、学校・学 童・保育所・児童館に配布
(42)	児童・高齢者・障がい者 等に対する虐待防止対 策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	自立生活支援課	市ホームページにおいて、障がい者の虐待防止について啓 発を行い、相談先の周知を図った。	担当課	0	0						
(44)	母性の健康管理の情報 提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労 している妊婦のためのリーフレット の配布等を行います。	こども家庭センター	妊娠届受理時に母子手帳のほか、妊婦健診受診票等の妊娠時、出産時に必要な物一式の中に就労している妊婦のためのリーフレットを入れて配布している。				0					こども家庭センター・市民 課・夜間窓口(管財課)で配 布
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	相談先の周知	健康課	自殺予防啓発カードやリーフレットを保健センターに設置。 武蔵小金井駅前にて街頭キャンペーン実施し、啓発グッズ 配布。	健康課	0	0		0		0		

								配布・西	己架場所、周	知方法			
事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)	作成元	市報	市ホーム ページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、集 会施設等)	市内 大学等	市内金融 機関•商業 施設等	その他	備考
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及 及び感染予防の啓発に向け、パン フレット・ポスター等の掲示、保健所 が実施するエイズキャンペーンへの 協力を行います。	健康課	東京都エイズ予防月間(11/16~12/15)のポスター1枚、 リーフレット30枚を保健センターにて掲示、設置。また、普及 啓発媒体(リーフレット入りポケットティッシュ20個)・パンフ レット50部等を設置。	東京都			0					
(68)	母子保健に対する男性 への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識を パートナーにも知ってもらうため、母 子手帳の交付とともに「父親ハンド ブック」を配布します。	こども家庭センター	妊娠届受理時に母子手帳のほか、妊婦健診受診票等の妊娠時、出産時に必要な物一式の中に父親ハンドブックを入れて配布している。	自治体共同印 刷で作成			0					こども家庭センター・市民 課・夜間窓口(管財課)で配 布
(74)	高齢者福祉・介護保険 サービスの充実と相談支 援	高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	市民向けに市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険サービス除く)をまとめた冊子を作成し、配布した。(3,400 部配布)	担当課		0	0	0			0	地域包括支援センター
(74)	高齢者福祉・介護保険 サービスの充実と相談支 援	介護保険サービス利用Q&Aの発行	介護福祉課	市民向けに、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのガイドブックを作成し、窓口に設置し希望者に配布した。	担当課		0	0				0	地域包括支援センター
(79)	労働相談などの各種相 談窓口の周知	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ボケット労働法」 (②)を小金井市でも250部発行し、市内の施設にて配布した。	①都、国等 ②都編集、市印 刷	0	0	0	0			0	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉サービスセンター
(79)	労働相談などの各種相 談窓口の周知	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用		就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」 関覧数36,502件								0	こがねい仕事ネットでの情 報掲載
(79)	労働相談などの各種相 談窓口の周知	メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレット(約40部)を窓口カウン ターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメ ンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の 自己診断ツールを周知した。	都			0					こがねい仕事ネットでの情 報掲載
(80)	関連法令等の周知徹底	市ホームページによる「男女雇用機 会均等月間」等の周知	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知	担当課		0						
(80)	関連法令等の周知徹底	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」 関覧数36,502件 ※再掲(事業No.79参照)	市運営、事業 者・市が情報入 力							0	こがねい仕事ネットでの情 報掲載

								配布•酉	己架場所、周	知方法			
事業 No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)	作成元	市報	市ホーム ページ	市役所・担 当課窓口		市内 大学等	市内金融 機関·商業 施設等	その他	備考
(80)	関連法令等の周知徹底	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報への情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」 (②)を小金井市でも250部発行し、市内の施設にて配布した。 ※再掲(事業Na.79参照)	①都、国等 ②都編集、市印 刷	0	0	0	0			0	商工会、東小金井事業創造センター、勤労者福祉 サービスセンター
(83)		職業能力向上のための情報をパン フレット等で提供するとともに、市 報・ホームページ等でも情報提供し ます。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターや仕事センター多摩による講習の案内パンフレット等の掲出や「こがねい仕事ネット」等で周知をした。	国、都			0				0	こがねい仕事ネットでの情報掲載
(84)	こがねい仕事ネットを活 用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	奴≿禪	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和6年度「こがねい仕事ネット」 閲覧数36,502件 ※再掲(事業M.79参照)								0	こがねい仕事ネットでの情報掲載
(86)	事業所との連携及び情報 提供	安心して働ける雇用環境や待遇の 確保、女性を含めた方々の人材育 成や登用の促進に向け、市内事業 所への情報提供に努めます。	経済課	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。	国、都			0					こがねい仕事ネットでの情 報掲載

Ⅲ 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和7年4月1日現在)

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5)

1)仃以妥貝会(地万日宿法弗180条の5)							
名称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査	監値		根 拠 法	
固定資産評価審査委員会	3	2	66.7% (3:	3.3%)) 地方税法第423条		
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0%	0.0%)	地方公務員法第7条		
教育委員会	4	1	25.0% (2	5.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0% (5)	0.0%)	地方自治法第181条		
監査委員	3	2	66.7% (3:	3.3%)	地方自治法第195条		
農業委員会	14	3	21.4% (1-	4.3%)	農業委員会等に関する法律		
(1) 合計	31	9	29.0% (2)	2.6%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
	51		(_	,	6	5	83.3%

名称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(※()は前回		根 拠 法
長期計画審議会	16	5			長期計画審議会条例
指定管理者選定委員会	5	1			公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
市民参加推進会議	12	6			市民参加条例
男女平等推進審議会	10	7	70.0%	(70.0%)	男女平等基本条例
男女平等苦情処理委員	2	1	50.0%	(50.0%)	男女平等基本条例
行財政改革審議会	10	1	10.0%		行財政改革審議会条例
情報公開·個人情報保護審査会	4	1	25.0%	(50.0%)	情報公開•個人情報保護審査会条例
情報公開·個人情報保護審議会	11	1	9.1%	(8.3%)	情報公開•個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3%	(33.3%)	行政不服審査法/行政不服審査法の施行に関する条件
防災会議	29	9	31.0%	(26.7%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1%	(9.1%)	消防団運営審議会条例
国民保護協議会	24	2	8.3%	(8.3%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護協議会条
安全・安心まちづくり協議会	16	3	18.8%	(20.0%)	安全・安心まちづくり条例
空家等対策協議会	14	2	14.3%	(7.1%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	2	66.7%	(66.7%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はけの森美術館運営協議会	6	2	33.3%	(33.3%)	はけの森美術館条例
はけの森美術館収集評価委員会	5	1	20.0%	(20.0%)	はけの森美術館条例
芸術文化振興計画推進委員会	9	3	33.3%	(33.3%)	芸術文化振興条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7%	(16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	8	3	37.5%	(25.0%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	14	3	21.4%	(20.0%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0%	(0.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	3	30.0%	(30.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	10	5	50.0%	(40.0%)	緑地保全及び緑化推進条例
市立公園等指定管理者評価委員会	9	4	44.4%	(44.4%)	市立公園条例
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0%	(57.1%)	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
公共下水道事業審議会	7	1	14.3%	(42.9%)	公共下水道事業審議会条例
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0%	(50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
地域福祉推進委員会	12	5	41.7%	(41.7%)	地域福祉推進委員会条例
民生委員推せん会	7	5	71.4%	(66.7%)	民生委員法
障害支援区分判定審査会	22	8	36.4%	(36.4%)	障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	12	6	50.0%	(50.0%)	児童発達支援センター条例
介護認定審査会	39	14	35.9%	(38.5%)	介護保険法、介護福祉条例
介護保険運営協議会	17	8	47.1%	(38.9%)	介護保険法、介護福祉条例
食育推進会議	16	10	62.5%	(56.3%)	食育基本法、食育推進基本条例
市民健康づくり審議会	14	2	14.3%	(21.4%)	市民健康づくり審議会条例
子ども・子育て会議	15	10	66.7%	(66.7%)	子ども・子育て会議条例
市立保育園の在り方検討委員会	8	6	75.0%	_	市立保育園の在り方検討委員会設置条例
子どもオンブズパーソン	3	2	66.7%	(50.0%)	子どもオンブズパーソン設置条例
青少年問題協議会	24	8	33.3%	(33.3%)	青少年問題協議会条例
児童館運営審議会	9	4	44.4%	(33.3%)	児童館条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(※()は前回		根 拠 法			
都市計画審議会	19	5	26.3%	(21.1%)	都市計画法、都市計画審議会条例			
まちづくり委員会	10	1	10.0%	(10.0%)	まちづくり条例			
交通安全推進協議会	20	5	25.0%	(25.0%)	交通安全推進協	3議会設置条例		
地域公共交通活性化協議会	28	3	10.7%	(17.2%)	地域公共交通沿	5性化協議会条例	ग्री	
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	10	0	0.0%	(0.0%)	都市計画事業東小金井	駅北口土地区画整理事業	養施行規程を定める条例	
都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	3	0	0.0%	(0.0%)	都市計画事業東小金井	駅北口土地区画整理事業	養施行規程を定める条例	
奨学資金運営委員会	8	4	50.0%	(62.5%)	奨学資金支給条例			
いじめ問題対策委員会	5	3	60.0%	(60.0%)	いじめ防止対策推進条例			
市史編さん委員会	7	1	14.3%	(14.3%)	市史編さん委員	会条例		
文化財保護審議会	6	1	16.7%	(16.7%)	文化財保護条例	j		
スポーツ推進審議会	9	5	55.6%	(50.0%)	スポーツ推進審	議会条例		
社会教育委員の会議	10	5	50.0%	(40.0%)	社会教育委員の	設置に関する条	:例	
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	16	3	18.8%	(18.8%)	市立学校部活動の対	也域連携に関する検	討委員会設置条例	
図書館協議会	10	5	50.0%	(55.6%)	図書館協議会条例			
公民館運営審議会	9	4	44.4%	(40.0%)	公民館条例			
公民館企画実行委員の会議	30	17	56.7%	(46.7%)	公民館条例			
(2) 合計	674	226	33.5%	(32.4%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合	
.,				, ====,	57	54	94.7%	

(3) その他の諮問機関(要綱などによる委員会等)

名 称		女性委員 (人)	割合(※()は前[根 拠 法		
公共施設在り方検討委員会	10	3	30.0%	-	公共施設在り方	検討委員会設置	置要綱	
子供の安全確保に係る協議会	4	2	50.0%	(50.0%)	子供の安全確保に係る協議会設置要綱			
市民交流センター運営協議会	9	3	33.3%	(33.3%)	市民交流センタ	'一運営協議会詞	设置要綱	
市民協働推進委員会	6	3	50.0%	(33.3%)	市民協働推進員	会設置要綱		
飼い主のいない猫対策推進協議会	5	2	40.0%	(40.0%)	飼い主のいない	猫対策推進協調	議会設置要綱	
地域自立支援協議会	22	10	45.5%	(45.5%)	地域自立支援協	孫議会設置要綱		
精神保健福祉連絡協議会	13	7	53.8%	(46.2%)	精神保健福祉連	絡協議会設置頭	更綱	
医療的ケア児支援連携推進協議会	12	8	66.7%	(57.1%)	医療的ケア児支	接連携推進協調	議会設置要綱	
認知症施策事業推進委員会	9	4	44.4%	(55.6%)	認知症施策事業	推進委員会設置	置要綱	
生活支援事業協議体	7	4	57.1%	(85.7%)	生活支援事業協	孫議体設置要綱		
在宅医療·介護連携推進会議	17	8	47.1%	(29.4%)	在宅医療・介護	連携推進会議員	実施要綱	
予防接種健康被害調査委員会	7	3	42.9%	(33.3%)	予防接種健康被	(害調査委員会詞	设置要綱	
こども家庭センター運営協議会	10	8	80.0%	(80.0%)	子ども家庭支援	センター運営は	協議会設置要綱	
教育プラン検討会議委員	6	1	16.7%	-	教育プラン検討	会議設置要綱		
学校運営協議会 一小	13	8	61.5%	(50.0%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 二小	11	3	27.3%	(50.0%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 三小	12	4	33.3%	(33.3%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 四小	12	8	66.7%	(66.7%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 東小	13	6	46.2%	(46.2%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 前原小	11	5	45.5%	(45.5%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 本町小	12	6	50.0%	(61.5%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 緑小	11	6	54.5%	(0.0%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 南小	12	4	33.3%	(33.3%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 一中	14	6	42.9%	(36.4%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 二中	13	7	53.8%	(53.8%)	学校運営協議会	に関する規則		
学校運営協議会 東中	12	6	50.0%	(50.0%)	学校運営協議会に関する規則			
学校運営協議会 緑中	10	3	30.0%	(20.0%)	学校運営協議会に関する規則			
学校運営協議会 南中	11	6	54.5%	(50.0%)	学校運営協議会に関する規則			
玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	4	0	0.0%	(0.0%)	玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会設置要綱			
放課後子どもプラン運営委員会	19	9	47.4%	(47.4%)	放課後子どもプラン運営委員会設置要綱			
(3) 合計	327	153	46.8%	(46.9%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合	
					30	29	96.7%	

(1)+(2)+(3)=総合計	1,032	388	37.6%	(36.7%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
(2) - (2) - (2) - (2)	-,			(,	93	88	94.6%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果(令和6年度)

庁内全課(対象42課)に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和6年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は40課で、全体の95.2%で した。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q 1

令和6年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか?

ある	40課	(95.	2%)
ない	2課	(4.	8 %)

■男女いずれかに偏った表現

Ω 2

男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象 を与えないようにしていますか?

Α	十分できている	40課(100%)
В	おおよそできている	0課(0%)
С	できている面もあるが不十分である	_
D	(あまり) できていない	_

■性別によるイメージを固定化した表現

Q 3

男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか?

Α	十分できている	40課(100%)
В	おおよそできている	0課(0%)
С	できている面もあるが不十分である	
D	(あまり) できていない	_

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4

男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による 能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか?

Α	十分できている	40課(100%)
В	おおよそできている	0課(0%)
С	できている面もあるが不十分である	
D	(あまり) できていない	_

■男女で異なった表現

Q 5

男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか?

Α	十分できている	40課(100%)
В	おおよそできている	0課(0%)
С	できている面もあるが不十分である	ı
D	(あまり) できていない	1

■人目を引くための手段として使う表現

Q 6

伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか?

Α	十分できている	40課(100%)
В	おおよそできている	0課(0%)
С	できている面もあるが不十分である	1
D	(あまり) できていない	_

र्भा दि	卸力	Q 1 情報	発信の有無	0.0	0.0	0.4	O.F.	0.6
部名	課名	ある	ない	Q 2	Q 3	Q 4	Q 5	Q 6
	企画政策課	0		Α	Α	Α	Α	A
企画財政部	財政課	\circ		Α	Α	Α	Α	Α
	広報秘書課	0		Α	Α	Α	Α	Α
	情報システム課		\circ	_	_	-	-	_
	総務課	0		Α	Α	Α	Α	Α
	職員課	0		Α	Α	Α	Α	Α
	管財課	0		A	Α	A	A	Α
	地域安全課	\circ		A	Α	Α	Α	А
	市民課	\circ		A	Α	A	A	Α
	コミュニティ文化課	\circ		A	A	A	A	А
	経済課	\circ		A	Α	A	A	Α
市民部	保険年金課	\circ		Α	A	A	A	Α
	市民税課	0		A	A	A	A	А
	資産税課	0		A	Α	Α	Α	Α
	納税課	0		A	Α	Α	Α	Α
	環境政策課	0		A	Α	Α	Α	Α
環境部	ごみ対策課	0		A	А	A	A	А
	下水道課	0		A	А	A	A	А
福祉保健部	地域福祉課	0		A	А	A	A	А
	自立生活支援課	0		A	А	А	А	А
	介護福祉課	0		A	А	А	А	А
	健康課	0		A	А	А	А	А
	子育て支援課	0		A	А	A	A	А
フルチウ皮が	こども家庭センター	0		A	А	А	А	А
	保育課	0		A	А	А	А	А
	児童青少年課	0		A	А	A	A	А
	都市計画課	0		A	А	А	А	А
	まちづくり推進課	0		A	А	A	A	А
±17 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1 ±1	道路管理課	0		A	А	А	А	А
40円登/開刊	建築営繕課		0	-	_	-	-	_
	交通対策課	0		A	А	А	А	А
	区画整理課	0		A	А	A	A	А
	庶務課	0		A	А	A	A	А
学校教育部	学務課	0		A	А	A	A	А
	指導室	0		A	A	A	A	A
	生涯学習課	0		A	A	A	A	A
生涯学習部	図書館	0		A	A	А	А	A
	公民館	0		A	А	А	А	A
議会事務局	•	0		A	А	А	А	A
監査委員事務	局	0		A	А	А	А	A
選挙管理委員		0		A	А	А	А	A

第6次男女共同参画行動計画 令和6年度推進状況調査【調査票1】意見・質問シート

氏名	

調査票1について、意見・質問がある場合は記入してください。

	NO	担当課	ヒアリン グ希望	意見・質問(評価できた内容、改善内容などを含む)
例	15	公民館	0	・国際交流イベントの講座内容について伺いたい。
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
	自由記入欄	(全体的な意見、など) 例:業務内容をもう少し具体的に書くと良いと思います。 自 由 記 入 欄		

- ◆ 調査票1の、自己評価(対前年進捗度)の欄に記入がある事業が対象です(斜線は対象外)。
- ◆ ヒアリング希望がある場合、○を付けてください。

小金井市性別による無意識の思い込みに係る 小中学生アンケート調査結果報告書

1 調査の目的

(仮称)第7次男女共同参画行動計画(令和8~12年度)を策定するにあたり、小中学生に「性別による無意識の思い込み」に係るアンケートを行い、計画づくりの参考とします。

また、子どもの意見表明の機会及び男女平等社会への意識付けの機会とします。

2 調査概要

◇調査対象:市内公立小学校6年生 1,013 人 市内公立中学校3年生 754 人

◇調査方法:学校を通じてクロームブックによる WEB 回答

◇調査期間:令和7年5月9日(金)~5月19日(月)

◇回収状況:

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学校6年生	1,013	923	923	91.1%
中学校3年生	754	623	623	82.6%

3 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものである。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合がある。このことは、本報告書内の分析文、グラフにおいても反映している。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難な ものである。
- ◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表している。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合がある。

4 設問一覧

問番号	設問内容	都(R4) との比較	都(R5) との比較
1	「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある	\circ	\circ
2	(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う	0	0
3	「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある	参考	参考
4	「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある	参考	参考
5	「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人 に言われたことがある	参考	参考
6	「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある	参考	参考
7	性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある	\circ	\circ
8	算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当て はまるものを選んでください		0
9	国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるも のを選んでください		0
10	家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを 選んでください		0
11	育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを 選んでください		0

●比較分析について

比較分析において使用した調査は次のとおりである。

- ①東京都:令和4年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査
 - ◇調査対象:東京都内公立小学校の児童(5年生、6年生) 10,020人(回答者数 6,622人)
 - ◇調査方法:インターネット方式
 - ◇調査期間:令和4年9月16日(金)から令和4年10月7日(金)まで

②東京都:令和5年度性別による「無意識の思い込み」に関する実態調査

- ◇調査対象:都立高等学校の生徒(全日制・定時制、1・2年生) 43,210人(回答者数 10,763人)
- ◇調査方法:インターネットを利用した Web 画面から直接回答
- ◇調査期間:令和5年9月1日(金)から令和5年9月21日(木)まで

◎回収状況:

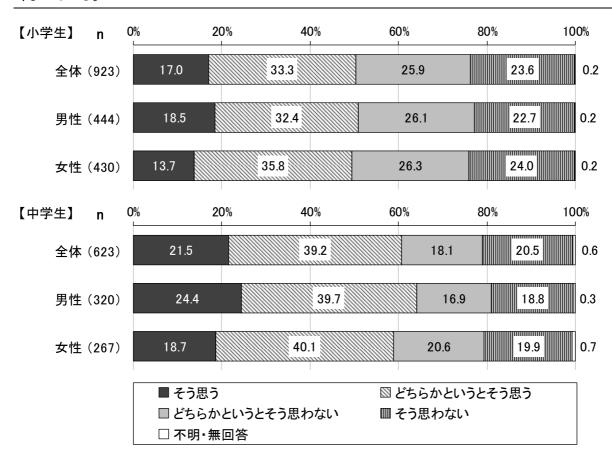
	配布数	有効回収数	有効回収率
小学生	10,020	6,622	66.1%
高校生	43, 210	10, 763	24.9%

5 調査結果

問1.「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

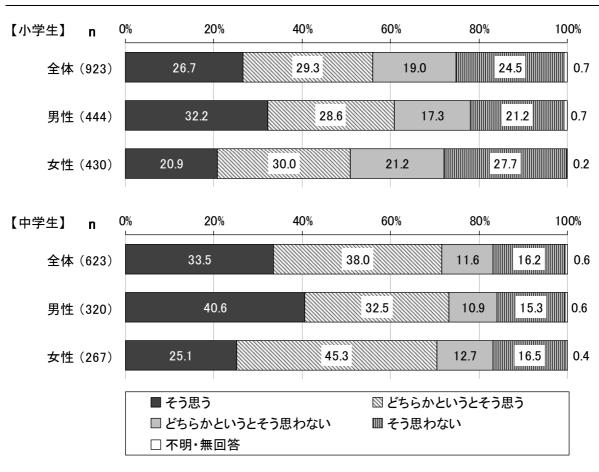
「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるかについて、小学生では、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた〈思う〉が 50.3%、「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」を合わせた〈思わない〉が 49.5%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりもわずかに高くなっている。

中学生では、〈思う〉が 60.7%、〈思わない〉が 38.6%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりも大幅に高くなっている。



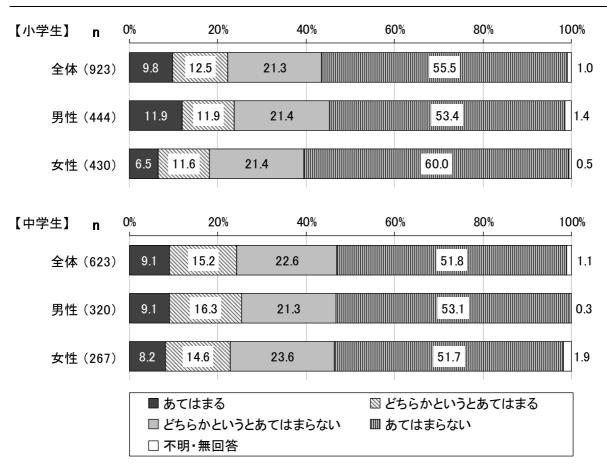
問2.(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。

(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うかについて、小学生では、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた〈思う〉が56.0%、「どちらかというとそう思わない」「そう思わない」を合わせた〈思わない〉が43.5%と、〈思う〉の割合が〈思わない〉よりも高くなっている。また、小学生男性では「そう思う」が32.2%、中学生男性では40.6%と、女性と比較して、小学生で11.3 ポイント、中学生で15.5 ポイント高くなっている。



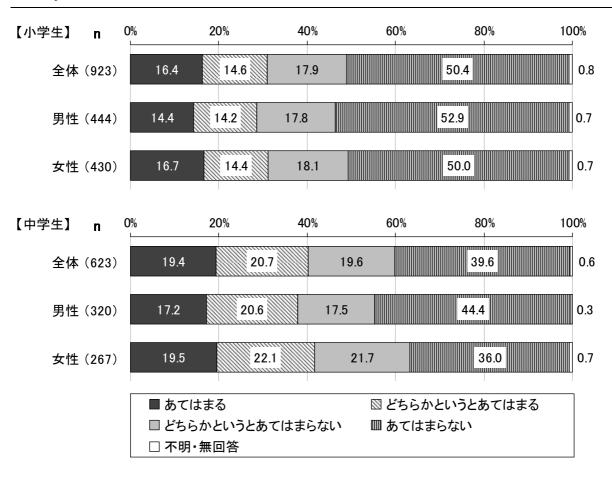
問3.「男の子だから」「女の子だから」と先生に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、小学生男性と中学生男性、中学生 女性では、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が2割を超えている。



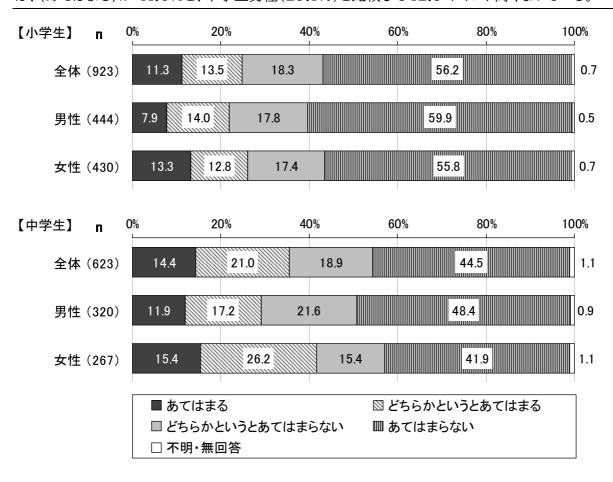
問4.「男の子だから」「女の子だから」と親(保護者)に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、小学生の女性と中学生男性では、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が3割、中学生女性では4割を超えている。



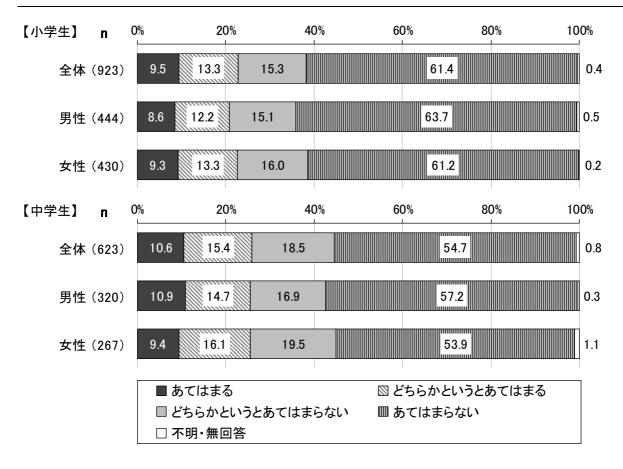
問5.「男の子だから」「女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小学生が2割、中学生では3割を超えている。また、中学生女性では、〈あてはまる〉が41.6%と、中学生男性(29.1%)と比較して12.5 ポイント高くなっている。



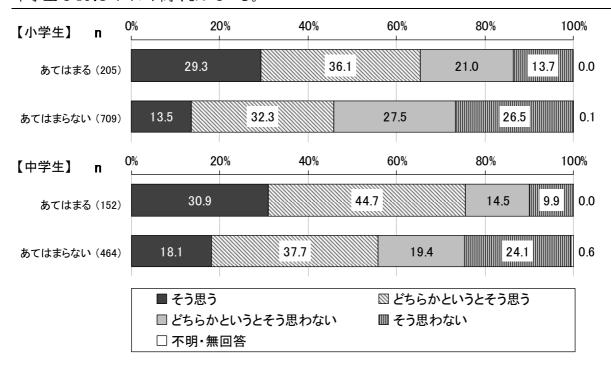
問6.「男の子だから」「女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われたことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小中学生、男女ともに2割を超えている。



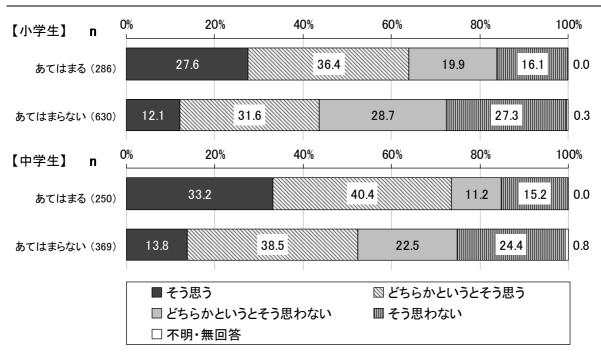
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)では、〈思う〉が小学生で6割台半ば、中学生で7割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で19.6 ポイント、中学生で19.8 ポイント高くなっている。



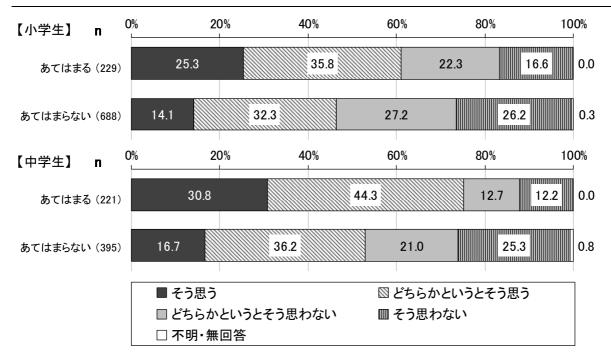
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台半ば、中学生で7割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で20.3 ポイント、中学生で21.3 ポイント高くなっている。



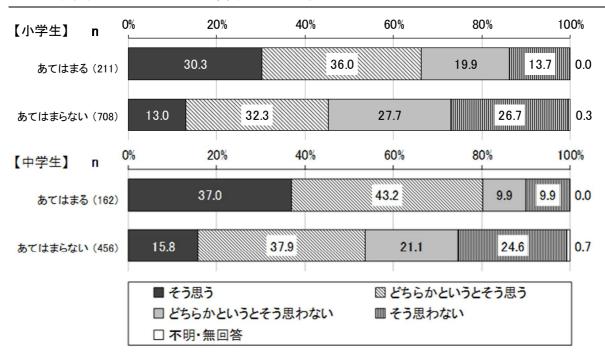
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台前半、中学生で7割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では15.3 ポイント、中学生で22.2 ポイント高くなっている。



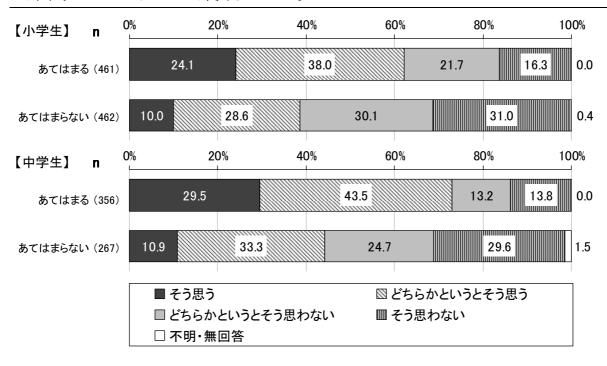
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台後半、中学生で約8割と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では21.0 ポイント、中学生で26.5 ポイント高くなっている。



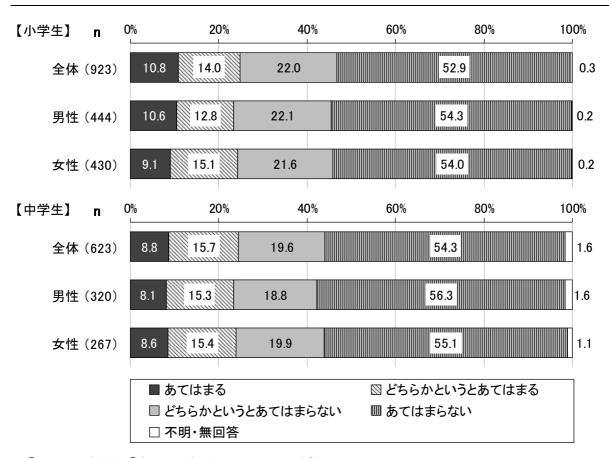
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で6割台前半、中学生で7割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 23.5 ポイント、中学生では 28.8 ポイント高くなっている。



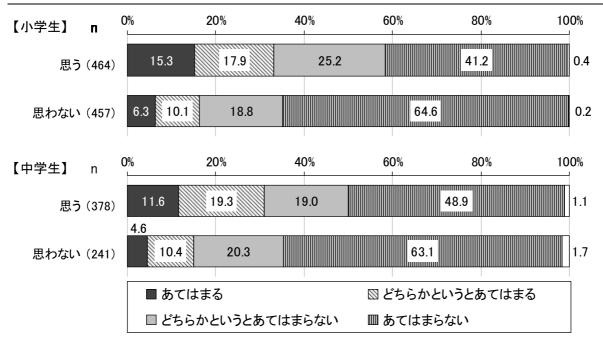
問7.性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。

小中学生、男女ともに「あてはまらない」が最も高くなっている一方、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉では、小中学生、男女ともに2割を超えている。



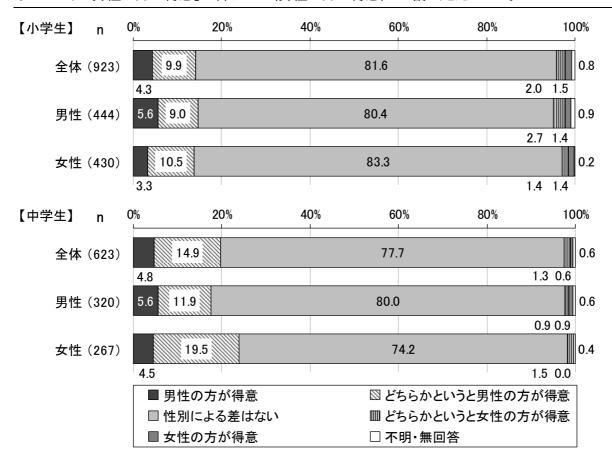
■「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

「男の子/女の子だから」と思うことがある人(思う)は、「あてはまる」「どちらかというとあてはまる」を合わせた〈あてはまる〉が、小中学生ともに3割を超えており、思うことのない人(思わない)と比較して、小学生で16.8 ポイント、中学生で15.9 ポイント高くなっている。



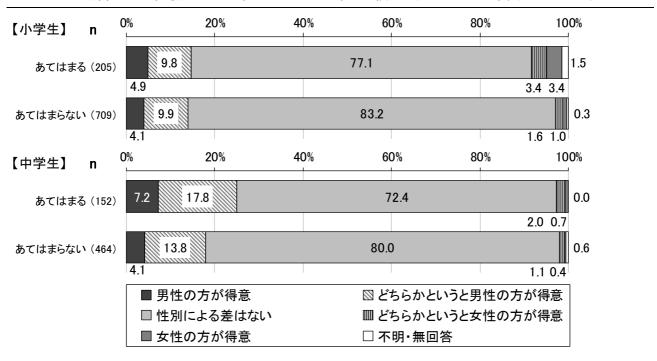
問8.算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

算数(数学)・理科の得意・不得意について、小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと男性の方が得意」となっている。また、中学生女性では、「男性の方が得意」「どちらかというと男性の方が得意」を合わせた〈男性の方が得意〉が2割を超えている。



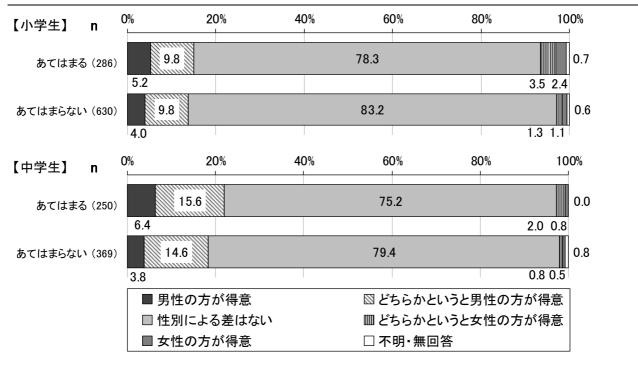
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学生で 25.0%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.1 ポイント高くなっている。



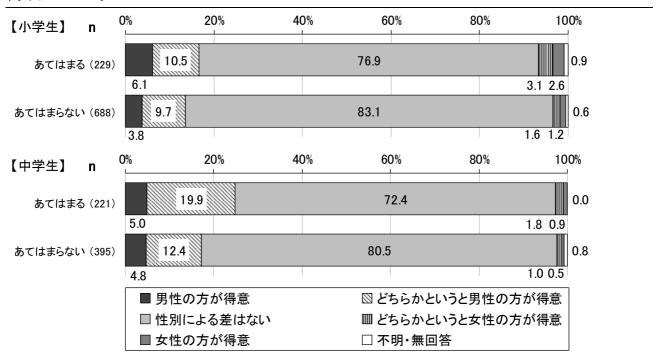
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)と、ない人(あてはまらない)とでは、大きな差はみられませんでした。



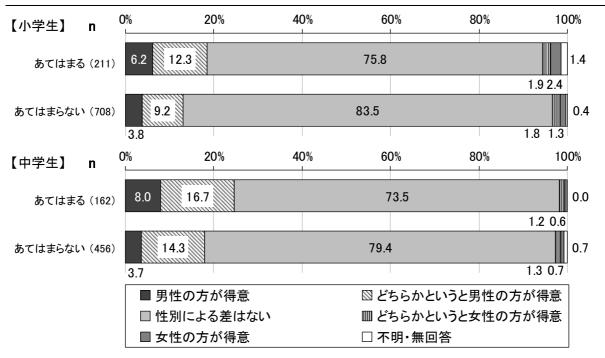
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学生で24.9%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.7 ポイント高くなっている。



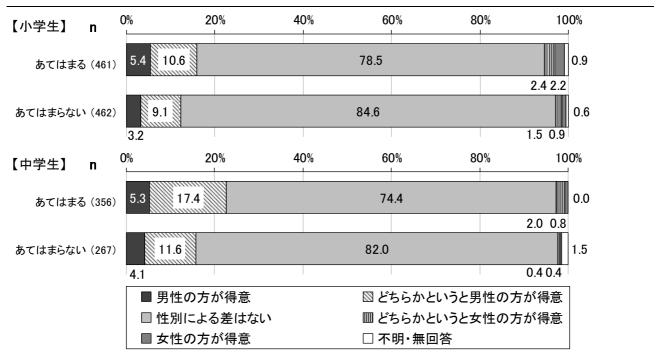
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が小学生で 18.5%、中学生で 24.7%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 5.5 ポイント、中学生で 6.7 ポイント高くなっている。



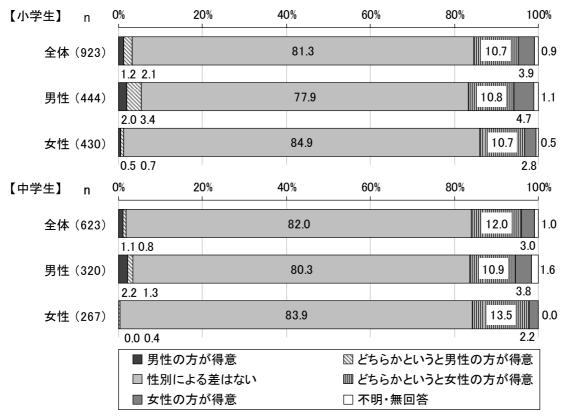
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈男性の方が得意〉が中学 生で 22.7%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.0 ポイント高くなっている。



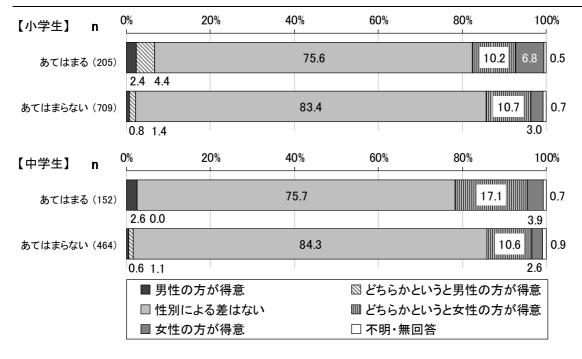
問9.国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

国語・英語の得意・不得意について、小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。



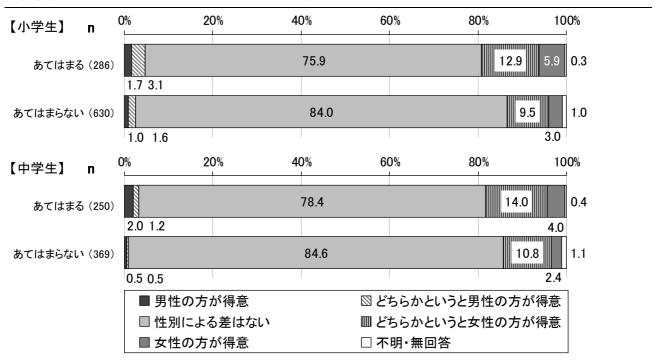
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無

中学生では、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が中学生で 21.0%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、7.8 ポイント高くなっている。



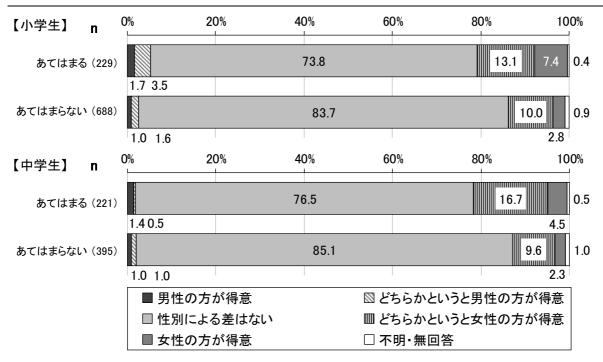
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無

小中学生ともに大きな差はみられませんでした。



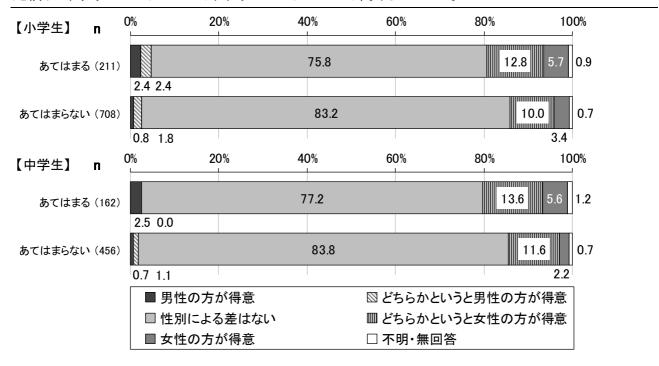
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で20.5%、中学生で21.2%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で7.7 ポイント、中学生で9.3 ポイント高くなっている。



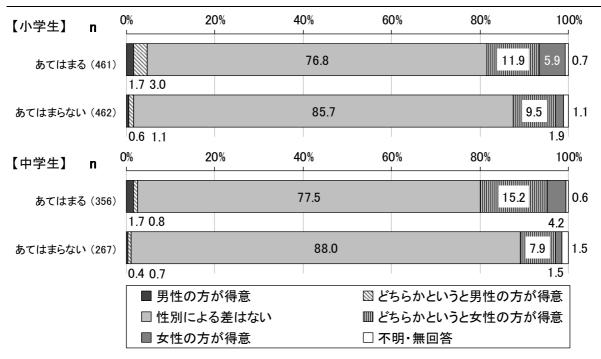
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で18.5%、中学生で19.2%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で5.1 ポイント、中学生で5.4 ポイント高くなっている。



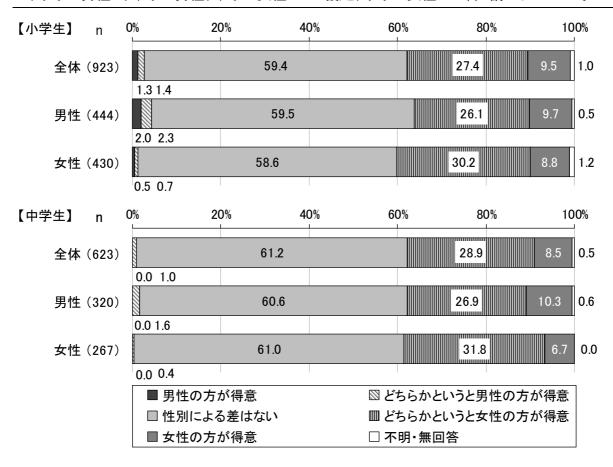
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無

中学生では、「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が小学生で17.8%、中学生で19.4%と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で6.4 ポイント、中学生で10.0 ポイント高くなっている。



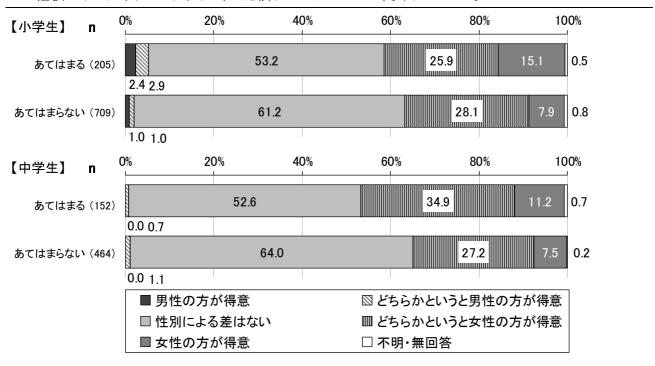
問 10.家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。また、「どちらかというと女性の方が得意」「女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉は、小学生男性と、中学生男性、中学生女性では3割超、小学生女性では約4割となっている。



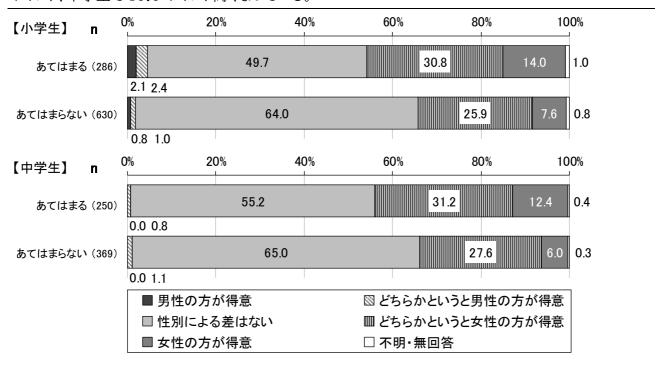
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えている。また、中学生で経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して11.4 ポイント高くなっている。



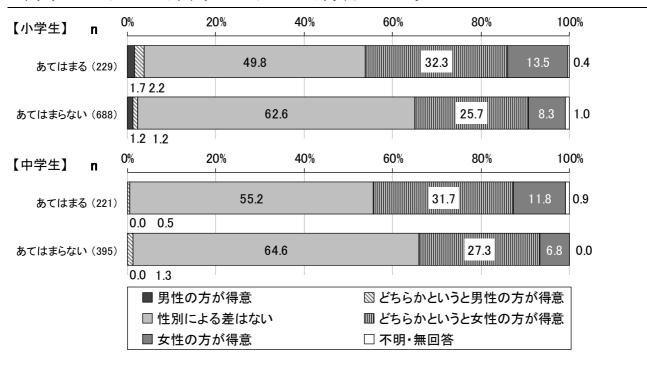
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 11.3 ポイント、中学生で 10.0 ポイント高くなっている。



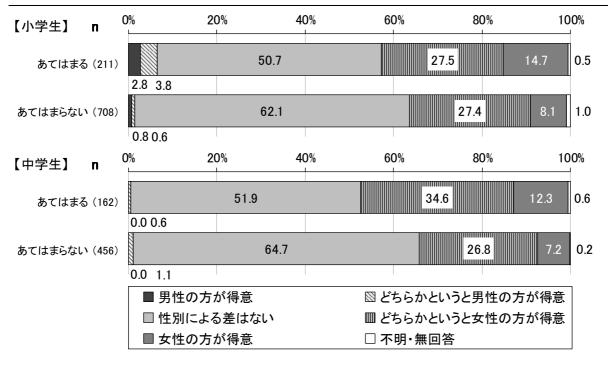
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で11.8 ポイント、中学生で9.4 ポイント高くなっている。



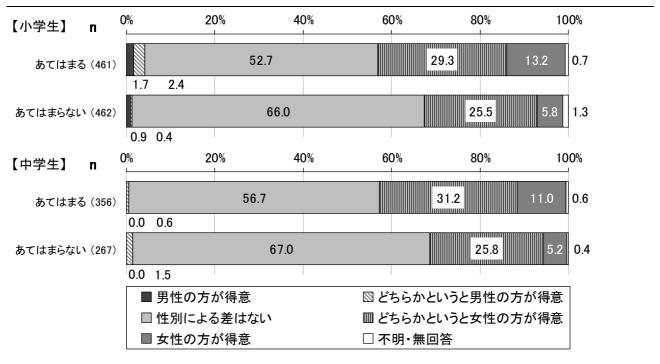
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、特に、中学生では、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して12.9 ポイント高くなっている。



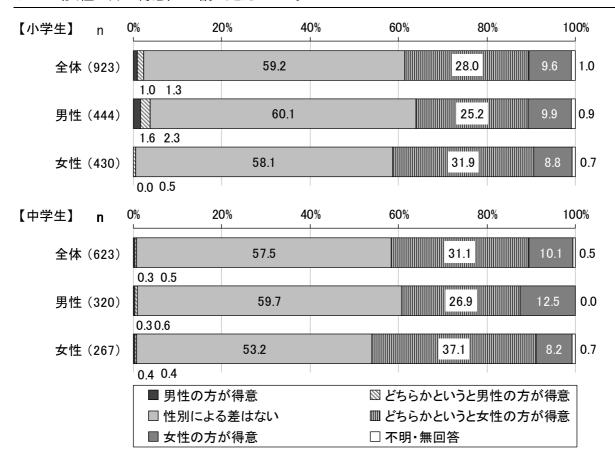
■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、特に、中学生では、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 11.2 ポイント高くなっている。



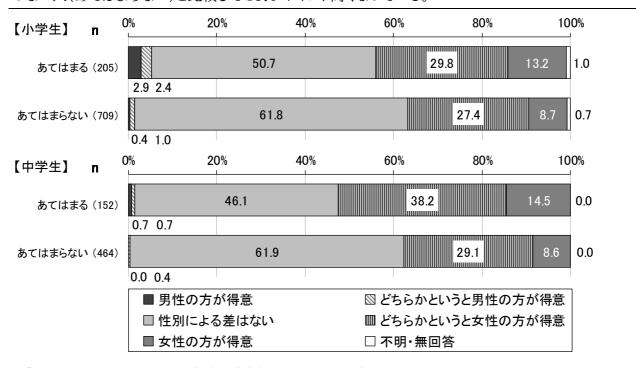
問 11.育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

小中学生、男女ともに「性別による差はない」が最も高く、次いで「どちらかというと女性の方が得意」となっている。また、小中学生ともに女性では、「どちらかというと女性の方が得意」「女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が4割を超えている。



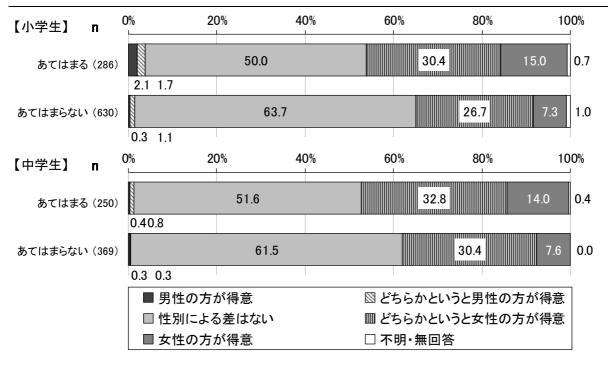
■「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と先生に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えている。特に、中学生では、〈女性の方が得意〉が半数を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 15.0 ポイント高くなっている。



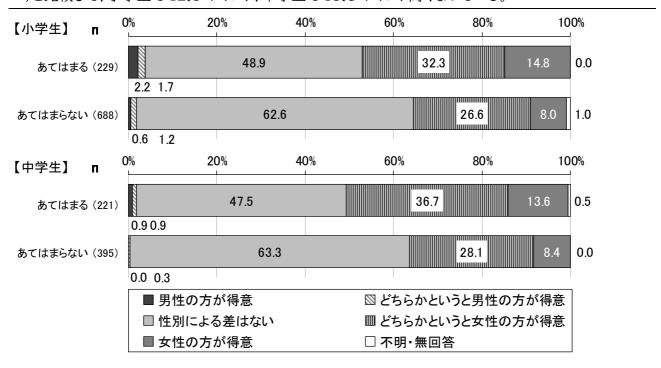
■「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験の有無

小中学生ともに、「男の子/女の子だから」と親(保護者)に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で 11.4 ポイント、中学生で 8.8 ポイント高くなっている。



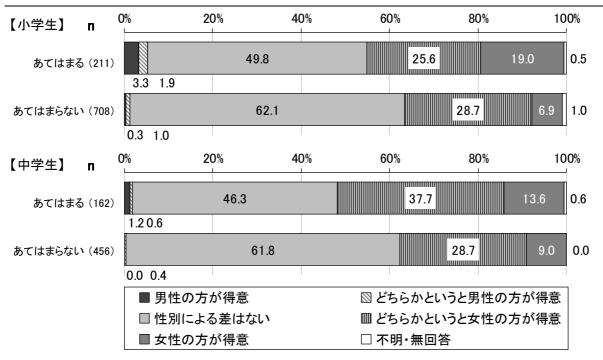
■「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験の有無

「男の子/女の子だから」と祖父母や親戚など周りの大人に言われた経験のある人(あてはまる)では、〈女性の方が得意〉が、小学生で4割、中学生で5割を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生で12.5 ポイント、中学生で13.8 ポイント高くなっている。



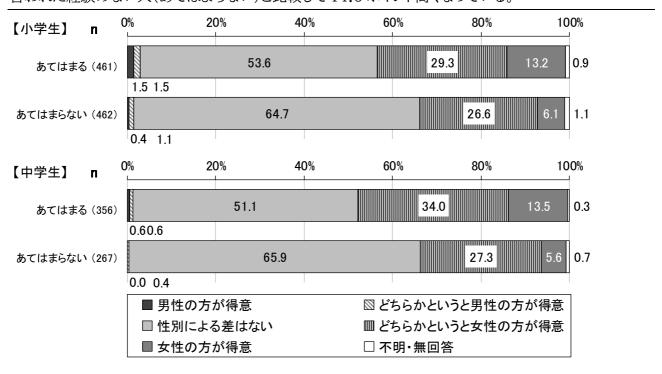
■「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験の有無

小学生では、「男の子/女の子だから」と兄弟姉妹や友達に言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台半ばと、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 9.0 ポイント高くなっている。中学生では、言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が半数を超えており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 13.6 ポイント高くなっている。



■「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験の有無

小学生では、「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台前半と、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 9.8 ポイント高くなっている。中学生では、言われた経験のある人(あてはまる)は、〈女性の方が得意〉が4割台後半となっており、言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して 14.6 ポイント高くなっている。

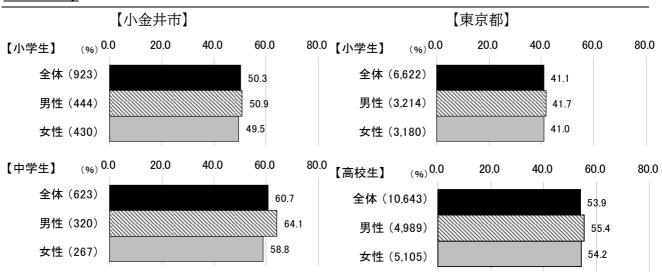


6 東京都との比較

(1)性別に対する意識

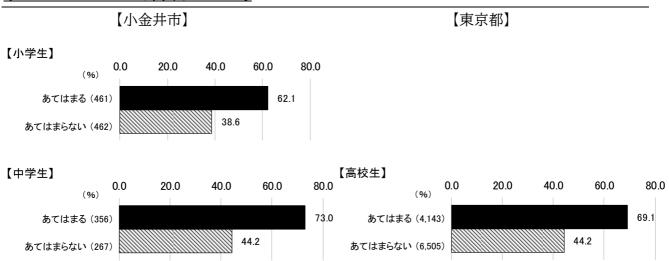
問1.「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある。

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるかについて、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた〈思う〉が小金井市では、中学生(60.7%)が小学生(50.3%)より10.4 ポイント高くなっている。 東京都と比較すると、小金井市の小学生(50.3%)が東京都の小学生(41.1%)より9.2 ポイント高くなっている。



◆性別に対して言われた経験別の分析

「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人(あてはまる)は、〈思う〉が小学生で 62.1%、中学生で 73.0%と、**言われた経験のない人(あてはまらない)と比較して、小学生では 23.5 ポイント、中学生では 28.8 ポイント高くなっている。**



小学生に比べて、中学生でより「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

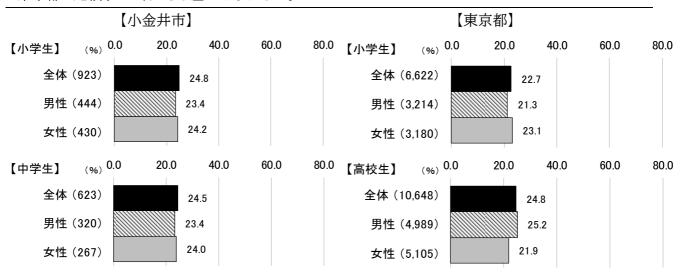
「男の子/女の子だから」と誰かから言われた経験のある人の方が、自身も「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

東京都全体と比較すると、やや小金井市の方が「男の子/女の子だから」と思う傾向がある。

問7.性別を理由に、思ったことが言えなかったことがある。

性別を理由に、思ったことが言えなかったことがあるかについて、「あてはまる」「どちらかというとあては まる」を合わせた〈あてはまる〉では、すべての属性で2割台となっている。

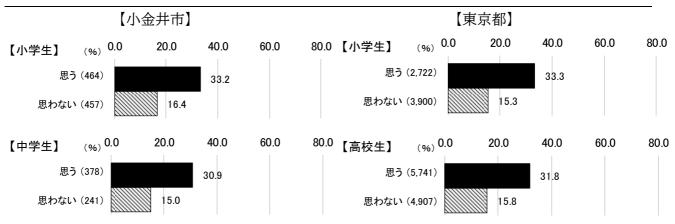
東京都と比較すると、大きな差はみられない。



◆性別に対する意識の有無別の分析

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるか別にみると、思う人では〈あてはまる〉が小学生で33.2%、中学生で73.0%と、**思わない人と比較して、小学生では16.8 ポイント、中学生では28.8 ポイント高くなっている。**

東京都と比較すると、大きな差はみられない。



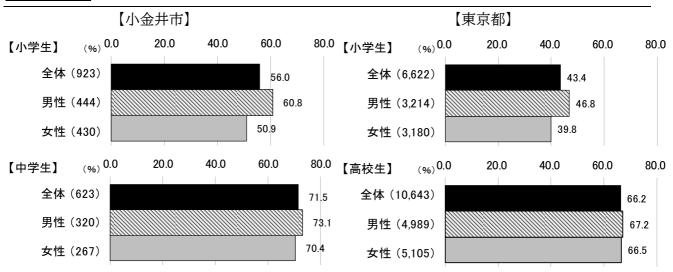
性別を理由に言いたいことが言えなかった経験は2割程度の児童・生徒にみられる。 「男の子/女の子だから」と思う人の方が、「思ったことが言えなかった」傾向がある。 東京都全体と比較しても、大きな傾向の差はみられない。

(2)職業に対する「性別による思い込み」

問2.(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う。

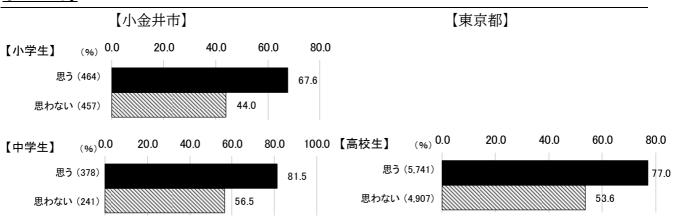
(将来の仕事について)性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うかについて、「そう思う」「どちらかというとそう思う」を合わせた〈思う〉が小金井市では、中学生(71.5%)が小学生(56.0%)より15.5 ポイント高くなっている。

東京都と比較すると、<u>小金井市の小学生(56.0%)が東京都の小学生(43.4%)より 12.6 ポイント高</u> **くなっている。**



◆性別に対する意識の有無別の分析

「男の子だから」「女の子だから」と思うことがあるか別にみると、思う人では〈思う〉が小学生で 67.6%、中学生で 81.5%と、**思わない人と比較して、小学生では 23.6 ポイント、中学生では 25.0 ポイント高く** なっている。



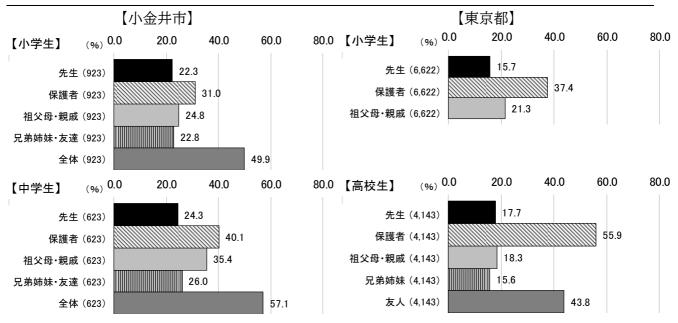
小学生に比べて、中学生でより「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う 傾向がある。

「男の子/女の子だから」と思う人の方が「性別で向いている仕事と向いていない仕事がある」と思う傾向がある。

(3)周囲からの影響

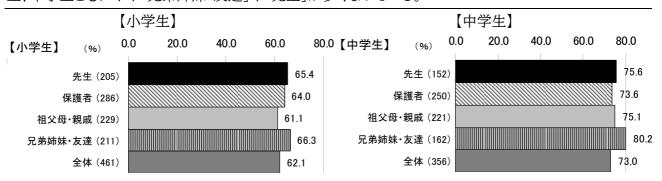
「男の子/女の子だから」と言われた経験については、小学生で「保護者」が 31.0%と最も多く、次いで「祖父母・親戚」が 24.8%、「兄弟姉妹・友達」が 22.8%、「先生」が 22.3%で、**誰かしらから言われた経験のある割合は 49.9%となっている。**東京都と比較すると、「先生」の割合が市で高く、「保護者」の割合が低くなっている。

中学生で「保護者」が 40.1%と最も多く、次いで「祖父母・親戚」が 35.4%、「兄弟姉妹・友達」が 26.0%、「先生」が 24.3%で、**誰かしらから言われた経験のある割合は 57.1%となっている。**



◆性別に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に「男の子だから」「女の子だから」と思う割合をみると、小学生、中学生ともにやや「兄弟姉妹・友達」や「先生」が多くなっている。



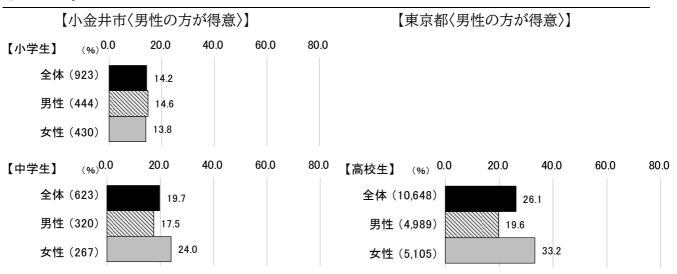
保護者や祖父母・親戚から「男の子/女の子だから」と言われた経験が多く、誰かから言われた経験がある割合は小学生で約5割、中学生で6割弱と高い。

言われた人別に思う割合をみると、言われた経験がある人数は少ないものの、「先生」や「兄弟姉妹・友達」などの影響を受けている傾向がみられる。

(4)教科に対する性別による思い込み

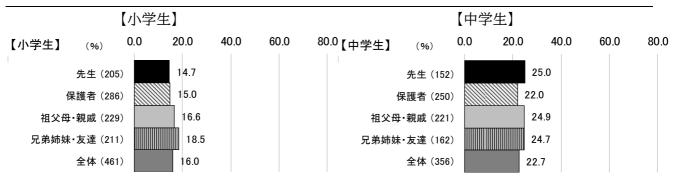
問8.算数(数学)・理科の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

算数(数学)・理科の得意・不得意について、「男性の方が得意」「どちらかというと男性の方が得意」を合わせた〈男性の方が得意〉が、小学生や中学生男性では1割台であるものの、中学生女性では24.0%となっている。



◆性別に対する意識への影響の分析

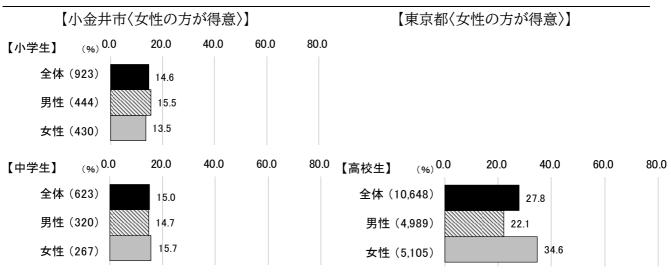
「男の子/女の子だから」と言われた人別に算数(数学)・理科は〈男性の方が得意〉と思う割合をみると、 大きな差はみられない。



算数 (数学)・理科の得意・不得意については、中学生女性でやや男性の方が得意だとする 「性別による思い込み」を持っている傾向がある。

問9.国語・英語の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

国語・英語の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた 〈女性の方が得意〉が、小学生、中学生ともに1割台となっている。



◆性別に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に国語・英語の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。

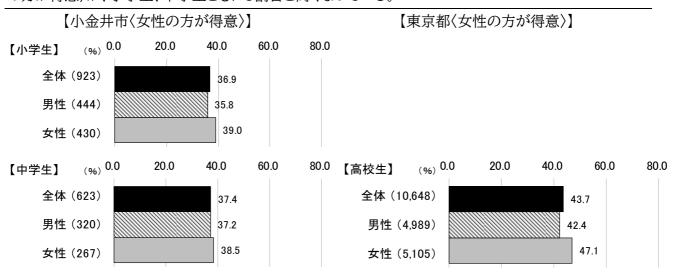


国語・英語の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている傾向が1割程度となっている。

(5)家事・育児に対する性別による思い込み

問 10.家事の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

家事の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が、小学生、中学生ともに3割台と高くなっている。



◆性別に対する意識への影響の分析

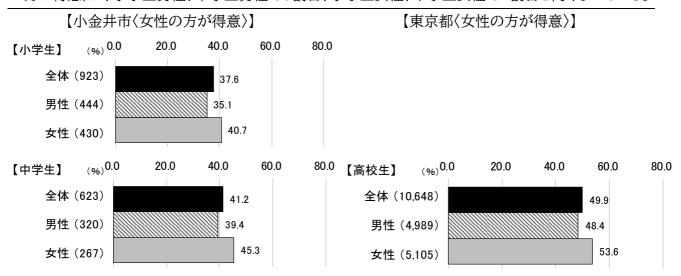
「男の子/女の子だから」と言われた人別に家事の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。



家事の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている 傾向が3割程度となっている。

問 11.育児の得意・不得意について、あなたの考えに当てはまるものを選んでください。

育児の得意・不得意について、「女性の方が得意」「どちらかというと女性の方が得意」を合わせた〈女性の方が得意〉が、小学生男性、中学生男性で3割台、小学生女性、中学生女性で4割台と高くなっている。



◆性別に対する意識への影響の分析

「男の子/女の子だから」と言われた人別に育児の得意・不得意は〈女性の方が得意〉と思う割合をみると、大きな差はみられない。



育児の得意・不得意については、女性の方が得意との「性別による思い込み」を持っている傾向が3~4割程度と高くなっている。

7 自由記述

◎あなたが考える男女平等について、自由なご意見をお聞かせください。

あなたが考える男女平等について、自由に記述していただいたところ、小学校6年生から 671 件、中学校3年生から 366 件の貴重な意見をいただいた。一人で2つ以上の内容にわたって記述されているものもあるため、件数は延べ件数となる。

以下は内容を分類し、特に多く寄せられた意見の中から代表的なものを抜粋して掲載したものである。 自由記述は原則として原文のままを掲載している。

No	カテゴリー	小学校 6年生	中学校 3年生
1	差別の撤廃	324	143
2	個性・意思の尊重	17	97
3	社会全体への意識改革と現状認識	28	37
4	学校生活	25	7
5	働き方・家事・育児	15	12
6	性差の認識と区別の必要性	14	38
7	能力の尊重	12	10
8	その他/特にない	81	22
合計		671	366

◆差別の撤廃

【小学校6年生】

- ◆ どちらも「男の子だから」や「女の子だから」など関係無しで、受け入れること。
- ◆ 「男だから」とか「女だから」という言い方や態度や扱いがないものが男女平等なんじゃないかと思います。また、性別は男と女のみと決めつけず人それぞれの性別で同じ扱いなどをされることだと思います。
- ◆ 差別などをなくせば、男女平等になると思います。
- ♦ 女子だからこうしなくちゃいけないとなんとなくの社会の常識があるのはおかしいと思います。
- ◆ 男子と女子が「女子なんだから○○しないで」「男子なんだから○○やって」などと性別によって差別 されることなく自分が得意なことでみんなのためになれると良いと思う。
- ◆ 女子だから、男子だからと言ってやらないのではなく、苦手でも進んでやるのは大事だと思います。
- ◇ 「男の子だから~」、「女の子だから~」などがないことが男女平等だと思います。
- ◆ 私は、男女で、できるできないなどと変わることはなく、同じ権利があると思う。
- ◆ 男子は、強いとか、女子は、弱いみたいな偏見を普段から持っている人もいるからそういう偏見をなくすところから始めてほしい。
- ◆ 女性と男性が仕事などで平等で扱われる社会になったほうが良い。

【中学校3年生】

◇ こういうアンケートがなくなるような環境こそが、男女平等。

- ♦ お互いが過ごしやすく生活できることを平等というと思った。
- ◆ 男女平等を主張することも大事だけど主張しすぎるのも逆に差別になりそう。
- ◆ 固定概念をなくしてほしい。
- ◆ 男女で態度を変えることをなくしてほしい。
- ◇ 平等の基準は人それぞれだから難しい。
- ◆ 性別の先入観を捨て接すること。
- ◇ どちらかを優遇・特別扱いではなく、ただ同じように扱う。
- ◆ 差別しない。
- ◆ 同じ状況下ですごし、両者それ以上のことを望まないこと。
- ◆ そもそも男女という枠はただの生物学的で単純な話で、その枠に当てはまらない人も当然いる。性差があるとすれば体格の傾向ぐらいで、なぜ今性別によって得意不得意が別れているように思えるのかは、メディアや周囲の人間からの刷り込みのせいである。男女平等ではなくジェンダー平等で、性別に限らず、人種や生い立ちなどからの差別的な意識や行動がなくなることが最終的な目標だと思う。誰もが理不尽に差別されたり、理不尽に押し付けを受けたり、理不尽に暴力を受けることのない社会づくりが大切なのであって、そのためには若いうちから、なんなら幼児からでもしっかりと平等的な意識をもたせる教育に力を入れるべきだと思う。
- ◆ 男女平等、LGBTQ+、などの名前がなくなるほどに当たり前の文化として受け入れられる社会になってほしいと思います。性自認について悩んでいる人がいたら、みんなで寄り添えるような人が少しでも増えたら嬉しいです。ですが、男女平等とはいえ、男子じゃないから殴ってもいいだろう、というような考えは話が別なので、そこの線引きはしっかりできる人がいるといいなと思います。
- ◆ できる範囲で唱えていくのは良いかもしれないが、やり過ぎてどちらかが上に立ってしまうのは良くない。
- ◆ 女の子だから身だしなみや言葉遣いがきれいじゃないとだめみたいな風潮はやめてほしい。逆に自分も女だから笑顔でいなきゃとか気にしてしまうのも辛い。

◆個性・意思の尊重

【小学校6年生】

- ◆ 女性が働いてもいいし、男性が家事をしても良い社会になってほしい。そしたら不満がなくなると思う。
- ◆ 男女でできることは様々だと思うけどそれは、個人差だと思いました。だから、「男だから」などのこと は言わないほうがいいと思う。
- ◇ どんな姓を自認していても、認めてもらえる世界。
- ◆ 女の子だから男の子だからと行動を制限されずに、このようなアンケートもする必要がなくなるのが 平等で理想だなと思います。
- ◆ 保育士や看護師は女性の仕事、パイロットや社長は男性の仕事、などの考えがある職業があるので、そのような考え方はやめたほうが良いと思う。
- ◆ 私が考える男女平等とは、男女関係なく意見を言ったり、仕事をやったり、スポーツをやったり、料理をやったり、などということです。
- ◆ 男女関係なく「男の子だからそれ」や「女の子だからそれ」などを言われずに自分の好きなことをして 良い。

- ◆ 自分の個性に合わせて生活をすると良い。自分が男だからじゃなく自分の個性と考える。性別によって悩むことはないと思います。私は親に女の子なんだからとか言われて傷ついたので女の子のお友達などが性別について悩ませられていたら相談に乗ってあげたいです。個人的な話なんですけど女の子が無理に男の子を好きにならなくていいと思います。反対する人もいるだろうし賛成する人もいるかも知れないその中で私は賛成です誰が誰を好きになってもいいと思います。同性婚も良きだと思います。
- 今でも、男子は髪を切っている。女子はボブ以上ぐらいで髪を伸ばしているという考えを持つ人がいるし。親も、弟(K)が「俺かみ伸ばそうかな!ハーランド(サッカー選手)も伸ばしてるし!」と言ったら親は「K は髪切ったほうがかっこいいよ!男の子だし、、、」と言っていました。それを聞いた私からしたら「え!?今ってジェンダー平等な時代じゃないの?」(心の声)と思いました。だから、まだ男女平等な社会に完全には到達していないと思います。
- ◆ 最近はランドセルの色とか、服装については女の人は色んな色があったり、ズボンとかがあったりするけど男の人の方はまだ黒が主流だったり、暗い色しかなかったり、スカートを履く人があまりいなかったり、男の人の方は男女平等についてあんまり進んでいないと思う。
- ◆ 男子だからこうしなさい、女子だからこうしなさい、またはあれをやりなさい、これをしちゃだめ、などのようなことは、差別になって悲しむ人や苦しむ人がいるかもしれないので、絶対にやってはいけないと思う。みんなが自分の夢や職業につけるようになることが大切だと思う。
- ☆ 好きなことをみんなできるような世界になれば、男女平等になると思います。
- ◆ 女の子だから工事現場で働けないのはやだ。男の子だから力が強いのはヤダ。
- ◆ 男の子だから「あお」女の子だから「ピンク・あか」とかを無くせるような世界にしたい。ランドセルも男の子がピンクのランドセルを、女の子が青・くろのランドセルを選んでもいいけどお母さんが、ピンクのランドセルで子どもがからかわれないか、いじめられないか心配することもあるかもしれないけどその心配もなくせるような世界にもしたい。
- ◇ みんな男女差別がない、やりたいことを自由にできるみんな笑える世界。
- ◆ 男女で向いている仕事などはあると思うけど男女でしてはいけない仕事はないと思う。
- ◆ 女の子だから、男の子だからという理由でやりたいことができなかったりするのは男女不平等だと思います。男女ともにやりたいことがやれて、寄り添い会えるのが男女平等だと私は思っています!!
- ◆ 男子女子関係なく、スポーツやらを楽しんだりすること。女子でも、野球、サッカーやっても良き。男子でも、ダンス、バレーなどをやっても良き。
- ◆ さっきのアンケートのように、将来の職業などについて性別の違いでなりやすい職業、なりにくい職業、業、やりやすい職業、やりにくい職業の差をなくすこと。(もし、男性の方が就きやすい職業に女性が就けても、「女性だから」と信用されにくかったり。)

【中学校3年生】

- ♦ だれでも自分のやりたいことを、性別を理由に制限されずにできること。
- ◇ 「男だから」「女だから」そういうことで、生き方や選び方が左右されないということ。
- ◇ 適材適所で差別なくそれぞれが能力を十分に発揮できることが男女平等だと思う。
- ◆ 体格の問題などで男女に多少違いはあるが、それ故にしたいことが制限されてしまうのは違うし、それぞれ多様な考え方を持つことが大切だと思う。

- ◆ 性別関係なく、それぞれがしたいことをするのが平等だと思う。また、性別によって区別するのはその 人自身の努力や己の尊重に反すると思う。
- ◆ 誰が何をしても何を行っても同じものとして扱うべきだと思います。
- ◆ 女性・男性に関係なく、全員が同じ量の可能性を持っている必要があると思う。特に進学や就職などの進路を決めるときに、女だから、男だからといって、諦めることは絶対にあってはいけないと思っている。また、""男女""平等という呼び方に個人的に納得がいっていない。なぜなら、この世の中には、LGBTQ+など、今までの""男女""の方に当てはまらない人がいて、その人達のことを考えていないように感じるからだ。
- ◆ 男女という価値観をすて一人の人間としてみること。
- ◆ 男性だから、女性だからといった理由で制限されることなく、自由な選択ができればいいと思います。ただ、性別による差は事実として少なからずあると思います。ただ、それを理解したうえで、誰かの思いが制限されることはなくなればいいなと思います。
- ◆ そもそも、男女平等と行っている時点で、男女の差を意識してしまうと思う。性別関係なくただ一人 の人だと考えたほうがいいと思う。

◆社会全体への意識改革と現状認識

【小学校6年生】

- ◆ 今の日本は性教育や男女平等の意識が他の国に遅れている。
- ◆ 勉強などは、やればできると思うから男女はあまり関係はないと思うけれど、他の面ではやっぱり「女の子なんだからしっかりしなさい」と言われることもあるから男女平等は良いけれど、難しいことなのかなと思っています。
- ◆ 日本には男女平等について様々なや法律(男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、ジェンダーなどのことです)がある事は知っています。過去にも差別があって女性にとって不利だったのだから、それは、男女平等は意識すべきだとは思います。(逆に男性不利も避けたいけど)
- ◆ まだ男女平等は完全にできていないけれど、「女の子」「男の子」と言われることはまだあるのかなと 思う。
- ◆ 男女平等と口で言っても最後は理想なわけであり、現にしっかり平等になっているわけではない。な のでまずはどちらが○○という考えを減らした方が良いと私は考える。しかしそれを実現することは むずかしいと思う。
- ◇ 最近は昭和などよりも男女平等に厳しいからそこまで問題はないと思う。男女平等論もあるし。
- ◆ 色々な考え方があると思います。人によってはちょっと怖いなっと思っている人もいればどんどん混 ざりたいっと思う人もいます。なのでそこの違いがあるのかっと思いました。
- ◆ 自分のなりたい将来が、男性ばかり(私は女性です)なので未来が心配です。
- ◇ 確かにできるだけなくしたほうがいいのはわかっているがやっぱり性別で分けてしまう。

【中学校3年生】

◆ インターネットなどでは女性も男性も互いを罵り合ったり偏見を押し付けたりしているなぁと言う印象。

- ◇ 「性別がこうだからこれはできない」という考えを社会全体が持たなくなって初めて男女平等になると 思う。
- ◇ 思っていなくても、○○は女の人のほうが得意なイメージとか△△は男の人のイメージなどの植え付けられてしまっているイメージがなくなること。小さいときから感じてしまっていたら消えない!!
- ◆ 意識の根底にはやはり男性だから女性だからという潜在意識があると思うため男女平等はムズかし い問題だと思う。
- ◆ 実現できないと思う。
- ◆ 最近の社会では男女平等を糾弾しすぎていると考える。
- → みんなが平等ならいいなと思うけど最近は意識しすぎて女性の方を保護しすぎていると思うこともあった。思想を強要するのは良くないと思った。
- ◆ たしかに男女差別がなくなることは大切だと思うが、今まで生きてきた中でたくさん男子だから、女子だからと言われてきたので考え方は変わらない気がする。
- ◆ 男女平等は人間の自由の権利として当然あって良いと思いますが、過激になって他の人を傷つけたりする方向でその呼びかけをするのは良くないと思います。平和に進められれば良いと思います。
- ◆ 男女の平均的な身体能力には必ず差ができてしまうし、身体的特徴も異なる。さらに男女平等の声が強くなった令和以前まで、「男は外、女は中」というような風潮があった社会だったが、それでも今日まで社会が継続しているという事実もある。しかし、私の母親は「女は大学にいかなくていい」と言われ、金銭的な理由もあり大学にいかせてもらえなかったという話を聞かされており、ニュースやネットでトランスジェンダーの人や同性愛の話を聞くと、認められてよかったと思う反面、今まで受けられなかったという事実があったことに心を痛めることもある。ほかにもインターネットで知ったこと等、それら諸々加味して意見を述べるなら、学歴や雇用の面、トランスジェンダー、同性愛、この3つは男女平等を認められるべきだと思う。

◆学校生活

【小学校6年生】

- ◆ 同級生でも女子だから男子だからとか決めつけていじめてくる人がいるから、そういうのを言わない 社会にしていかなければいけないのではないかと思います。なので男女平等はまだ全然できていな いと思う。
- ⇒ まず先生が言っていては子どもも真似してしまい男女差別が生まれる。
- ◆ 男子更衣室を作ってほしい。
- ◆ 班でグループを作るときなど。
- ◆ 女子更衣室だけあるのはおかしいと思う。男子だってゆっくり着替えたいから男子更衣室もあってほしい。
- ◆ でもたまに、先生によっては、女子が喋っているときには、怒らないのに男子が喋っているときは怒る 先生がいるのでおかしいと思ってます。
- ◆ 先生が女の子には注意しなくても男の子だったら強くあたっていたという事をよく目撃するのをなく したい。

【中学校3年生】

- ◆ だいぶ前から男女差別をなくそうと言っている割には教師など大人が女の子なんだからといってきた。
- ◆ 長距離走の距離を男女ともに 1500m、または 1000mに統一する。
- ◆ 身の回りが結構男女平等が生活に浸透しており先生たちも発言には気をつけてる素振りが見られました。

◆働き方・家事・育児

【小学校6年生】

- ◆ 大人になったとき育児はお母さんが赤ちゃんを産んでいるから女性の方が得意だと思う。平等にする ために男の人が家事をすれば平等になると思う。
- ◆ 今は男性も女性も育児休業がとれる社会になっているが、やはり男性がそれを取る機会は少ないため、もっと支援するべきだと思う。
- ◆ 男子も女子も性別が違うだけで同じ人間だと思っています。学校の先生の教え方で、4年生のときは、性別による差があると思っていたけれど、考え方が変わりました。テレビでも、男女関係なく家事を分担している家があるという事を言っていたので、あまり変わらないと思います。
- ◆ 男女は平等な方が良いし、将来、家事や育児をすべて任せられると考えると、自分のやりたいことができないし十分な睡眠を取れなかったり、それでやってもらおうとしても反抗されたらとてもつらいと思う。だから、男性にも家事や育児をしてほしいし男女平等で一緒に家事や育児でなくてもやったほうが良いと思う。
- 令 家事は男性でも触れる機会が少ないだけで差はないと思います。
- ◇ 家ではお母さんもお父さんもご飯を作ってくれるからそれが少ないのにびっくりした。そういう家がふえると良いと思った。

【中学校3年生】

- ◆ 男女ともに、仕事をしたり、育休を取ったりできる。
- ◇ 仕事、家事、収入ともに男女で差がない。性別関係なく意見を言うことができる。
- ◆ 会社などで上の職(社長など)につける女性が増えたらいいのかもしれない。
- ◇ 家事は女性がして、働くのは男性とかいうのは違うと思う。
- ◆ 働き方は昭和時代後期のような男が働いて女は育児という方針のほうがいいと思う。

◆性差の認識と区別の必要性

【小学校6年生】

- ◆ 私は、男女で平等にしたほうがいいと思うんですけど、男女で関わるときには、嫌なときもあると思います。平等だからといって、すべてが平等ではなくて少しは、不平等なところがあってもいいと思います。
- ◆ 女、男っていう完全な差別とか、「あなたは女だから」とかっていう決めつけはやめておいたほうがいいと思います。でも流石に「配慮」はあってもいいかなって思います。
- ◆ 男女平等はいいが、スポーツなどでは分けたほうがいいと思う。

◆ 基本的には一人ひとりが自由に生きる権利があるのでそのへんは自由でいいと思うけど、ボクシングなどは性別による体格の差があって、危ない面もあるからそのへんは性別が一緒のほうが安全面としていいと思っている。

【中学校3年生】

- ◆ 体のつくりに差があるので、すべてが平等になることは難しい。男尊女卑とか、女尊男卑の考えが減ればいいと思う。
- ◆ 男女でできることが変わったり選択肢が少なくなったりするのは平等ではないけど、平等だからといえ区別をなくすのは違うと思う。
- ⇒ 男性と女性で得意なものが違うなら認め合って支え合えばいいと思う。
- ◆ 男女で差があるのは当たり前のことだから、平らにするのも大事だが、違いも受け入れる。
- ♦ 何でもかんでも揃えようとするのはどうかと思う。
- ◆ 男尊女卑だったり女尊男卑は良くはないと思うけど、体の構造的に違うわけだし、完全な男女平等なんてないと思います。また、男女平等を唱えながら一方的な不満を言うのも違うと思います。
- ◆ 差別と区別をしっかりと分けることが大切。違いは必ず生まれるものだからこそ、それは区別する必要がある。
- ◇ 下手にジェンダー平等とか言わずに、生物学上の男女の違いを大切にしてチャンスをある程度同じ くらいにすること。

◆能力の尊重

【小学校6年生】

- ◆ 正直、人の能力の差は、その本人の努力次第だと思っています。なので、女だから、男だから、できる、できない、向いている、向いていないなどはないと思います。なので、やりたいことを性別を理由にやらないなどということをする必要はないんじゃないのかな。と私は考えています。
- ♦ たとえ異なる分野で優れているとしても、男女は平等であるべきだと私は信じています。
- ◆ 男子がいっぱいいるから、とかは考えることはあるけど、「男の子だから算数が得意」や「女の子だから国語が得意」などは違うと思います。なぜかというと、その人はその人で性別関係なく得意不得意があると思うからです。
- ◆ 男の人も女の人も、いいところがあるけど、みんなが、練習とか勉強とかをしたら、同じぐらいの得意 さになると思うから関係ない。

【中学校3年生】

- ◆ 最近の「男女平等」は少し枠組みが変わってしまったと思っている。昔は男女差別をなくす運動が正 しい人だった。今も、正当な方法で男女差別をなくそうとする人がいる。しかし、最近は「平等」が「公 平」になってしまった。持つものが不利になり、努力しないものが有利になる。いつからこうなったのだ ろうか。
- ◆ 体力差や、体格差などが違うのはしょうがないけれど、それを人に押し付けたり、常識だから、というのは違うと思う。また、教科や家事育児の得意不得意は育ってきた環境や、好き嫌いがあるし、家事育児が得意な男性がいても、機械が得意な女性がいてもいいと思うし、変でもない、と思う。

- ◆ 女性の理系が現在少ないために女子に理科系の興味を持たせるため理系大学の女子枠を増やすなどをおこなっているが、一般枠を食っているのが問題となっている。ので、無理に女子枠を増やさなくとも、女子の理系が少ないという事実があるのならその事実を尊重し無理に女子に理系を目指させなくていいようなもっと抜本的な男女平等意識が必要だと思う。
- ◆ 男女関係なく、得意不得意はある

(仮称) 小金井市第7次 男女共同参画行動計画 【骨子案】

令和7年7月時点 小金井市

目 次

第 章 計画の策定に当たって	. 1
I 計画策定の趣旨	.
2 計画の位置付け	. 6
3 計画の性格	. 6
4 計画の期間	. 7
5 計画の策定体制	. 8
(Ⅰ)市民意識調査の実施	. 8
(2)子どもの意見聴取の実施	. 8
(3)男女平等推進審議会の開催	. 8
(4)パブリックコメント、市民懇談会の実施	. 8
第2章 小金井市の現状	. 9
I 人口等の推移	. 9
(1)人口の推移	. 9
(2)年齢3区分別人口の推移	10
(3)世帯の推移	П
(4)家族類型の状況	П
(5)転入・転出の状況	12
(6)未婚率の推移	13
(7)合計特殊出生率の推移	13
(8)就業の状況	14
(9)雇用の状況	14
(10)労働力率の状況	15
2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	23
l 基本理念	23
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
第4章 施策の展開	26
第5章 計画の推進	27
资料 紀	28

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成 II 年 (1999 年) の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成 I2 年 (2000 年) に策定、令和 2 年 (2020 年) には男女共同参画基本計画 (第 5 次) を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市(以下「本市」という。)においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年(2003年)に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年(1984年)に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力(DV)・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第7次男女共同参画行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

①社会情勢

◆持続可能な開発目標 "SDGs"

"SDGs (Sustainable Development Goals)"は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)です。女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17のゴールの一つに「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究機関のSDSNが令和6年(2024年)6月に公表した、世界各国のSDGsの達成状況をまとめたレポートによると、全体順位は167カ国中18位とアジアでは最高順位であったものの、「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」では、4段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

◆ジェンダー・ギャップ指数(GGI)

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の | つとなっています。令和6年(2024年)の日本の順位は | 146 か国中 | 18 位で、令和5年(2023年)の | 146 か国中 | 125 位から後退するという結果になりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。

日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では 146 か国中 113 位、経済分野では 146 か国中 120 位と、全体の順位を引き下げています。

②国の動き

◆第6次男女共同参画基本計画 <令和7年(2025年) 12月>

令和7年(2025年)12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)が閣議決定される予定となっています。

第6次計画は、~~~

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法) <令和3年 (2021年)6月改正法施行>

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が平成30年(2018年)5月に公布・施行されました。

この間、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大き く遅れていることから、令和3年(2021年)6月に、①政党等がより積極的な取組を行うこ ととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されて います。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) <令和4年(2022年)10月施改正法施行>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)は、令和元年(2019年)5月に改正され、令和4年(2022年)4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。また、常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異(国・地方公共団体)の公表が義務づけられました。

令和6年(2024年)10月に女性活躍推進法の10年延長が提言され、同年12月に厚生労働省が改正案をまとめました。その中では、従来の取組に加え、女性特有の健康課題への取組や職場でのハラスメントなどの対策強化も行動計画に盛り込む必要性が指摘されています。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年(2023年)6月施行>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に公布・施行されました。

基本理念を定め、国や地方公共団体の役割等を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

現在、国の「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」において、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整が行われています。

◆性犯罪に関する刑法等 <令和5年(2023年)7月改正法施行>

令和5年(2023年)6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等 罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難 な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、わいせつな画像の撮影 や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5年(2023年)3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許さ

れない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) <令和6年(2024年) 4月施行>

女性を巡る課題に対応する婦人保護事業は、従来、昭和 31 年(1956 年)に制定された「売春防止法」を法的根拠として実施されていました。近年、女性を巡る課題は D V、ストーカー被害、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻や生活困窮等のように多様化・複雑化・複合化し、現行の法制度では対応に限界があるとの提言がなされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の増進を図るとともに自立して暮らせる社会を実現するため、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

同法に基づき、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務化されています。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) <令和6年 (2024年)4月改正法施行>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年(2023年)5月に成立し、令和6年(2024年)4月1日から施行されました。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の 拡充、協議会の法定化などが改正されています。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成 支援対策推進法の一部を改正する法律 <令和7年(2025年)4月改正法施行>

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成 支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年(2024年)5月に成立し、令和7年(2025年)4月1日から順次施行されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き 方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止 のための仕事と介護の両立支援制度の強化、個別周知・意向確認の義務化などが改正されて います。

③東京都の動き

◆東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年(2022年)3月>

平成 12 年 (2000 年) 3 月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和 4 年 (2022 年) 3 月に新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として掲げ、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2部構成で計画を策定しています。

また、女性活躍推進計画では、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の3つの柱、配偶者暴力対策基本計画では、「配偶者暴力対策」、「男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策」の2つの柱が掲げられています。

◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年(2023年)3月>

平成30年(2018年)10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年(2019年)12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和5年(2023年)3月には、第2期計画が定められました。

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことが掲げられています。

◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 <令和6 年(2024年)3月>

令和4年(2022年)5月に成立した「困難女性支援法」や令和5年(2023年)3月に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、令和4年(2024年)3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

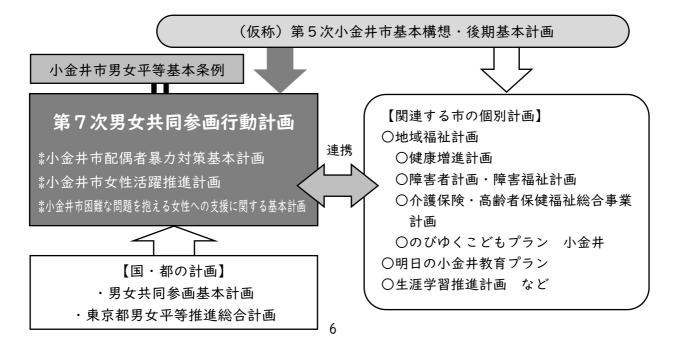
基本理念として、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現 に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全に かつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」が掲げられています。

2 計画の位置付け

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第 10 条第 1 項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆本市の(仮称)第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第 |4 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」 第2条の3第3項(DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。) に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」 第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第 8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の性格

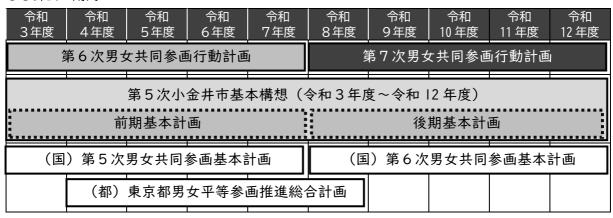
- ◆本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進 していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明 らかにしたものです。
- ◆国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ◆本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ◆市民意識調査結果、子どもの意見聴取結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、 小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

◆本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和 I2年度(2030年度)までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

●○計画の期間



5 計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施 策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」 という。)を実施しました。

◇調査対象:市内に居住する 18 歳以上の男女個人 2,000 人

◇調査期間:令和6年10月1日(火)~10月15日(火)(10月下旬到着分まで回収)

◇回収状況:全体 768 件/2,000 件(有効回収率:38.4%)

(2)子どもの意見聴取の実施

計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内小・中学生を対象とした「性別による無意識の思い込み」に関するアンケート調査を実施しました。

◇調査対象:市内公立小学校6年生·市内公立中学校3年生

◇調査期間:令和7年5月9日(金)~5月19日(月)

◇回収状況:小学校6年生 923件/1,013件(有効回収率:91.1%)

中学校 3 年生 623 件/754 件 (有効回収率:82.6%)

(3) 男女平等推進審議会の開催

公募市民や学識経験者等で構成された男女平等推進審議会において、計画素案の内容や計 画案について審議し、ご意見をいただきました。

(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施

計画案に対する市民からの意見を幅広く聴取するため、パブリックコメント及び市民懇談 会を実施しました。

第2章 小金井市の現状

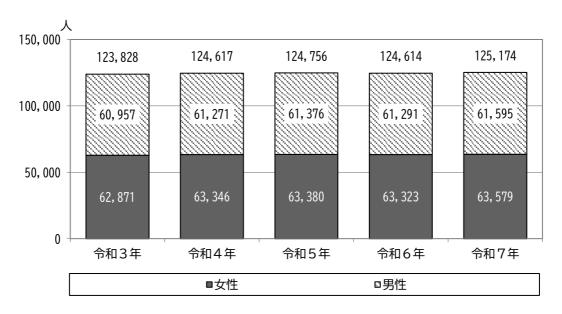
1 人口等の推移

(1)人口の推移

本市の人口は令和3年(2021年)から令和7年(2025年)にかけて、緩やかな増加傾向となっており、令和7年(2025年) | 月 | 日現在で | 125, 174 人となっています。

性別にみると、男性に比べて女性が約2,000人多くなっています。

●○男女別人口の推移



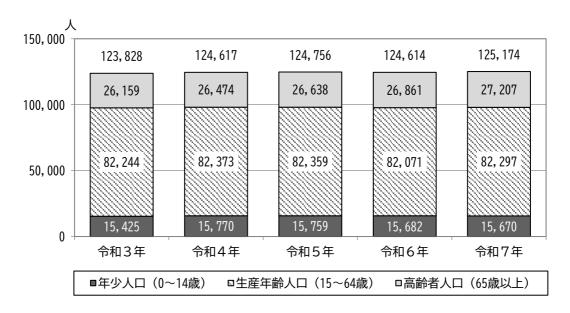
資料:住民基本台帳(各年 | 月 | 日現在)

(2)年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、いずれの区分もおおむね緩やかに増加しています。

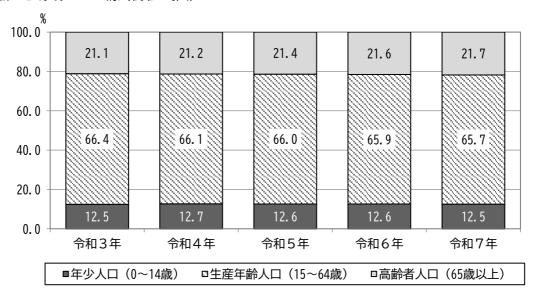
年齢3区分別の人口構成割合をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少 傾向、高齢化率は増加傾向となっています。

●○年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年 | 月 | 日現在)

●○年齢3区分別の人口構成割合の推移

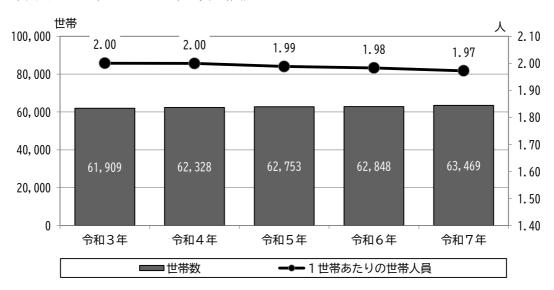


資料:住民基本台帳(各年 | 月 | 日現在)

(3)世帯の推移

世帯数は緩やかな増加傾向にあり、令和7年(2025年)時点で 63,469 世帯となっています。一方、 I 世帯あたりの世帯人員は令和5年(2023年)以降2人を下回っており、令和7年(2025年)時点で 1.97人となっています。

●○世帯数及びⅠ世帯あたりの世帯人員の推移

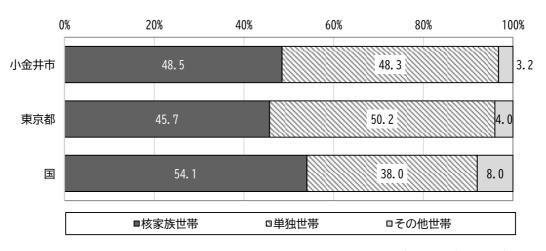


資料:住民基本台帳(各年 | 月 | 日現在)

(4) 家族類型の状況

家族類型の状況をみると、核家族世帯と単独世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単独世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はないものの、国と比較すると 10.3 ポイント高くなっています。

●○家族類型の状況(国・都比較)

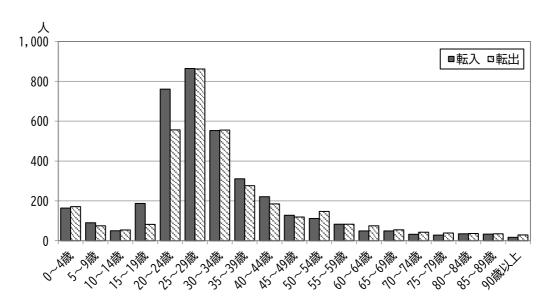


資料:国勢調査(令和2年)

(5) 転入・転出の状況

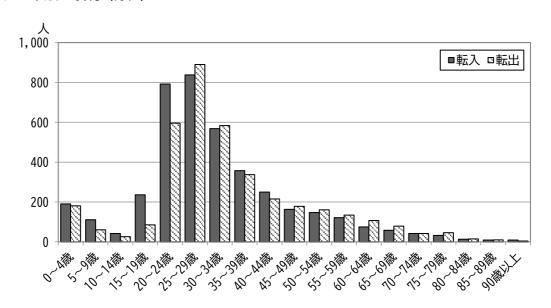
令和6年(2024年)の転入・転出状況をみると、男女ともに20歳代の転入数が多く、特に20~24歳は転入が転出を上回る転入増となっています。同様に15~19歳も転入増となっています。25歳以降は、転入と転出がほぼ同数となっています。

●○転入・転出の状況(女性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(令和6年)

●○転入・転出の状況 (男性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(令和6年)

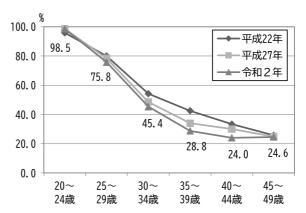
(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男性はすべての区分で令和2年(2020年)が平成27年(2025年)よりも低く、女性は25~44歳で令和2年(2020年)が平成27年(2025年)よりも低くなっています。

●○未婚率の推移(女性)

100.0 % 平成22年 97.1 平成27年 80.0 令和2年 60.0 69.3 40.0 37.4 20.0 24.3 19.8 17.1 0.0 20~ 25~ 30~ 35~ 40~ 45~ 29歳 34歳 44歳 49歳 24歳 39歳

●○未婚率の推移(男性)



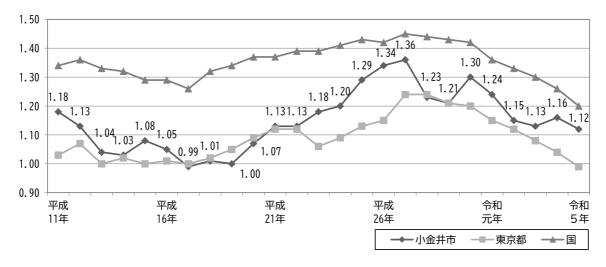
※数値は令和2年のみ。

資料:国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ、平成27年(2015年)までは増加傾向でしたが、平成28年(2016年)、平成29年(2017年)に一旦減少し、東京都の数値に近づきました。平成30年(2018年)に再び増加したものの、その後国・都と同様に減少に転じ、令和5年(2023年)は1.12となっています。

●○合計特殊出生率の推移(国・都比較)



※数値は本市のみ。

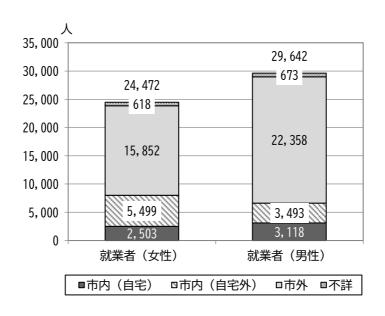
資料:国-人口動態統計(厚生労働省)

東京都、小金井市-人口動態統計(東京都保健医療局)

(8) 就業の状況

就業者の状況をみると、令和 2 年(2020 年)の女性就業者は 24,472 人、男性就業者は 29,642 人となっています。男女ともに市外で就業している人が多くなっています。

●○就業者の状況



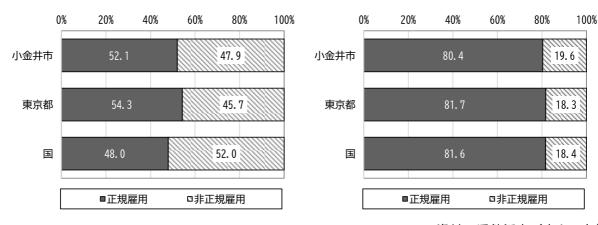
資料:国勢調査(令和2年)

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、小金井市の女性は正規雇用が 52.1%、非正規雇用が 47.9%となっており、正規雇用の割合は国より高く、東京都より低くなっています。

男性はいずれも正規雇用が80%を超え、国・東京都と同様の傾向となっています。

●○従業上の地位の状況(国・都比較)



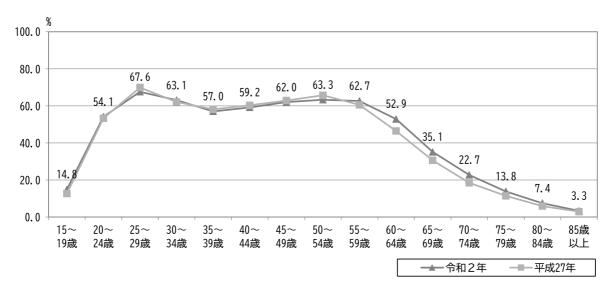
資料:国勢調査(令和2年)

(10) 労働力率の状況

女性の5歳階級別の労働力率をみると、25~29歳、35~54歳で令和2年(2020年)は平成27年(2015年)よりも低くなっています。

国・都と比較すると、小金井市では東京都と同様に 25~29 歳が最も高く、その後 30 歳代で減少するM字カーブを描こうとしますが、国と比較して、M字の谷が深く 40 歳代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

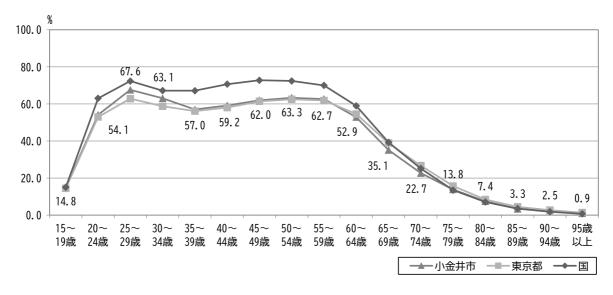
●○女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



※数値は令和2年のみ。

資料:国勢調査

●○女性の年齢5歳階級別労働力率の状況(国・都比較)



※数値は本市のみ。

資料:国勢調査(令和2年)

2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第6次男女共同参画行動計画期間における、令和3年度から令和6年度の推進状況調査から重点施策等の進捗状況を、第6次計画の目標ごとにまとめました。

基本目標 | 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【重点施策】

◆人権・男女平等に関する講演会等の開催

- ◆ 人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット」を開催しました。
- ◆ 各種講演会への参加や啓発資料等の配布を通して男女共同参画の意識啓発を実施しま した。

◆若い世代への啓発・教育の推進

- ◇ 市内小・中学校の児童・生徒に対し、人権教育プログラムを活用した、暴力の未然防止の意識づくりを推進しました。
- ◇ 「知っておきたいデートDV (リーフレット)」を市ホームページへ掲載し、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を推進しました。
- ◆ 成人式においても、DV相談等の案内を配付しました。

【アンケート調査結果より】

◆小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ◆ 市民意識調査において、こがねいパレットの認知度は 24.8%と第6次計画策定時 (22.5%) から大きな変化は見られません。情報誌「かたらい」の認知度は 12.9%と 依然として低いことがうかがえます。また、第6次計画自体の認知度も 13.0%にとど まっています。
- ◆ 相談事業の認知度も、女性総合相談が 15.5%、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が 25.5%と低いことがうかがえます。

◆DVの認知度

◆ [①平手で打つ]、[⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない]、 [⑦なぐるふりをしておどす]、[⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」 などと侮辱的なことを言う]で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割を超え ています。一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」については、 [②大声でどなる]で4割台、[③外出などを制限する][⑤何を言っても無視する] [⑨生活費を十分に渡さない]で2割台となっています。

◆DV被害の相談有無、相談先

◆ DV被害の相談は、全体で「相談したかったが、相談しなかった」が II.5%、「相談しようと思わなかった」が 55.6%と、 "相談しなかった" 割合が 67.1%と高く、第 6次計画策定時と比較して I3.5 ポイント高くなっています。相談した人の相談先として、第 6次計画策定時同様「友人・知人」「親族」が高いものの、女性で「同じような経験をした同性」(II.2 ポイント増加)、「家庭裁判所、弁護士、警察」(5.6 ポイント増加)の割合が高くなっています。

◆小中学生の性別による無意識の思い込み

- ◆ 小中学生アンケートにおいて、「男の子/女の子だからと思うことがある」割合が小学生で 50.3%、中学生で 60.7%、「性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う」割合が小学生で 56.0%、中学生で 71.5%と、性別による思い込みがあることがうかがえます。
- ◆ 特に、先生、親(保護者)、祖父母や親戚など周りの大人、兄弟姉妹や友達などの誰かから「男の子/女の子だから」と言われた経験がある人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◆ 本市においては、人権・男女平等の推進に向けて、様々な事業を実施しているものの 事業自体や計画に対する市民の認知度は低く、本市の男女共同参画に関する取組が十 分に伝わっていない状況がうかがえることから、引き続き認知度の向上に努めること が重要です。
- ◆ 暴力行為の内容によってはDVであると認識していない割合も高く、改めてDVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させ、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めることが重要です。
- ◆ 年齢を重ねるにつれ、周囲からの影響を数多く受けることで、「性別による無意識の思い込み」を抱いてしまうことが考えられるため、幼少期から「無意識の思い込み」について知ることが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【重点施策】

◆男性の家事・育児・介護への参画促進

- ◆ 出産、育児に関する両親学級やエンジェル教室、カルガモ教室において父親が参加し やすい環境を整えたことで、父親の参加者数が増加しています。
- ◆ 父親と子ども、父親同士の交流を図る各種事業を開催し、父親の育児参加と交流機会の提供に努めています。
- ◆ 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護 教室等について、男性介護者も参加しやすいテーマ設定を行いました。

◆一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

- → 市報、市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載するとと もに、男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、「こがねいパレット」等の機会 を利用し、普及啓発資料を配布しました。
- ◆ 多様な働き方の普及・啓発に向けて、パンフレットによる情報提供や就職支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー等を行いました。

【アンケート調査結果より】

◆1 日あたりの家事・子育てに携わる時間

◆ 市民意識調査において、第6次計画策定時と比較して男性の家事や子育でに携わる時間が増加していることがうかがえるものの、依然として共働きであっても男性に比べて女性の家事に携わる時間が長い傾向にあります。

◆育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

◆ 育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男性にとっても女性にとっても、「短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する」、「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価を行う」、「保育・介護の施設やサービスを充実する」ことが必要であることがうかがえます。

◆男性の家事・育児の参加について

⇒ 男性の家事・育児参加へのイメージは、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も高く、第6次計画策定時よりも男女ともにそう考える傾向が高まっています。

◆育児休業・介護休業の利用意向について

- ◆ 育児休業の利用意向は、「利用したい」で女性(74.9%)が男性(60.8%)より |4.| ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の育児休業の取得意向の高まりがうかがえます。
- ◆ 介護休業の利用意向は、「利用したい」で女性(72.8%)が男性(64.8%)より8.0 ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。

◆小中学生の家事・育児に対する性別による無意識の思い込み

- ◆ 小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では"女性の方が得意"と思う割合が小学生で36.9%、中学生で37.4%、育児の得意・不得意では"女性の方が得意"と思う割合が小学生で37.6%、中学生で41.2%と、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。
- ♦ 特に、先生、親(保護者)、祖父母や親戚など周りの大人、兄弟姉妹や友達などの誰かから「男の子/女の子だから」と言われた経験がある人ほど、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の連携・協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが重要です。
- ◆ 男性の家事や子育てに携わる時間の増加や育児休業、介護休業の取得意向の高まりが うかがえます。事業所や関係機関等の連携・協力を得ながら、男女がともに無理なく 仕事と家庭、育児・介護に参画することができる環境づくりが重要です。
- ◇ 子どもたちの性別に対する意識は日常の様々な場面から影響を受け形成されるため、 周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を 見直すなど、言動に留意することが重要です。

基本目標皿 男女共同参画を積極的に推進する

【重点施策】

◆男女の市政参画の促進

- ◆ 多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、 審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年(2025年)時点の女性の登用比率は37.6%と、 着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響 を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。
- ◇ 防災・防犯分野では、男女双方の意見を反映することができるよう、審議会運営を行いました。

◆市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

- ◆ 指導的立場への女性の参画の促進に向けて、市女性職員を対象とした女性キャリア支援研修を実施しています。また、令和3年度より男性管理監督職のための女性キャリア支援研修を実施し、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進しています。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、令和6年度の男性育児休業取得率が108.3%と大きく増加しました。

【アンケート調査結果より】

◆審議会等の女性委員比率について

◆ 審議会等の女性委員比率については、男女ともに「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と高いものの、第6次計画策定時よりも、「積極的に女性委員を増やした方がよい」が男女ともに5ポイント以上高くなっています。

◆各分野の男女平等観について

◆ 様々な場において男女が平等になっていると思うかについてみると、「男性の方が優遇されている」については、〔④政治の場〕が48.8%と最も高く、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた《男性優遇》では79.1%と約8割を占めています。

【まとめ・今後の課題】

- ◆ 引き続き、審議会等の女性参画率目標達成に向けて、定期的に状況把握を行うととも に、全庁的に女性委員の登用促進について要請することが必要です。
- ◆ 本市において、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、男女平等の 視点に立った職員配置を行うとともに、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む ことが重要です。

こがねいパレット

昭和 52 年(1977 年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62 年(1987 年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13 年(2001 年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

情報誌「かたらい」

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、 地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・ バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を 通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究 会の活動を締め括りました。

「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15 年(2003 年)に『聞き書き集 小金井の女性たちー時代をつなぐー』、平成 18 年(2006 年)に『聞き書き集 小金井の女性たちー時代を歩むー』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

市民組織の変遷(婦人問題懇談会~男女平等推進審議会)

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年(1984年)には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年(1995年)、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年(1996年)には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年(2001年)に設置された「(仮称)第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年(2003年)の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする
 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第6次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女 共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の 二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

また、本計画策定にあたり実施した小中学生アンケートにおいて、子どもの頃から「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」を持っている状況が明らかになりました。男女共同参画社会の実現に向けては、このような意識を変えていくことも重要です。

二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標 | 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力(DV、デート DVなど)の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に対応したひとり 親家庭、高齢者、障がい者、外国人住民、性的少数者など、様々な困難を抱えることが多い女 性等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、 庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

※確定次第、掲載

第4章 施策の展開

第5章 計画の推進

資料編

国·第5次計画

Ι	あらゆる分野	野における女性の参画拡大
1	第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2	第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の 調和
3)	第3分野	地域における男女共同参画の推進
4)	第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進
Π	安全·安心	な暮らしの実現
5	第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
6	第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難 に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
7)	第7分野	生涯を通じた健康支援
8)	第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
Π	男女共同	参画社会の実現に向けた基盤の整備
9	第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
10	第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解 の促進
11)	第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
V	推進体制の	整備·強化

都·東京都男女平等参画推進総合計画

市·第6次男女共同参画行動計画

第2部 女性活躍推進計画

**	= -	/7	A 11"->	マルウロル	4 ノルロ バー・センス	る女性の活躍推進

- ② 1 生活と仕事を両立できる環境づくり
- 9 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就 職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
- 10 2 教育·学習の充実
- ③ 8 ① 3 あらゆる分野における女性の参画拡大

第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- ⑥ 1 ひとり親家庭への支援
- 6 2 高齢者への支援
- 6 3 若年層への支援
- 6 4 障害者への支援
- ⑥ 5 性的少数者への支援

第3部 配偶者暴力対策基本計画

第2章 配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 5 8 調査研究の推進

第3章 男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策

- 5 1 性暴力被害者に対する支援
- ⑤ 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

- ⑥ 9 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透
 - 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)
- 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な 対応と対策
- | 5 生涯を通じた心と身体の健康支援
- 6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮ら せる環境の整備

Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- 9 1 家庭における男女共同参画の推進
- ③ ② 2 働く場における男女共同参画の推進
- 2 3 女性の活躍と多様な働き方への支援
- 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動 の促進

Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

- 8 1 1 政策・方針決定過程への男女の参画
 - IV 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
 - IV 3 推進体制の充実・強化

市·第7次男女共同参画行動計画(案)

〈重点取組〉

・こどもに向けたジェンダー平等意識の普及・浸透 (アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組など)

I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

- ⑥ 9 1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
- 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)
- 4 ストーカーやハラスメント、性犯罪・性暴力等
- への適切な対応と対策
- 5 生涯を通じた心と身体の健康支援 6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮ら
- せる環境の整備

- 9 1 家庭における男女共同参画の推進
- ③ ② 2 働く場における男女共同参画の推進

 - 3 女性の活躍と多様な働き方への支援 4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動
 - の促進

Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

- 8 1 政策・方針決定過程への男女の参画
 - IV 2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
- IV 3 推進体制の充実・強化

ろから性別による無意識の思い込み(アンコ ンシャス・バイアス)を持っている状況がう かがえました。そのため、第7次では、こど ものアンコンシャス・バイアスの解消に向け て、こどもを対象とした事業を前段にまとめ、 力を入れていくべき取組として、「重点取

組」とすることを提案します。

困難女性

困難女性

女性活躍

小中学生向けのアンケートから、小学生のこ

②人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点施策】

困難女性 ②若い世代への啓発・教育の推進 【重点施策】

Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- 女性活躍 ①男性の家事・育児・介護への参画促進 【重点施策】
- 女性活躍 ①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進 【重点施策】

①男女の市政参画の促進 【重点施策】

①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点施策】

困難女性支援法に基づく計画については、狭義 では I-6のみの該当になります。 広義で取る場合は、上記で示したとおり、多く の施策が該当します。

小金井市では、広く困難を抱える女性等を支援 するため、I-3~6を計画として位置付ける ことを提案します。

主要課題について|修正案

- ① I-1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸 透ですが、施策の方向(3)多様性への理解 の推進が含まれています。そのため、男女平 等という言葉でまとめることが適さないと考 え、ジェンダー平等という表記に改めること を提案します。
- ② I-4 ストーカーやハラスメント、虐待等 への適切な対応と対策ですが、「虐待はDV との関わりが強いという考え方」から、虐待 に関する施策を I-3 に移動することを提案し ます。
- ③ I-4 「第7次から性犯罪・性暴力への対 応を取組に含めたいという考え方」から、主 要課題のタイトルに性犯罪・性暴力という表 記を追加することを提案します。

市議会の報告

令和7年第2回市議会定例会 一般質問

令和7年6月5日(木)

会派	質問議員	内容
みらいのこが	No. 4	必要な人に必要なサービスが効果的に届くよ
ねい	天野かな	う、各種事業の効果検証の精度を高め、より実
	議員	効性のある市政運営に繋げてはどうか
		(1) 本市の第6次男女共同参画行動計画に内包
		される女性活躍推進事業についての課題認識
		と効果検証方法を例に挙げ、小金井市の事務
		事業評価の内容についての確認と提案。

令和7年6月10日(火)

会派	質問議員	内容		
子どもの権利	No. 22	困難な問題を抱える女性支援法の有効活用を		
を守る会	片山かおる	(1) 26市調査と23区調査結果について。2		
	議員	6 市調査評価に対する見解。		
		(2) 女性支援法に対する認識。全庁的な研修		
		は。		
		(3) 小金井市としての今後の取組みについて。		